

改訂版

加工食品卸売業における 産業廃棄物の処理について

平成25年3月



社団法人 日本加工食品卸協会

はじめに

私たちは生活者として生活する上で、廃棄物を排出しています。

企業もまた企業活動によりさまざまな廃棄物を排出しており、適切な廃棄物処理対応が必要となります。特に産業廃棄物処理対応には注意を払わねばなりません。

廃棄物はそのまましておけば「場所を占有する」ばかりでなく、物によっては「悪臭を放つ」「腐敗する」「有害物質を含む」等、私たちの普段の生活や企業活動に支障を来たしてしまいます。

これらの廃棄物を適切に処理するため、1954 年(昭和 29 年)に制定された「清掃法」を全面的に改訂して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法と記す)が 1970 年(昭和 45 年)に制定されました。

そして、2008 年(平成 20 年)から産業廃棄物の排出事業者(加工食品卸売業もこれに含まれる)に対して、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」による定期報告が義務付けられました。

くわえて、食品関連事業者特有の廃棄物である食品廃棄物についても、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」が 2001 年(平成 13 年)に制定、2007 年(平成 19 年)には改正され、ますます廃棄物に関する適切な処理が求められるようになりました。

当協会内では 2004 年(平成 16 年)に「産業廃棄物対応研究会」が発足し、業界ガイドラインである「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」(平成 16 年度版ガイドライン)を発行致しました。

その後、当協会では環境対応ワーキンググループを設置。「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」が義務化されたことを周知させるために、2008 年(平成 20 年)に平成 16 年度版ガイドラインを改正した平成 20 年度版 を発行致しました。

さらに 2011 年(平成 23 年)に産業廃棄物排出者による産業廃棄物処理場実地確認等を盛り込んだ改正廃棄物処理法が施行されたことを機に、再度当ガイドラインを改訂することと致しました。

私たちは外部企業に廃棄物処理を委託する以上、法に則った正しい手続きを行い、私たちが排出した産業廃棄物の処理を委託した業者が正しく処理できるか判断し、確認する必要があります。

近年、コンプライアンスや CSR (Corporate Social Responsibility) が企業を評価する上での重要なファクターとなっています。自社が排出した廃棄物が適切に処理されなかった場合、最終的には排出事業者である私たちがそれらの除去、処理等について責任を取ることになります。

廃棄物の適法処理は企業にとって一番重要で、かつ一番複雑な環境問題対応といえます。当協会の会員企業各社にとって当ガイドラインが廃棄物処理法対応の一助となることを願っています。

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本加工食品卸協会

専務理事 奥山則康

加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について 平成 24 年度版

目 次

第一章「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の概要	1
1. 「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の構成	1
2. 廃棄物処理法の用語解説	2
第二章 廃棄物処理法とは	10
1. 廃棄物処理法の概要	10
2. 加工食品卸売業における廃棄物の特徴	12
3. 企業の責任	13
4. 廃棄物処理法により加工食品卸売業が求められているもの	14
5. 罰則	15
第三章 産業廃棄物とは	17
1. 産業廃棄物と一般廃棄物(家庭系・事業系)	17
2. 産業廃棄物の種類	18
3. 特別管理産業廃棄物について	20
4. 事業系一般廃棄物について	22
5. 専ら物について	23
第四章 産業廃棄物の処理の基準	25
1. 保管についての基準	25
2. 収集・運搬についての基準	28
3. 処分についての基準	30
4. 廃棄からリサイクルへ	32
第五章 産業廃棄物の処理委託の基準	33
1. 排出事業者責任	33
2. 産業廃棄物の処理委託(収集運搬・処分)	33
3. 処理委託契約	41
4. 産業廃棄物処理の再委託について	55

第六章 処理委託状況の確認	58
1. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	58
2. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書.....	69
3. 産業廃棄物処理業許可証	73
4. 廃棄物処理場の実地確認	75
5. 自治体対応	77
6. 廃棄物処理業者から送付される処理困難通知への対応	81
第七章 適正処理チェックリスト.....	83
1. 事業系一般廃棄物の扱い	84
2. 産業廃棄物の扱い	86
3. 処理を委託するには	87
4. マニフェストの使い方	88
5. マニフェストが戻ってきたら	89
6. 産業廃棄物管理票交付等状況報告	90
7. 廃棄物処理場の実地確認	91
8. 処理困難通知をもらったら	92
第八章 廃棄物処理法とその他の法令等との関連について	93
1. 食品リサイクル法との関連について	93
2. 省エネ法(運輸部門)との関連について	93
3. 各自治体の廃棄物税制について	94
4. 震災廃棄物等について	94
第九章 参考資料	
1. 廃棄物処理法の罰則	95
2. 産業廃棄物処理委託契約書に記載が必要な条項	99
3. 廃棄物処理に関わる指定制度・認定制度	99
4. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)記載例	100
5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)回付フロー	101
6. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書記載例(北海道の場合)	102
7. 各自治体の産業廃棄物処理担当部署一覧	103
8. 各自治体の産業廃棄物管理表交付等状況報告書提出先一覧	105
9. 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)	110
10. 日本産業分類 日本標準産業大分類・中分類一覧表(平成 19 年度版)	111
11. 印紙税額一覧表(抜粋)	112
12. 廃棄物関連団体等サイト	113

第一章 「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の概要

1. 「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の構成

本ガイドラインの全体構成については、以下の通りです。

「第一章」 「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の概要

「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」の全体構成と廃棄物処理法の関連用語について説明しています。

「第二章」 廃棄物処理法とは

廃棄物処理法とはどのような法規制なのか、私たち加工食品卸売業は何をしなければならないのかについて説明しています。

「第三章」 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは何か、産業廃棄物と一般廃棄物との違いについて記載しています。

「第四章」 処理の基準

加工食品卸売業は産業廃棄物をどのように扱わなければならないのかについて説明しています。

「第五章」 処理委託の基準

産業廃棄物処理を専門業者に委託する場合の注意点について記載しています。

「第六章」 処理委託状況の確認

産業廃棄物の処理委託をした場合、その処理委託状況をチェックする方法について記載しています。また、自治体への定期報告についても触れています。

「第七章」 適正処理チェックリスト

会員企業の皆さまが産業廃棄物処理を適切に処理できているかをチェックできるシートやフロー図を掲載致しました。

「第八章」 Q&A

産業廃棄物処理に関する初歩的な疑問にお答え致します。

「第九章」 参考資料

廃棄物処理法に関する情報源として、サイト(ホームページ)の URL や参考文献を紹介しています。

以上のように、このガイドラインは日食協会員企業のどなたにも活用できる内容となっています。最初から目を通していただいても、必要な部分だけをご覧いただいても結構です。

2. 廃棄物処理法の用語解説

廃棄物処理法で使用される用語は、日常の業務や普段の生活ではあまり使われないため、聞いたことがあってもその意味が分からない用語が数多くあります。

この用語解説では、廃棄物処理法の関連用語のうち、頻出する用語や是非覚えておきたい用語を掲載致しましたので、こちらをご参照下さい。50音順で掲載しています。

【01】3R(さんアール/スリーアール)

リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)のこと。

リデュースとは、物を大切に使うことで廃棄物を減らすこと。リユースとは、使える物を繰り返し使うこと。

リサイクルとは、廃棄物を資源として再び利用すること。cf. 【NO22】再生利用

【02】JWNET

廃棄物処理法に規定された公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター情報管理センターの管理する電子マニフェストシステムのこと。Japan Waste Network の略称。

ホームページの URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/> cf. 【NO46】電子マニフェスト

【03】JESCO

日本環境安全事業株式会社。旧環境事業団(特殊法人)の実施していた PCB 廃棄物処理事業を継承して設立された政府全額出資の特殊会社。Japan Environmental Safety Corporation の略称。

ホームページの URL <http://www.jesconet.co.jp/>

cf. 【NO68】ポリ塩化ビフェニル(PCB)、【NO04】PCB 廃棄物

【04】PCB 廃棄物

廃棄物処理法に定める次の3種類を指す。

(1) 廃 PCB 等(廃 PCB 及び廃 PCB を含む絶縁油、熱媒体油、潤滑油等の廃油)

(2) PCB 汚染物(PCB を使用しているトランス、コンデンサ等、蛍光灯の安定器、感圧複写紙、PCB が付着した紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず等)

(3) PCB 処理物(廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの) cf. 【NO51】特別管理産業廃棄物、【NO68】ポリ塩化ビフェニル(PCB)

【05】あわせ産廃

紙くず、木くずのように、行政(自治体等)の設置した一般廃棄物処分施設でそのまま処分できる産業廃棄物。cf. 【NO11】一般廃棄物、【NO23】産業廃棄物

【06】アスベスト(石綿)

天然にできた鉱物繊維で飛散性の有無から、「廃石綿等(飛散性アスベスト)」、「非飛散性アスベスト」に分類され、廃棄物処理法上の取り扱いが異なる。

cf. 【NO62】飛散性アスベスト、【NO63】非飛散性アスベスト

【07】委託基準

廃棄物処理法第十二条第6項の政令で定める基準で、廃棄物処理法施行令第六条の二のこと。

cf. 【NO08】委託契約、【NO09】委託処理

【08】委託契約

産業廃棄物の処理を他人に委託する事業者が、廃棄物処理法に規定されている委託基準に従って処理業者と締結する契約のことで、産業廃棄物の種類、処理方法等を記載した書類による契約が必要となる。産業廃棄物の収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ直接契約を結ばなければならない。cf. 【NO07】委託基準、【NO27】産業廃棄物処理委託契約書

【09】委託処理

廃棄物の処理を他人に委託して行うこと。その場合、排出事業者は廃棄物処理法で定める委託基準にしたがって委託しなければならない。 cf. 【NO07】委託基準、【NO31】自己処理

【10】一次マニフェスト

排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者間で運搬・処分の流れに対し交付・回付・返送されるマニフェストのこと。廃棄物の排出事業者が起票、発行するもの。 cf. 【NO24】産業廃棄物管理票(マニフェスト)、【NO53】二次マニフェスト

【11】一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物の処理責任は原則、自治体(市町村区)にある。 cf. 【NO55】廃棄物、【NO23】産業廃棄物

【12】汚染者負担の原則

「汚染者(環境を汚染した者)が環境を受容可能な状態に保つために公的当局により決められた措置を実施すること(つまり、原状回復)に伴う費用を負担すべきである」という、公害防止のための費用負担のあり方についての考え方。経済協力開発機構(OECD)が1972年(昭和47年)に提唱した原則。

【13】家庭系一般廃棄物

一般家庭から排出された廃棄物のうち、資源物や粗大ゴミ以外のもの。 cf. 【NO11】一般廃棄物、【NO30】事業系一般廃棄物

【14】環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準のこと。 cf. 【NO57】排出基準

【15】感染性廃棄物

医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人に感染症を生じさせるおそれがある病原微生物が含まれる、もしくはそれらが付着している廃棄物、またはそれらのおそれのある廃棄物。使用済み注射針等や使用済み脱脂綿等がこれに当たる。

【16】区間委託

排出事業者から処分業者までを、積替保管施設などを経由して複数の収集運搬業者が運搬すること。この場合、排出事業者は其々の運搬業者と事前に委託契約を締結する必要がある。

【17】広域認定制度

製品の製造、加工、販売等の事業を行う者(製造事業者等)がその製品の廃棄物の処理を広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度。
単に他人の廃棄物を広域的に処理するというだけでは認定は受けられない。

【18】混合廃棄物

廃棄物処理法で定められている20種類の産業廃棄物が二種類以上混合していて、容易に分別できない産業廃棄物のこと。廃カゴ車(廃プラスチック類+金属くず)等がこれに当たる。

【19】再委託

産業廃棄物処理を受託した者が他の者にその業務を行うよう委託すること。廃棄物処理法では「再委託」は原則禁止となっている。法律文書上では「事前に排出事業者が書面により承諾をしている場合はこの限りではない」旨の記載があるが、あくまでも緊急避難措置的なものであり、基本的には行えないと考えた方がよい。 cf. 【NO09】委託処理

【20】最終処分

廃棄物を最終的に処分するために、その焼却灰等の埋立処分や海洋投入を行うこと。cf. 【NO43】中間処理

【21】最終処分場

廃棄物を最終的に処分するために埋立処分や海洋投入を行う施設。年月をかけて廃棄物を安定化させることを目的とするもの。cf. 【NO44】中間処理場

【22】再生利用

不用品を処理・加工して、再び有用物として利用すること。類義語として、「再利用」、「再資源化」、「再商品化」などが使われ、広い意味でのリサイクルに含まれる。cf. 【NO01】3R

【23】産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で規定された 20 種類の廃棄物こと。事業活動にはオフィス、商店等の商業活動や、水道、学校等の公共事業も含まれる。あらゆる事業活動が対象となるものと特定の事業活動のみに限定されるものがある。産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければならない。cf. 【NO55】廃棄物、【NO11】一般廃棄物

【24】産業廃棄物管理票(マニフェスト)

廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する複写式の伝票。排出事業者は産業廃棄物管理票を起票、回付、管理して、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務が課せられている。マニフェストとも呼ぶ。
cf. 【NO25】産業廃棄物管理票交付等状況報告書、
cf. 【NO26】産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、【NO46】電子マニフェスト

【25】産業廃棄物管理票交付等状況報告書

マニフェストを交付した排出事業者(中間処理業者を含む)、つまり産業廃棄物を当該年度に一度でも排出したことのある事業者が、事業場毎に前年度一年間の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等)について、都道府県知事に対して行う報告のこと。2008 年度(平成 20 年度)から義務化されている。cf. 【NO24】産業廃棄物管理票(マニフェスト)、【NO26】産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、【NO46】電子マニフェスト

【26】産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

排出事業者が産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際に、産業廃棄物管理を起票、回付、保管することにより、処理の流れを自ら把握して不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度。電子マニフェストと紙マニフェストがあり、どちらかを選択して使用する。
cf. 【NO24】産業廃棄物管理票(マニフェスト)、【NO25】産業廃棄物管理票交付等状況報告書
【NO46】電子マニフェスト

【27】産業廃棄物処理委託契約書

産業廃棄物排出事業者が産業廃棄物処理業者にその処理を委託する場合、産業廃棄物の種類、処理量、および処理方法や処理料金等について明記し、締結する契約書のこと。
処理委託契約は必ず書面で締結しなければならない。cf. 【NO08】委託契約

【28】産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集運搬または処分の委託を受け、業として行う者のこと。
業を行うためには区域を管轄する都道府県知事または政令市長等の許可が必要であり、収集運搬業の場合は産業廃棄物を積み降ろす場所、双方の自治体でそれぞれ許可を取得しなければならない。
cf. 【NO34】収集運搬事業者、【NO36】処分事業者

【29】産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の脱水、焼却、中和、分解、破砕などの処理において、一定の能力を超える中間処理施設や最終処分場をいう。設置する場合は、処理業の許可とは別に都道府県知事、または政令市長等の施設の設置許可と周辺地域の環境保全や周辺住民への配慮を目的とした調査や協議が必要となる。cf. 【NO44】中間処理場、【NO21】最終処分場

【30】事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、一般廃棄物に該当するもの。加工食品卸売業に於いては、廃 OA 用紙、動植物性残渣等がこれに該当する。cf. 【NO13】家庭用一般廃棄物

【31】自己処理

排出事業者が自ら廃棄物の処理を行うこと。排出事業者は産業廃棄物処理業の許可の取得は不要だが、廃棄物処理法で定める処理基準に従って処理しなければならない。cf. 【NO09】委託処理

【32】自社運搬

排出した産業廃棄物を産業廃棄物処理施設に自ら運ぶこと。
産業廃棄物収集運搬業許可証は必要ないが、運搬車両への表示と関係書類の携帯は必要となる。

【33】実地確認

排出事業者が産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託した場合、その排出した産業廃棄物の処理状況等の確認を行うために実際の中間処理施設や最終処分場の現地に赴いて、視察を行うこと。
2012 年(平成 24 年)12 月現在、一部の自治体では実地確認が義務化されている。

【34】収集運搬事業者

廃棄物の排出事業所から出た産業廃棄物を車両等に積み込み、その性状を変えることなく中間処理施設や最終処分場などへ運ぶ業者のこと。産業廃棄物を積み込む場所、および積み降ろす場所の管轄自治体(産業廃棄物の場合は都道府県、一般廃棄物の場合は原則市町村区)の廃棄物処理事業者許可を双方とも取得していることが必要である。cf. 【NO36】処分事業者

【35】食品リサイクル法

食品関連事業者による食品循環資源の再生利用促進を目的とした法律。
年間 100 トン以上の食品廃棄物等の発生がある事業者は、発生量、再生利用状況等の主務大臣への報告義務がある。食品廃棄物等の再生利用率と発生抑制の双方が求められており、加工食品卸売業には再生利用率 70%、発生抑制原単位 4.78kg/百万円の目標値が定められている。

【36】処分事業者

事業所から出た産業廃棄物を最終処理できるような形状等に中間処理したり、中間処理物を最終処分する業者のこと。その処理施設が設置されている自治体(都道府県や市町村区)の産業廃棄物処分事業者許可を取得していることが条件となる。cf. 【NO34】収集運搬事業者

【37】処理能力

産業廃棄物処理業者が一定期間に中間処理や最終処分を行うことのできる重量や容積のこと。
cf. 【NO44】中間処理場、【NO21】最終処分場

【38】政令第 13 号廃棄物

廃棄物処理法により定められた 20 品目として産業廃棄物として規定されている廃棄物。
有害物質を封じ込めるために有害物質を含む汚泥をコンクリート固化したものや、有害物質を封じ込むために有害物質を含む焼却灰を溶融、固化したもの等のこと。cf. 【NO23】産業廃棄物

【39】ゼロエミッション

自社から排出される様々な廃棄物・副産物を他の事業者の資源などとして再活用することにより、社会全体として廃棄物をゼロにしようとする考え方のこと。

【40】措置命令

不法投棄などの不適正処理により、生活環境に支障が生じたり、又はその恐れがある場合に、都道府県知事等が処分者等に対し、その支障の除去または発生防止のために必要な措置を、期限を定めて命令すること。

【41】ダイオキシン類

化学物質のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。塩素を含んだ廃棄物などを低温で燃やすか、完全燃焼しない場合に発生する。強い毒性があり、人体に悪影響を及ぼすといわれている。ダイオキシン類対策としては、1999年(平成11年)7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が定められている。

【42】多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場、または前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者をいう。

また、発生量がこれらの数値を下回っている場合でも、行政指導等により進めている場合もある。

多量排出事業者は(特別管理)産業廃棄物処理計画を毎年6月30日までに、同計画の実施状況報告を毎翌年6月30日までに、都道府県知事等に提出するよう義務付けられている。

【43】中間処理

廃棄物を埋立てしやすくするために、廃棄物の性状に応じて焼却、破碎、粉碎・圧縮、中和、脱水など、最終処分の前処理をすること。cf.【NO20】最終処分

【44】中間処理場

廃棄物が最終処分場に到達する前に、集めた可燃ゴミを燃やしたり、不燃ゴミを破碎、選別することで、できるだけ小さく軽くし、埋め立てても環境に悪影響を与えないような処理を行う処理場、またはその業者のこと。cf.【NO21】最終処分場

【45】積替保管

排出事業者から、処分事業者(中間処理施設又は最終処分場)へ産業廃棄物を運搬する際に、廃棄物を積み降ろして、また一時的に保管して、積替えを行うこと。cf.【NO34】収集運搬事業者

【46】電子マニフェスト

インターネットを利用したマニフェストのこと。パソコンなどを使って簡単にマニフェストの登録や報告ができ、情報の管理が容易となる。また、電子マニフェストに情報を登録、報告すると毎年度の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要となる。

cf.【NO25】産業廃棄物管理票交付等状況報告書、【NO02】JWNET

【47】動植物性残渣

廃棄物処理法により定められた20品目の産業廃棄物の1つ。食品製造業など特定の業種の製造工程から排出される固形状廃棄物で、原料として使用した動植物に係わる不要物。

産業廃棄物としての動植物性残渣は業種が限定されていて、原則として、加工食品卸売業から排出される廃棄商品等は産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物に該当する。cf.【NO23】産業廃棄物

【48】動物系固形不要物

廃棄物処理法により定められた20品目の産業廃棄物の1つ。屠畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で処理をした食鳥に係る固形状の不要物。cf.【NO23】産業廃棄物

【49】 特定有害産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の内でも特に爆発性、毒性、感染性が高いPCB汚染物、廃石綿、鉍さいなど 45 種類の廃棄物のこと。 cf. 【NO23】産業廃棄物

【50】 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物や感染性一般廃棄物等がこれに当たる。 cf. 【NO11】一般廃棄物

【51】 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。加工食品卸売業においては、飛散性アスベストやPCB 廃棄物等が発生する可能性がある。 cf. 【NO23】産業廃棄物、【NO15】感染性廃棄物、【NO06】 PCB 廃棄物、【NO62】飛散性アスベスト

【52】 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うために置かれる責任者。特別管理産業廃棄物の排出状況把握、処理計画立案、適正な処理の確保を行う。 cf. 【NO51】特別管理産業廃棄物

【53】 二次マニフェスト

中間処理業者が廃棄物を中間処理して、埋め立てられる(最終処分できる)ほど小さくなったものを、中間処理業者が排出事業者として最終処分業者のところへ搬入する際に起票、発行するマニフェストのこと。 cf. 【NO24】産業廃棄物管理票(マニフェスト)、【NO10】一次マニフェスト

【54】 バーゼル条約

有害廃棄物の国境を越える移動を規制する国際条約で、1992 年(平成 4 年)5 月に発効した。日本では、この条約に対応するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)が制定され、同年 12 月 16 日に公布されている。

【55】 廃棄物

占有者が自分で利用したり他人に有償で売却できないために不要となった固形状または液状のもの(放射性物質およびこれによって汚染された物を除く)を指す。廃棄物に該当するかどうかは、占有者の意思、その性状などを総合的に勘案して判断される。
cf. 【NO11】一般廃棄物、【NO23】産業廃棄物、【NO65】不要物、【NO70】有価物

【56】 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進めることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。昭和 40 年代に、経済の高度成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄によるごみ問題が深刻化し、従来の「清掃法」を全面的に改める形で 1970 年(昭和 45 年)に制定された。

【57】 排出基準

環境基準を達成するために個々の排出源が遵守すべき基準として定めたもの。各排出源に許容される排出限度を定めており、この規制を守らない場合は、罰則が適用される。 cf. 【NO14】環境基準

【58】 排出事業者

廃棄物を排出する事業者をいう。排出事業者は、事業活動で生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められている。

【59】 排出事業者責任

「産業廃棄物を処理する責任はその産業廃棄物を排出した事業者にある」という大原則。
事業者は自社が排出する産業廃棄物を、責任をもって処理しなければならない。

【60】 廃プラスチック類

廃棄物処理法により定められた 20 品目の産業廃棄物の 1 つ。プラスチック製品と、その製造過程で生じたプラスチックかす、合成ゴム製のタイヤなどがこれに当たる。年々排出量が増えており、再利用が重要となっている。PP バンド、ストレッチフィルム等もこれに当たる。cf. 【NO23】産業廃棄物

【61】 廃油

廃棄物処理法により定められた 20 品目の産業廃棄物の 1 つ。事業活動上、不要となって廃棄することになった油。使用済みの潤滑油(特に船舶内で生じたもの)や鉱物油や動植物油などの油脂および油状の物質を指す。このうち、産業廃棄物として排出される引火点 70℃未満の廃油は、廃棄物処理法律施行令第二条の四第一項により特別管理産業廃棄物に分類される。cf. 【NO23】産業廃棄物

【62】 飛散性アスベスト(廃石綿等)

「廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれのあるもの」と定義され、廃棄物処理法で特別管理産業廃棄物として規定されている。
廃石綿等には、吹付け石綿除去物、石綿含有保温材、石綿の付着している養生材等があげられる。
cf. 【NO06】アスベスト(石綿)、【NO63】非飛散性アスベスト

【63】 非飛散性アスベスト

石綿含有成型板のように、飛散性のないアスベスト。「廃石綿等」とは異なり、特別管理産業廃棄物ではなく、産業廃棄物(がれき類等)に分類される。破碎等の中間処理を行う場合に飛散性を持つため、取扱いに留意する必要がある。cf. 【NO06】アスベスト(石綿)、【NO62】飛散性アスベスト

【64】 不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定められた処分場以外に廃棄物を投棄すること。
コンプライアンス上、というよりは道徳上してはいけないし、させてもいけない。

【65】 不要物

占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物。
cf. 【NO55】廃棄物、【NO70】有価物

【66】 フロン回収・破壊法

オゾン層の保護と地球温暖化の防止に向けて、フロン類の大気中への放出を抑制するためにフロン類を適正に回収・破壊することを目的としている法律。
フロン類をみだりに放出することの禁止や業務用冷凍空調機器の廃棄時のフロン回収、およびフロン回収工程管理票による管理等が義務付けられている。

【67】 分別

廃棄物を法規制等の定める基準により種類毎により分ける、区別すること。
特に一般廃棄物は自治体の設置する処理施設の能力により分別の種類が異なるので、自治体のホームページ等で分別表を確認することが必要である。

【68】ポリ塩化ビフェニル(PCB)

化学物質のポリ塩化ビフェニル(Polychlorinated Biphenyl)の略称。

化学的に性状が安定しており、燃えにくく、絶縁性が高いため、電気機器用の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等に広く利用されていた。しかし、発がん性などの恐れから1972年(昭和47年)に製造が禁止され、処理体制が整うまで廃PCBの保管が義務付けられている。なお、PCBの処理については、2001年(平成13年)6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が定められている。cf. 【NO04】PCB廃棄物、【NO51】特別管理産業廃棄物

【69】専ら物

廃棄物処理法上では廃棄物に該当するが、特例を受けている「専ら再生利用の目的となる廃棄物」。空缶、空きビン、古紙、古着等を指す。ただし、空缶、空きビン等は自販機ベンダーが回収する場合も多い。cf. 【NO70】有価物

【70】有価物

不要物のうち、鉄、アルミ、カレット、古紙類・古布類など、他人に有償で売却できるものを指す。

基本的に売却価格には相場や地域差があると考えた方がよい。

有価物を扱う(有償で購入する)場合、廃棄物処理業の許可は不要であるが、有価物を売却する事業者とそれらを購入する事業者の間には、有価物売買契約書(または資源物売買契約書)を締結することが望ましい。cf. 【NO55】廃棄物、【NO65】不要物、【NO69】専ら物

【71】優良評価制度

排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対しては優遇措置が適用される制度。ただし、2011年(平成23年)4月1日に廃棄物処理法の一部改正において、優良産業廃棄物処理業者認定制度に変更された。cf. 【NO72】優良廃棄物処理業者認定制度

【72】優良廃棄物処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を都道府県・政令市等が審査して認定する制度。2005年(平成17年)4月1日より「優良性評価制度」に変わり2011年(平成23年)4月1日より施行されている。

「優良評価制度」と比べて都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行っている。cf. 【NO71】優良評価制度

【73】容器包装リサイクル法

容器包装の製造・利用業者等はその製造・利用等した容器包装の量に応じて容器包装廃棄物の再利用を行い、市町村は消費者から容器包装廃棄物を分別収集し、製造業者等へ引渡しを行うことにより、資源の有効活用を図ることを目的とした法律。

※ 出典: 環境省ホームページ、日本産業廃棄物処理振興センターホームページ等を参照致しました。

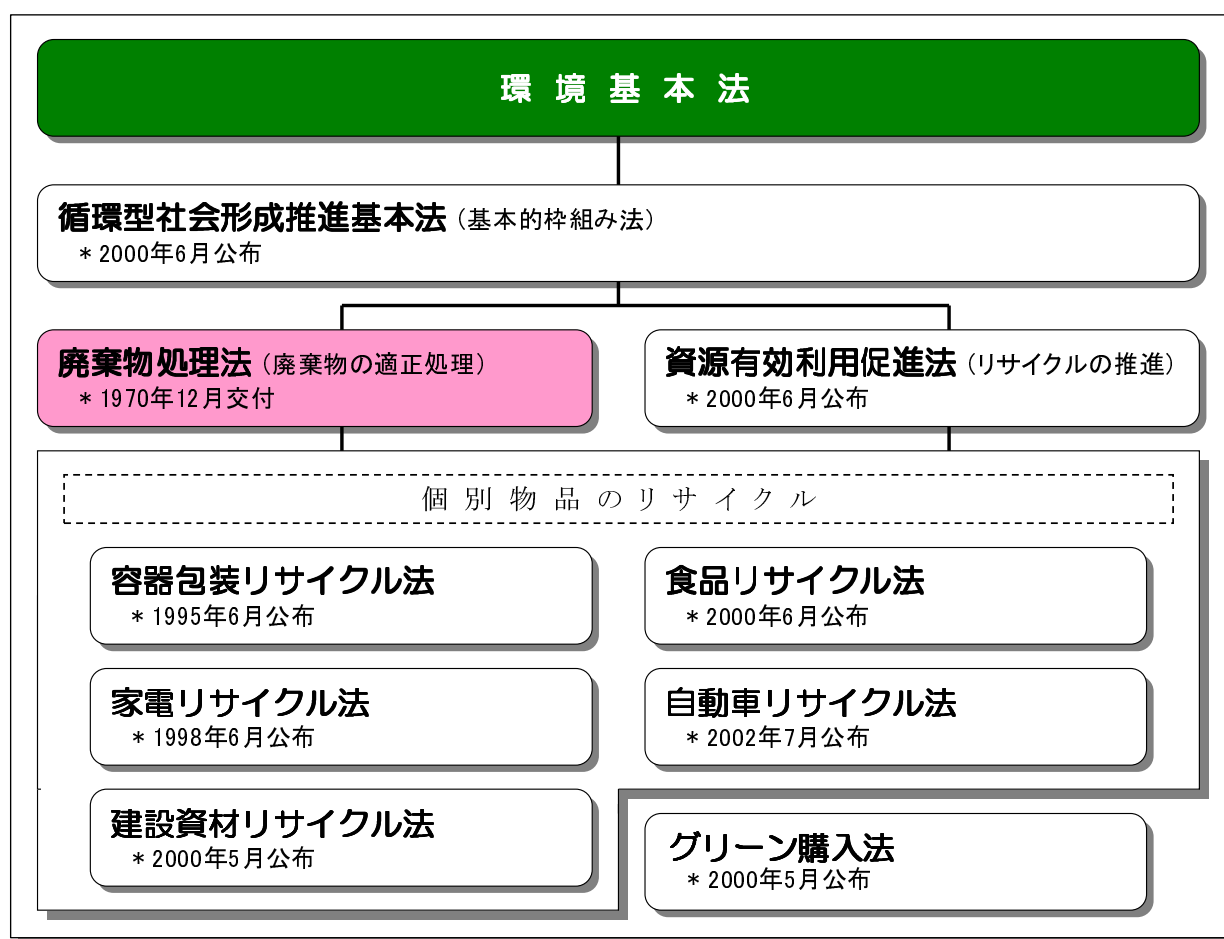
第二章 廃棄物処理法とは

1. 廃棄物処理法の概要

(1) 循環資源関連法体系における廃棄物処理法の位置づけ

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（「廃棄物処理法」「廃掃法」とも呼ばれますが、以下「廃棄物処理法」と記す）は、1960年代以降、高度成長期の製品の大量消費、大量廃棄による「ごみ問題」の拡大やごみ焼却施設による環境汚染（公害）が大きな社会問題になったため、1970年（昭和45年）12月、1954年（昭和29年）に制定された「清掃法」を全面的に見直す形で施行された法律です。製品等が使用されなくなるとして不要となったもののうち、循環的な利用が行われない、できないものを適正に処分することにより、循環型社会の構築と天然資源の消費抑制、環境負荷の低減を目指すものです。

【図 2-1-①】循環型社会構築の法体系



【廃棄物処理法 第一条（目的）】

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(2) 廃棄物処理法の改定等の変遷

西暦	和暦	廃棄物の区分等	適正処理の確保等	排出事業者の責務等
1970 年	昭和 45 年	●廃棄物の定義 ●一般廃棄物と産業廃棄物 ●有害な産業廃棄物	●再生利用物 ●適正処理困難物	●事業者の責務
1976 年	昭和 51 年		●措置命令の創設 ●再委託の禁止等の処理委託基準強化 ●記録保存 ●再生利用業	
1991 年	平成 3 年	●特別管理一般廃棄物 ●特別管理産業廃棄物	●不法投棄廃棄物の措置命令の発令要件を緩和	●特別管理産業廃棄物について産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用を義務化
1992 年	平成 4 年	●輸入廃棄物は産業廃棄物	●廃棄物の国内処理の原則	
1994 年	平成 6 年	●シュレッダーダストは安定型から管理型での処分に移行		
1997 年	平成 9 年	●紙が付着した廃石膏ボードの取扱い	●不法投棄された廃棄物の措置命令の対象者を拡大 ●都道府県知事、市町村長による原状回復の代執行に関するルール化 ●原状回復基金制度 ●再生利用認定制度	●すべての産業廃棄物についてマニフェストの使用を義務化 ●電子マニフェスト制度の導入
2000 年	平成 12 年		●不法投棄廃棄物の撤去命令の対象者を大幅拡大	●排出事業者責任の徹底 ●マニフェストの回付を義務化
2001 年	平成 13 年	●「動物系固形不要物」を追加 ●「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更		
2002 年	平成 14 年	●「ガラス・陶磁器くず」の範囲改正 ●ダイオキシン類廃棄物を特別管理廃棄物に追加	●産業廃棄物委託契約書の保存業務を創設 ●し尿等の海洋投入処分を禁止	
2003 年	平成 15 年	●ダイオキシン類関連で特別管理産業廃棄物の品目追加	●「廃棄物の疑い物」まで立入調査権を拡大 ●使用済み自動車の保管基準を創設 ●事業系一般廃棄物について委託基準を創設 ●広域的なりサイクル推進のための環境大臣認定制度の創設	
2004 年	平成 16 年	●指定有害廃棄物(硫酸ビッチ) ●PCB 廃棄物の範囲拡大と規制強化		
2005 年	平成 17 年		●処理委託契約記載事項を追加 ●再委託規制の明確化	●マニフェストによる規制強化 ●運搬・処分受託者のマニフェスト保存と記載事項追加
2006 年	平成 18 年	●石綿含有産業廃棄物の定義 ●付着した紙を除去した石膏ボードの取扱い	●廃石綿等に関する規制の整備 ●有害物質情報商品廃棄時の情報伝達	●マニフェストに係る報告義務化の適用猶予解除→平成 20 年度から報告実施
2007 年	平成 19 年	●木くずの区分を変更(物品賃貸業に係る木くず、パレット等を産業廃棄物に区分)		
2010 年	平成 22 年		●廃石綿等の埋立処分基準強化 ●不適正に処理された廃棄物を発見した場合、土地所有者等の通報努力義務化 ●優良認定制度の創設 ●欠格要件の見直し ●大臣認定の法律化	

※ 出典: 広島県 環境情報サイト「廃棄物処理法の概要」参考資料より抜粋

URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-gaiyo-gaiyo-top.html>

2. 加工食品卸売業における廃棄物の特徴

(1) 加工食品卸売業はどのような廃棄物を排出しているか

企業が事業活動を行うと、必ずさまざまな不要物が発生します。それらの多くは廃棄物となり、日々さまざまな方法でこれらを廃棄されている(捨てられている)ので、私たちが働く施設内は清潔に保たれています。

【図 2-2-①】加工食品卸売業が排出する廃棄物

事務所では・・・

- ・ 紙くずや吸い殻等の普通ゴミ
 - ・ 紙ゴミ(使用済みOA用紙/帳票類、不要なパンフレット/カタログ、保管期間を過ぎた書類や伝票類)
 - ・ 使用済み容器類(空き段ボール、空き缶、空きビン、空きPETボトル、食べ終わった弁当パック等)
 - ・ 生ゴミ類(お茶がら、弁当等の食べ残し、使用済みの生花、テストキッチンでの食べ残しや調理くず等)
 - ・ 使用済み、または使わなくなった文房具、事務用品類、事務什器類(机、椅子、棚等)
 - ・ 使用済み照明器具(蛍光灯等)、電気機器類、電池類
 - ・ 敷地内緑地を伐採した後に発生する草木類
 - ・ 下水
 - ・ し尿
 - ・ 不要となった商品サンプル
- 等々

物流センターでは・・・

- ・ 紙くずや吸い殻等の普通ゴミ
 - ・ 紙ゴミ(空き段ボール/ボール紙、使用済みOA用紙/帳票類、保管期間を過ぎた書類や伝票類)
 - ・ 使用済み容器類(空き段ボール、空き缶、空きビン、空きPETボトル、食べ終わった弁当パック等)
 - ・ メーカーから納品される商品についている包装資材(ストレッチフィルム、PPバンド等)
 - ・ 生ゴミ類(お茶がら、弁当等の食べ残し、使用済みの生花等)
 - ・ 使用済み、または使わなくなった文房具、事務用品類、事務什器類(机、椅子、棚等)
 - ・ 使用済み照明器具(水銀灯、マルチハロゲンランプ、蛍光灯等)、電気機器類、電池類
 - ・ 敷地内緑地を伐採した後に発生する草木類
 - ・ 下水
 - ・ し尿
 - ・ 賞味期限や在庫期限を超えた在庫商品
 - ・ 生鮮食品の加工くず類
 - ・ 社有車洗浄時の排水
 - ・ プラスチックコンテナ等洗浄時の排水
 - ・ 使用しなくなったマテハン機器(ラック類、コンベア等)
 - ・ 使用しなくなった物流資材(パレット、カゴ車、オリコン、プラコン、ドーリー等)
- 等々

(2) 加工食品卸売業が排出する廃棄物の特徴

上記の廃棄物のうち、下水やし尿を除いたものについては以下のような特徴があるといえます。

- ① 一般廃棄物と産業廃棄物(いずれも後述致します)の両方とも発生する。
- ② 発生する廃棄物の量、頻度、種類が毎回異なる。
- ③ 発生する廃棄物の種類のうち、加工食品卸売業では拠点により発生しないものもある。
- ④ 発生させた廃棄物は自社で処理することは不可能である。
- ⑤ 廃棄物の中には有価物(資源物)が存在する。

3. 企業の責任

(1) 自社で排出した廃棄物はどこへ行くのか

加工食品卸売業は事業活動を行うことにより廃棄物を排出しています。これらの廃棄物を自社で処理することができないので、専門の廃棄物処理業者に処理を委託しています。つまり、自分で排出した廃棄物は自分の管理の手を離れてしまうことになります。産業廃棄物の場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)が発行され、その写しが手元に返却されるので、その内容をみればその後の処理状況が分かります。

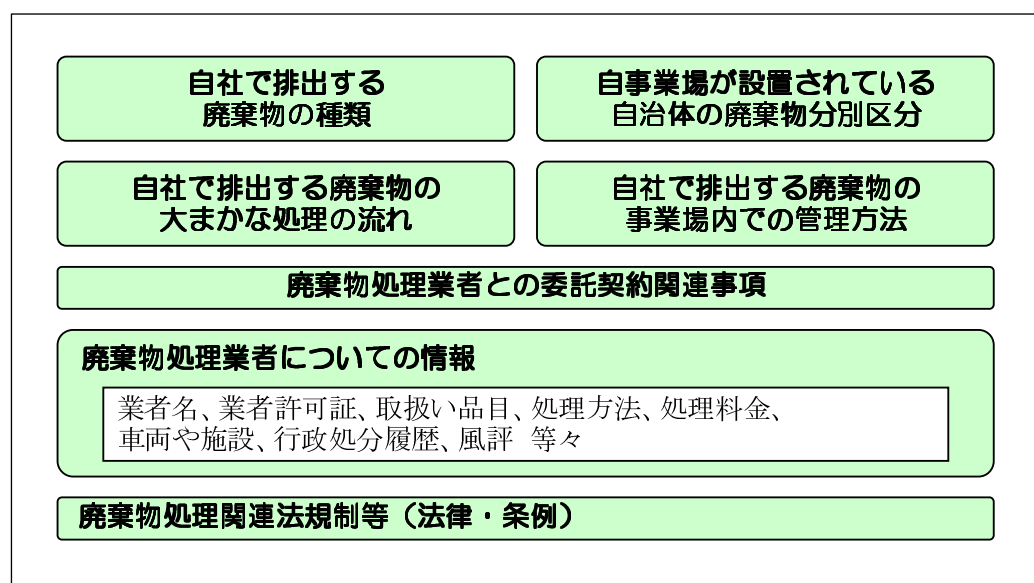
一方、一般廃棄物の場合は多くの場合は、運ばれた後に「おそらく自治体の廃棄物処理施設で焼却処分されているのだろう」くらいの判断しかできません。

産業廃棄物にしても一般廃棄物にしても、排出した廃棄物がその後どこに運ばれ、どのように処理されているのか、目視している訳ではありません。どちらかといえば、廃棄物処理業者に任せきりにしてしまっていることが少なくないと考えられます。

(2) 企業として知っておかなければならないこと

加工食品卸売業が廃棄物処理に関して知っておくべきことは、以下のような事項です。

【図 2-3-①】加工食品卸売業で必要とされる廃棄物処理関連の基礎知識



(3) 廃棄物処理対応で CSR が問われる

上記のような情報の収集を行い、自社内での管理をしっかり行っていたとしても、廃棄物処理を委託している業者が万が一不法投棄を行った場合、現在の法規制等下においては、不法投棄業者だけではなく、排出事業者に対しても事業者名の公表や不法投棄廃棄物の撤去の措置命令等の行政処分が科されることになります。

つまり、廃棄物処理対応に関しては、自らが廃棄物処理の管理体制を確立し、適切な業者に処理を委託すること、またそれをさまざまな方法で随時確認することの繰り返しだけが、コンプライアンスの遵守と企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility) 完遂の手法なのです。

4. 廃棄物処理法により加工食品卸売業が求められているもの

加工食品卸売業は事業者として、またその役職員は日本国民として、廃棄物処理法で下記の条文の事項の遵守が求められています。

【廃棄物処理法 第二条の二（国内の処理等の原則）】

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

【廃棄物処理法 第二条の三（国民の責務）】

- 1 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【廃棄物処理法 第三条（事業者の責務）】

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【廃棄物処理法 第五条（清潔の保持等）】

- 1 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
- 2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。
- 3 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

5. 罰則

(1) 廃棄物処理法における罰則は原則直罰であり、両罰

廃棄物処理法はその違反行為等に対して厳しい罰則を設けていて、そのほとんどは直罰ですが、間接罰である「報告の徴収」「立入検査」「改善命令」「措置命令」の行政処分が行われる場合もあります(後述 P16)。また、違反行為等を行った担当者や責任者だけではなく、その所属する法人にも罰則が科せられる両罰規定となっています。

さらに、違反行為を行った廃棄物処理業者だけではなく、そのような違反業者に対して廃棄物処理を委託した排出事業者も、その責任を問われる場合があります。

【表 2-3-①】加工食品卸売業で必要とされる廃棄物処理関連の基礎知識

条文に記載されている違反項目	事例	措置命令
基準を守らない廃棄物の焼却あるいは不法投棄	焼却炉で燃やした、裏山等に捨てた	
基準を守らない廃棄物の焼却あるいは不法投棄を行う目的での収集運搬	不法投棄等を行うために産業廃棄物を運んだ	
マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載	マニフェストを交付していない	適用
マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反	マニフェストの写しが帰ってこないのにそのままにしている	適用
マニフェスト保存義務違反	マニフェストを捨ててしまった	適用
マニフェスト交付等状況報告の義務違反、および虚偽報告	マニフェスト交付等状況報告書を提出していない	
委託基準違反	基準に則った産業廃棄物処理委託をしていない	適用
措置命令違反	措置命令に対応していない	適用
報告・徴収違反、立入検査拒否・妨害	行政からの命令を行わない、無視した	



5年以下の懲役 または 1,000万円以下の罰金(併料あり)
3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金(併料あり)
6ヶ月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
30万円以下の罰金
20万円以下の過料
10万円以下の過料

行為者だけではなく、その雇い主である法人にも罰則が適用される(3億円以下の罰金等)

なお、2011 年度(平成 23 年度)の廃棄物処理法改正時における罰則の詳細については、「第九章 参考資料」(P95-98)をご覧ください。

(2) 罰則以外の行政処分について

廃棄物処理法で定められている罰則以外にも、行政処分として、「報告の徴収」「立入検査」「改善命令」「措置命令」があります。それらに応じなかった場合には罰則が適用されます。

【図 2-5-①】廃棄物処理法における行政処分

報告の徴収 廃棄物処理法第18条	排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者などに対し、 廃棄物の保管、収集・運搬、処分、施設の構造・維持管理に関し必要な報告を求める
立入検査 廃棄物処理法第19条	排出事業場、処理業者の事務所、廃棄物処理施設のある土地、建物に立ち入り、 廃棄物の処理、施設の構造・維持管理について帳簿書類、その他の物件を検査する
改善命令 廃棄物処理法第19条の3	排出事業者、産業廃棄物処理業者、国外廃棄物を輸入した者が産業廃棄物の処理基準 又は産業廃棄物の保管基準に適合しない保管、収集・運搬や処分を行ったときに、 産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法など必要な措置を行うよう命ずる
措置命令 廃棄物処理法第19条の5	生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、次の者に対して 期限を定め、都道府県知事はその支障の除去等の措置を講ずるよう命ずる 【措置命令の対象者】 (1) その処分(不法投棄等)を行った者 (2) 不適正な委託により当該処分が行われたとき、その委託をした者 (3) 当該処分の行程で産業廃棄物管理票に関する義務に違反した者 ア 管理票を交付しない者 イ 規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 ウ 管理票の写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、 若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 エ 管理票を回付しなかった者 オ 管理票又は管理票の写しを保存しなかった者 カ 管理票の確認事務に違反し、適切な措置を講じなかった者 キ 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者 又は虚偽の登録をした者並びに確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者 (4) 当該処分に関与した者(規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、 又はこれらの者が不適正処分等を行うことを助けた者)
罰則 廃棄物処理法第25条～第34条	P95-P98に掲載した罰則を参照願います。

【図 2-5-②】廃棄物処理法における行政処分

報告の徴収	未報告、または虚偽報告	▶	罰則の適用
立入検査	立入検査/収去の拒否、妨害、忌避	▶	
改善命令	改善命令に違反	▶	
措置命令	命令に従わず、その履行を促してもそれに応じない	▶	

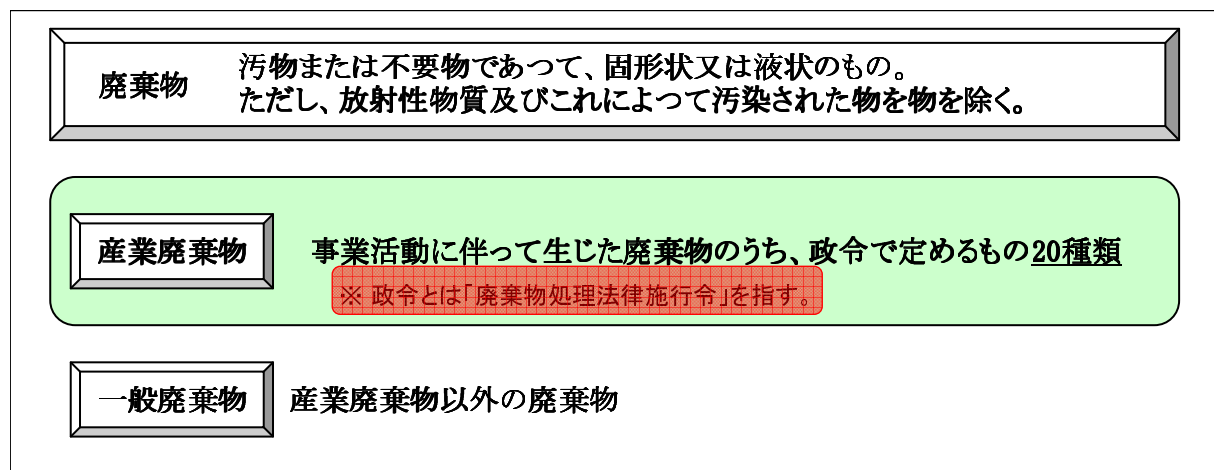
第三章 産業廃棄物とは

1. 産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物は、大きく「産業廃棄物」と「一般廃棄物」とに二分されます。

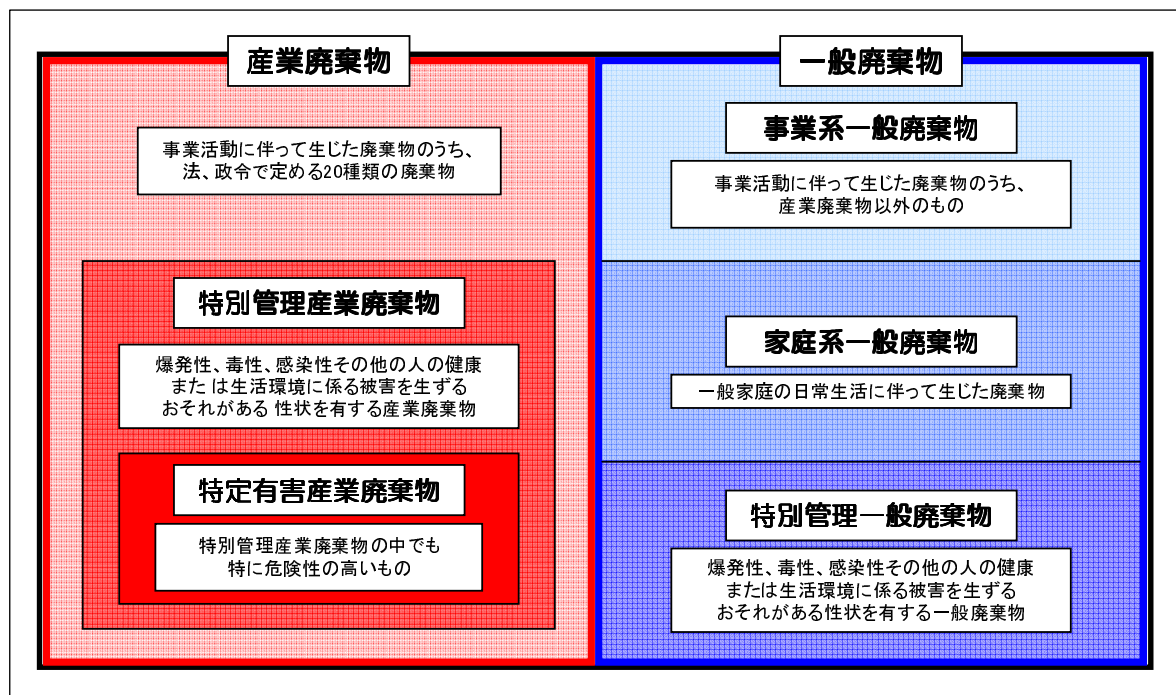
前者の「産業廃棄物」は事業活動を行うことにより生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法によりその種類が定められたものを指します。一方、後者の「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、加工食品卸売業では主にオフィスから出る紙くずなどです。また、私たちの家庭から出てきたごみは、事業活動とは関係ありませんので、(家庭用)一般廃棄物に当たります。

【図 3-1-①】廃棄物の分類(その 1)



さらに、産業廃棄物、一般廃棄物は下図のように細分化されます。

【図 3-1-②】産業廃棄物/一般廃棄物の分類



注) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)で既定される、いわゆる特定一般廃棄物、特定産業廃棄物は図示されていません。

2. 産業廃棄物の種類

(1) 廃棄物処理法で定められている産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類と具体例は下表のように 20 種類に分類されます。

【表 3-2-①】産業廃棄物の種類

区分	種類	特定の事業活動	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻		石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他焼却かす
	2 汚泥		工場排水等の処理後に残る泥状のもの、および各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く)、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油		鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸		写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の結城廃酸類など全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ		写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類		合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状および液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず		天然ゴムくず
	8 金属くず		鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラス類(板ガラス等)、耐火レンガくず、石膏ボード、がれき類以外のコンクリートくずなど
	10 鉱さい		鉱物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類		工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	12 ばいじん		大気汚染防止法に既定するばい煙発し得施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたもの(ダスト類)
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建築業、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	左記の事業活動から生ずる紙くず ※建築業にあつては、工作物の新築、改築、増築、除去に伴って生じた紙くず
	14 木くず	建築業、木材製造業、木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業	左記の事業活動から生ずる木くず、貨物の輸送のために使用したパレットから生ずる木くず、おがくず、パーク類 ※建築業にあつては、工作物の新築、改築、増築、除去に伴って生じた木くず
	15 繊維くず	建築業、衣服、その他の繊維製品製造業を除く繊維工業	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず ※建築業にあつては、工作物の新築、改築、増築、除去に伴って生じた繊維くず
	16 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料等製造業	原料として使用した動物、または植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	屠畜場、食鳥処理場	家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残渣物のうち不要とされるもの
	18 動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどの糞尿
	19 動物の死体	畜産農業	牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	20	1-19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(政令第13号廃棄物)	

※ 出典: 東京都環境局「産業廃棄物の適正処理のために」を参照致しました。

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/attachement/industrial%20waste_01_2011.pdf

(2) 加工食品卸売業が排出する産業廃棄物の種類

加工食品卸売業はその事業活動において、「【表 3-2-①】産業廃棄物の種類」(P18)に記載 20 種類の産業廃棄物のうち、主に下表に挙げた種類の産業廃棄物を排出していると思われます。ただし、製造部門や小売部門がある場合は下表以外の産業廃棄物も排出している可能性があります。

【表 3-2-②】加工食品卸売業が排出する可能性がある産業廃棄物の種類

産業廃棄物種類	例	
	商品系(食品等)	備品その他系
汚泥	転売不可商品(返品、在庫期限切れ商品)の中身、試食品の食べ残し、調理くず、棚割用サンプル商品	オリコン等洗浄後排水等
廃油	動植物油系廃油(ドレッシングや業務用廃油等)	マテハン機器類等の使用済み油類(潤滑油等)
廃酸	転売不可商品(炭酸飲料、発泡性アルコール飲料等)	
廃アルカリ		基準を超える洗剤等
廃プラスチック類		PPバンド、ストレッチフィルム、ラップ、破損オリコン等
木くず		破損した木製パレット
動植物性残渣※1	転売不可商品(返品、在庫期限切れ商品)、試食品の食べ残し、調理くず、棚割用サンプル商品、生鮮食品の加工くず等	
金属くず		空き缶、壊れたカゴ車・台車等
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	破損瓶類	蛍光灯、水銀灯等※2

※1 本来「動植物性残渣」は加工食品卸売業では産業廃棄物には該当しませんが、自治体により産業廃棄物として処理を求められる場合があります。

※2 蛍光灯、水銀灯等の照明器具は有害物質を使用しているため、特定有害産業廃棄物として処理が必要な場合があります。

(3) 混合廃棄物とは

前項の表 3-2-②のような種類に分別できない、または分別するには手間がかかる産業廃棄物があります。このような二種類以上の種類が混合していて、分離が困難なものを混合廃棄物と呼びます。

本来、混合廃棄物は主に建築廃棄物で使用される用語ですが、加工食品卸売業でも以下のようなものが廃棄物となった際には「混合廃棄物」とする場合があります。

【図 3-2-①】加工食品卸売業で発生する可能性のある混合廃棄物



3. 特別管理産業廃棄物について

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

「【図 3-2-①】加工食品卸売業で発生する可能性のある混合廃棄物」(P19)に記載の通り、産業廃棄物の中でも毒物や感染性物質、重金属等を帯びていて、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状のものを特別管理産業廃棄物といいます。

【表 3-3-①】加工食品卸売業が排出する可能性がある特別管理産業廃棄物の種類

主な分類		概要	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん	
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥	
	感染性一般廃棄物＊	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)	
	廃酸	pH2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ	
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
		PCB汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で一定濃度以上PCBを含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの

※ これらの廃棄物を処分するために処理したものも特別管理廃棄物の対象となります。

※ 環境省ホームページ「特別管理廃棄物規制の概要」を参照致しました。

URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/index.html

(2) 加工食品卸売業で排出する可能性のある特別管理産業廃棄物の種類

加工食品卸売業は事業活動では薬品等を使用することはほとんどないので、排出の可能性がある特別管理産業廃棄物は、使用しなくなった古い受変電設備(高圧トランス、高圧コンデンサ類)等、またはそれらから発生する「PCB 汚染物」「PCB 処理物」や、古い拠点の建物に使用されている「廃石綿類」などです。

なお、特別産業廃棄物に該当する「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」は排出する可能性はそれほど高くないといえます。

(3) 特別管理産業廃棄物の管理について

特別管理産業廃棄物を発生させる企業においては、以下の事項が義務付けられています。

① 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

事業場毎に「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、都道府県知事等宛に届出を提出する。

② 多量排出事業者による処理計画の作成及び報告

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トンを超える場合、その年度の処理計画を、翌年度にその計画の実施状況をその設備が設置されている都道府県知事等宛に報告する。

③ 帳簿の作成および保存

事業場毎に排出した特別管理産業廃棄物の処理状況等を記載した年次帳簿を作成し、5 年間保管する。

④ PCB 廃棄物等に関しては、下記のような報告提出が必要となります。

【表 3-3-②】PCB 含有受変電設備廃止時に必要な届出書

提出書類名	提出先
・自家用電気工作物廃止報告書(拠点建物廃止時のみ)	管轄の産業保安監督部 (経済産業省下組織)
・ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書	
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等 届出書(保管事業者用)	管轄の都道府県知事等

⑤ 廃石綿等に関しては、加工食品卸売業の場合、自社建物の撤去等により排出される可能性があります。この場合、廃石綿の排出事業者はその工事の元請業者となります。

この場合、保管の技術上の基準、収集、運搬又は処分の基準を満たしている事業者を採用することが必要です。また、元請業者が専門業者に廃石綿の処理委託を行う場合は、処理委託を受託する業者が同様の基準を満たしているかを確認する必要があります。

4. 事業系一般廃棄物について

(1) 加工食品卸売業が排出する可能性のある事業系一般廃棄物

「【図 2-2-①】加工食品卸売業が排出する廃棄物」(P12)にある通り、事業活動を行って発生する廃棄物は、そのすべてが産業廃棄物に該当する訳ではありません。事業活動により発生する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものは事業系一般廃棄物となります。「【図 2-2-①】加工食品卸売業が排出する廃棄物」(P12)を産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けると下表の通りとなります。

【表 3-4-①】加工食品卸売業が排出する廃棄物の分類(例)

排出する場所	産業廃棄物	事業系一般廃棄物
オフィス	○ 使用済み電気機器類 ○ 使用済み照明器具(蛍光灯等) ○ 使用済み電池類 ○ 使用済み、または使わなくなった文房具、事務用品類 ○ 使用済み、または使わなくなった事務什器類(机、椅子、棚等)	○ 紙くずや吸い殻等の普通ゴミ ○ 紙ゴミ(使用済みOA用紙/帳票類、不要なパンフレット/カタログ、保管期間を過ぎた書類や伝票類) ○ 生ゴミ類(お茶がら、弁当等の食べ残し、使用済みの生花、テストキッチンでの食べ残しや調理くず等) ○ 使用済み容器類(空き段ボール) ○ 使用済み容器類(空き缶、空きビン、空きPETボトル) ○ 使用済み容器類(食べ終わった弁当パック) ○ 敷地内緑地を伐採した後に発生する草木類 ○ 下水 ○ し尿 ○ 不要となった商品サンプル
物流センター	○ 使用済み電気機器類 ○ 使用済み照明器具(蛍光灯等) ○ 使用済み電池類 ○ 使用済み、または使わなくなった文房具、事務用品類 ○ 使用済み、または使わなくなった事務什器類(机、椅子、棚等) ○ 使用しなくなったマテハン機器(ラック類、コンベア等) ○ 使用しなくなった物流資材(パレット、カゴ車、オリコン、プラコン、ドーリー等) ○ メーカーから納品される商品についている包装資材(ストレッチフィルム、PPバンド等)	○ 紙くずや吸い殻等の普通ゴミ ○ 紙ゴミ(空き段ボール/ボール紙、使用済みOA用紙/帳票類、保管期間を過ぎた書類や伝票類) ○ 生ゴミ類(お茶がら、弁当等の食べ残し、使用済みの生花等) ○ 使用済み容器類(空き段ボール) ○ 使用済み容器類(空き缶、空きビン、空きPETボトル) ○ 使用済み容器類(食べ終わった弁当パック) ○ 敷地内緑地を伐採した後に発生する草木類 ○ 下水 ○ し尿 ○ 賞味期限や在庫期限を超えた在庫商品 ○ 生鮮食品の加工くず類 ○ 社有車洗浄時の排水 ○ プラスチックコンテナ等洗浄時の排水

(2) 事業系一般廃棄物処理の注意点

① 事業系一般廃棄物は、街の家庭ゴミ集積場所には出せません。

原則、事業系一般廃棄物は、家庭ゴミのようにゴミ集積場には出せません。

違反した場合には罰則が適用されます

② 紙ゴミ(紙くず)は事業系一般廃棄物

オフィスから排出される使用済みの OA 用紙や帳票類は産業廃棄物の「紙くず」ではありません。

産業廃棄物の「紙くず」は業種区分が限定されているので、加工食品卸売業が排出する「紙ゴミ」は事業系一般廃棄物に該当します。

③ 個人消費の弁当容器について

個人で購入し、個人で消費した食品(弁当等)は、「【表 3-4-①】加工食品卸売業が排出する廃棄物の分類(例)」(P22)では、弁当容器や飲料容器を事業系一般廃棄物に分類していますが、自治体によっては産業廃棄物に分類されている場合があります。廃棄物分別区分が自治体により異なりますので、自治体の廃棄物分別区分表等で再確認するか、直接自治体の廃棄物担当部署へ問い合わせることが必要となります。

【図 3-4-①】個人消費の弁当容器についての考え方



5. 専ら物について

(1) 専ら物とは

専ら物とは、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物のことで、具体的には古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維等のことを指します。また、専ら物のみを扱う廃棄物業者は専ら物業者と呼ばれ、廃棄物処理業者でありながら、処理業者の許可を必要としません。さらに排出者側も専ら物を産業廃棄物として収集運搬を委託する際に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要がありません。

(2) 専ら物の処理委託上の注意

① 処理委託契約書について

専ら物は処理業者許可がない業者への委託が可能です。廃棄物に分類されますので、廃棄物処理委託契約が必要となります。

② 古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維以外の取扱いについて

古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維以外の産業廃棄物は専ら物とは見なされません。

昨今、飲料等の空き PET ボトルの排出が増えていますが、空き PET ボトルは専ら物ではなく、廃プラスチック類に分類されます。廃プラスチック類や廃油等は処理業者許可を持つ業者への委託と、産業廃棄物として処理委託する場合には、産業廃棄物管理票の交付が必要となります。

③ 専ら物の排出実績の把握について

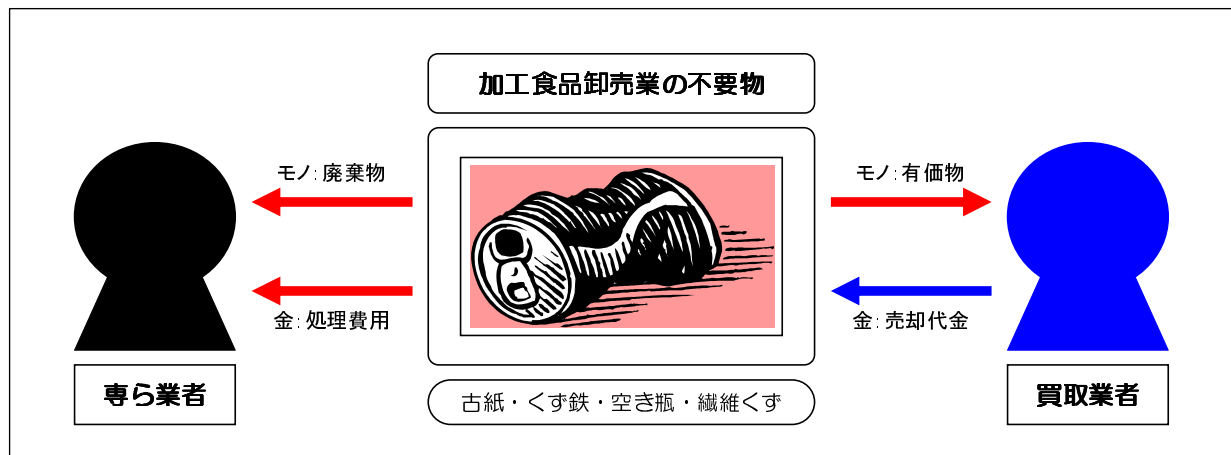
産業廃棄物として専ら物を処理委託する場合、産業廃棄物管理票が交付されない場合には、その排出量が手元に残りません。実測を行うか、処理委託業者からの伝票等で排出量を把握し、記録するようにします。しかしながら、産業廃棄物管理票を受け取ることが最良といえます。

(3) 専ら物と有価物との違いについて

古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維が専ら物として再生されるとしても、これらは廃棄物、つまり「不要物」であり、業者に費用を支払って処分してもらうことになります。

一方でこれらの私たちが排出する古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維を原材料として買い取ってくれる業者も多数存在します。これらの古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維は私たちにとっては不要物ですが、買い取ってくれた業者にとっては価値のあるもの(有価物)といえそうです。

【図 3-4-②】専ら物と有価物の違い



しかし、この「不要物は売れば有価物」という訳ではありません。

不要物を排出事業者が買取業者に売却する際に、買取業者までこれらを運搬した場合、その費用を差し引いても排出事業者に残る場合に限定されています。

私たち加工食品卸売業では、買取業者(廃棄物処理業者の場合もあります)が私たちの拠点まで古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維を取りに来てくれることが多いと思います。その場合、私たちの運搬費用はかかりません。買取価格は引取り費用込みとなっているので、この場合は有価物と呼んでよいと考えます。

ただし、廃棄物か有価物かを判断するのは排出事業者ではなく、あくまでも都道府県等なので、念のため、管轄の都道府県等に問い合わせる確認することが必要です。

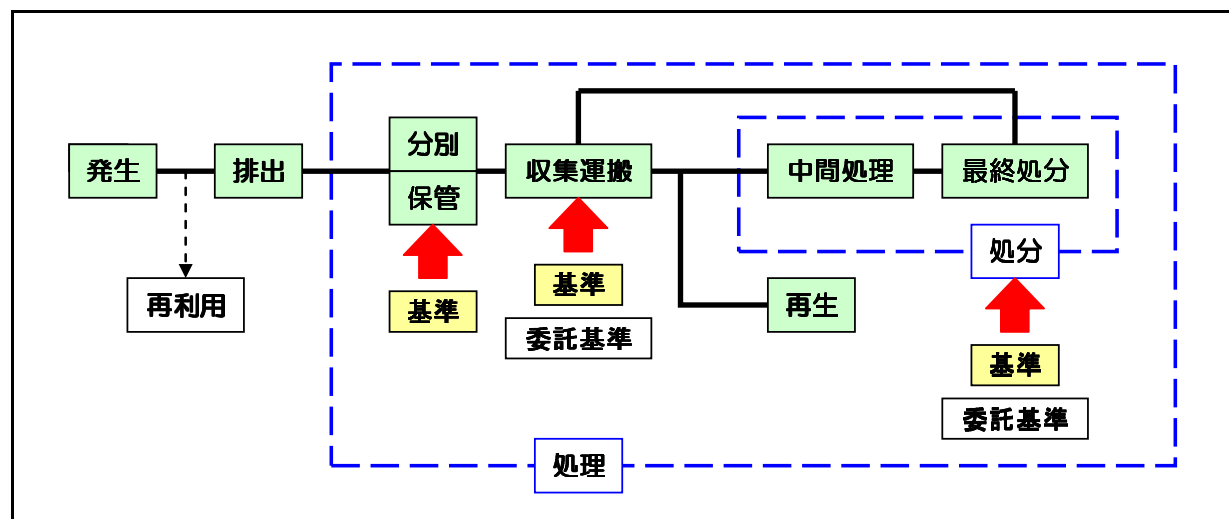
また、古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維等を無償(0円)で引き取る業者も多いようですが、この場合は、有価物の売却ではなく、廃棄物の処理に該当しますので、注意が必要です。

第四章 産業廃棄物の処理の基準

廃棄物の保管と処理（収集運搬、処分）、およびその処理委託については廃棄物処理法で定められた基準があり、それぞれの基準に沿った方法を取ることが排出事業者にあります。

当ガイドラインでは特に産業廃棄物について、第四章で保管と処理の基準を、第五章で処理委託の基準について確認することと致します。

【図 4-0-①】産業廃棄物の処理の流れ



※ 出典:公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターホームページ資料

URL: <http://www.jwnet.or.jp/waste/shorinonagare.shtml>

1. 保管についての基準

(1) 事業者の産業廃棄物処理義務(保管)

【廃棄物処理法 第十二条第2項(事業者の処理)】

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

※ 環境省令とは、「廃棄物処理法施行規則」のことを指します。

(2) 産業廃棄物の保管基準概要

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第八条(産業廃棄物保管基準)】

① 保管場所に関する基準

- 1) 周囲に囲いが設けられていること。
- 2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた**掲示板**が設けられていること。
 - i 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - ii 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - a. 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - b. 保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、その旨を含む)
 - c. 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - d. 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合、最大積み上げ高さ

【図 4-1-①】産業廃棄物保管場所掲示板の記入例

60cm 以上	産業廃棄物保管場所		a. 産業廃棄物の保管の場所である旨
	廃棄物の種類		b. 保管する産業廃棄物の種類
	数 (積替及び処分の為の保管の場合)	量 _____	積替や処分のための保管ではないので、 横棒(―)で結構です。
	管理者	氏 名 (又は名称) 連絡先	c. 保管の場所の管理者の氏名または名称 及び連絡先
	保管の高さ (屋外で容器を用いずに保管の場合)		d. 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管 する場合の最大積み上げ高さ
60cm 以上			

【産業廃棄物保管場所掲示板の設置時の注意点】

1. 「a. 産業廃棄物の保管の場所である旨」は、掲示板自体にその旨が記載してあります。
2. 「b. 産業廃棄物の種類」は、当該拠点で排出する産業廃棄物の種類を記載します。
3. 「c. 管理者の氏名または名称」の欄は、責任者の氏名ではなく、「センター長」「支店長」「物流管理課長」のような役職名でも結構です。連絡先は当該拠点の代表電話番号を記載します。
4. 「保管の高さ」は、産業廃棄物を屋外保管しない場合、「(屋外保管なし)」と記載します。
5. 「数量」欄は、積替や処分のための保管は行わないので、横棒を引いておきます。
6. 掲示板(表示板、または標識ともいう)は、市販のもの(ホームセンターやネットショップ等で入手可能)を利用すればよいと思われます。
7. 掲示板へ必要事項の記入は、ラベルライター等で作成したシールを貼付すると便利です。

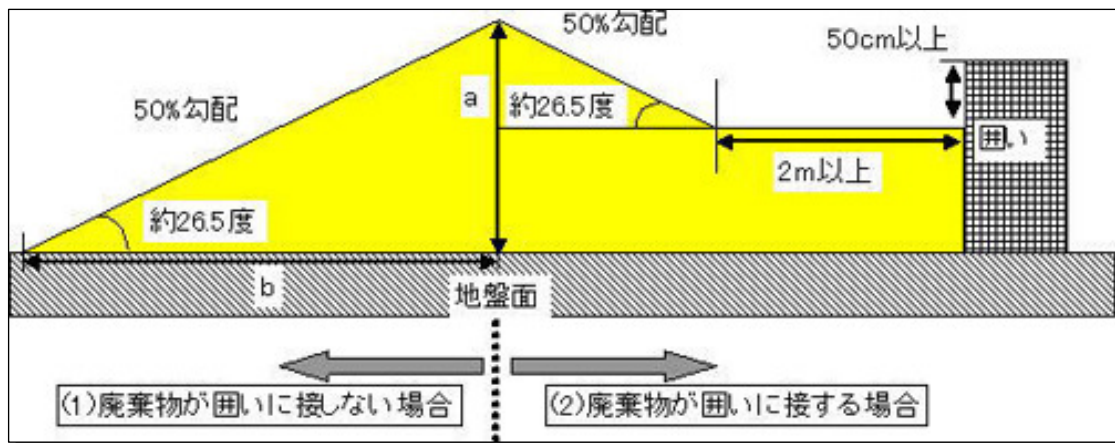
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第八条(産業廃棄物保管基準)】

② 保管場所における措置に関する基準

- 1) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - i 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ii 屋外において容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合は、下図に示す高さを超えないようにすること。

※ 加工食品卸売業の場合は屋内、または底のある場所での産業廃棄物の保管を推奨していますので、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管することはないと思われます。

【図 4-1-②】屋外での産業廃棄物保管場所における高さの基準(参考)



出典:盛岡市ホームページ URL : <http://www.city.morioka.iwate.jp/sanpai/joho/12638/004439.html>

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第八条(産業廃棄物保管基準)】

③ その他必要な措置

1) 害虫対策に関する基準

保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、蠅その他の害虫が発生しないようにすること。

2) 石綿含有産業廃棄物に関する基準

- i 保管の場所には石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ii 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

※ 当該拠点の近隣に一般家屋等がある場合は、より一層の注意を払うようにします。

2. 収集運搬についての基準(自社運搬)

(1) 事業者の産業廃棄物処理義務(運搬・処分)

【廃棄物処理法 第十二条第1項(事業者の処理)】

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

廃棄物処理については、廃棄物処理法第三条「事業者の責務」(P14)にある通り、原則として加工食品卸売業は自社が発生させた産業廃棄物を自ら責任をもって収集、運搬、処分しなければなりません。ただし、他者(廃棄物処理業者)に委託することは可能です。

※ 廃棄物処理業者へ産業廃棄物の収集、運搬を委託する場合の委託基準については、「第五章 産業廃棄物の処理委託の基準」(P33)を参照願います。

加工食品卸売業の多くの企業は、廃棄物の収集、運搬、処分は廃棄物処理業者に処理委託をしていると思われますが、自社で産業廃棄物の収集、運搬を行う場合には、産業廃棄物処理法施行令第六条(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)の基準を遵守することが求められます。

【廃棄物処理法施行令 第六条(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)】

① 産業廃棄物の収集、運搬の基準

- 1) 産業廃棄物運搬車の表示義務
- 2) 運搬時の書類携帯(書類: 運搬する産業廃棄物の種類、数量、排出日、積み下ろし場所が分かるもの)

さらに、一般廃棄物の収集、運搬基準と同様の事項についても遵守することになっています。

【廃棄物処理法施行令 第三条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)】

※ この事項は産業廃棄物の収集、運搬についても適用されるため、一般廃棄物を産業廃棄物と読み替えてください。

① 一般廃棄物の収集、運搬の基準

- 1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3) 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 4) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

※ その他、船舶による収集、運搬の項がありますが、割愛致します。

(2) 事業者の産業廃棄物処理義務(自社運搬)における注意事項

① あくまでも自社が運搬する

自社運搬とは、あくまでも自社で発生させた産業廃棄物を自社で運搬することです。

子会社や物流委託会社、取引業者等に「持って行ってもらおう」ことは、委託運搬に当たります。

② リース車両、レンタル車両は自治体への確認が必要

自社運搬時に自社のリース車両やレンタカーを使用してよいのかについては、各自治体により見解が異なる場合がありますので、確認が必要です。

また、「緑ナンバー」の車両や産業廃棄物許可車両は自社運搬には使用できません。

③ 産業廃棄物収集運搬業許可証について

自社運搬に関しては、産業廃棄物収集運搬許可は必要ありません。

ただし、車両への表示と書類携帯は必要となります。

④ マニフェスト

自社運搬時にはマニフェスト(産業廃棄物管理票)の発行は不要ですが、通常はその処分については処分業者に委託処分をしているはずですから、その時点でマニフェストが必要となります。ただし、携帯書類として運搬する産業廃棄物の詳細情報が必要となりますので、マニフェストを発行しておいた方がよいと考えられます。

(3) 参考資料

加工食品卸売業の場合、産業廃棄物運搬は、通常時ではなく災害時等、例外的に行うことが予想されます。

産業廃棄物の収集、運搬の処理基準の詳細については、下記パンフレットをご参照ください。

【図 4-2-①】自社運搬に関する注意事項(参考)

平成17年4月1日から、産業廃棄物を運搬する車両表示及び書面の備え付け(携が必要となります。)

① 表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に次の事項を表示しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

産業廃棄物処理業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 事業者名
3. 許可番号(下6けた以上)

●実際の表示の例

●書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬元の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し

●実際の表示の例

●その他の留意事項

○表示、書類携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法)及び自動車用機器の両者に関し、特定の法律(自動車リサイクル法)に基づき、もっぱら特定家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)や自動車用機器だけを運搬する場合にはこれらの表示や書類の携帯は不要です。また、自治体の指定区域内で運搬される産業廃棄物であれば、表示及び書類の携帯は必要ありません。

○再生利用認定制度又は広域認定制度に係る普通大臣の認定を受けている場合

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物法)に基づき、認定を受けた再生利用認定制度又は広域認定制度を受けている場合、1・2と異なる取扱いとなります。(詳細は、環境大臣官庁産業部・リサイクル対策部産業廃棄物課までお問い合わせください。)

○表示、書類携帯を行わなかった場合

条例違反(条例で規定)となり、行政処分(対象)の罰金(排出事業者)または改善命令、産業廃棄物処理業者であれば営業停止処分などになります。この行政命令にも違反した場合には、罰金科せられることになります。

●お問い合わせ先

実際の運用の詳細については、各都道府県・保健所設置市の産業廃棄物担当部署までお問い合わせください。

●電子マニフェストについてのお問い合わせ

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター (サポートセンター)
TEL: 03-5451-1420(直通) E-mail: info@waf.or.jp
〒110-0012 東京都中央区日本橋區町2-4-4 日本橋コアビル2F

●このパンフレットについてのお問い合わせ

環境省 大府省関係課・リサイクル対策課 産業廃棄物課
TEL: 03-3581-3351(内線) 6878(内線)
〒100-8678 東京都千代田区霞が関1-2-2

出典: 環境省ホームページ「環境省_産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務」

URL: <http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html>

また、条例に特例が記載されている場合もあるので、管轄の自治体の産業廃棄物担当部署に直接問合せ確認することが最良の方法であると考えます。

3. 処分についての基準(自己処分)

(1) 事業者の産業廃棄物処理義務(運搬・処分)

【廃棄物処理法 第十二条第1項(事業者の処理)】

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

一般的に、加工食品卸売業が産業廃棄物の処分場(中間処理場、および最終処分場等)を所有していることは稀であり、ほとんどの場合は専門の廃棄物処理業者の処分場に処理委託をしているものと思われます。

しかしながら、産業廃棄物の自己処分についての基準を知っていることは、産業廃棄物の処分委託先を選定する上で意味があると思われますので、概要を記載致します。

産業廃棄物処分業者を選定する際には、選定基準として覚えておくといわれています。

【廃棄物処理法施行令 第三条第一項、第二項(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)】改

① 産業廃棄物の処分の基準

- 1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3) 処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 4) (処分する目的のために設置した保管の場所に)周囲に囲いが設けられていること。
- 5) 見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- 6) (処分する目的のために設置した)保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。
 - i 汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ii 屋外において容器を用いずに産業廃棄物を(処分する目的のために)保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
- 7) 保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、蠅その他の害虫が発生しないようにすること。
- 8) 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- 9) 一般廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

(2) 産業廃棄物の自己処理における注意点

廃棄物処理法では、以下の二点を禁じています。

【廃棄物処理法 第十六条(投棄禁止)】

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【廃棄物処理法 第十六条の二(焼却禁止)】

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

ですから、次のような行為は違法行為と見なされます。

- ・ ドラム缶、一斗缶を使用して廃棄物を焼却した。
- ・ 小型焼却炉等を使用して廃棄物を焼却した。
- ・ 基準(埋立処分の基準)に適合させることなく、廃棄物を地中に埋めた。

4. 廃棄からリサイクルへ

(1) 資源物は売れる可能性がある

産業廃棄物の中には資源物として販売できるものがあります。

この資源物(私たちにとっては不要物)をマテリアルリサイクルを行っている業者に原材料として販売できることがあります。廃棄ではなく、リサイクルを始めるチャンスとなります。

(2) リサイクルを進める理由

① 廃棄物排出量が削減できる

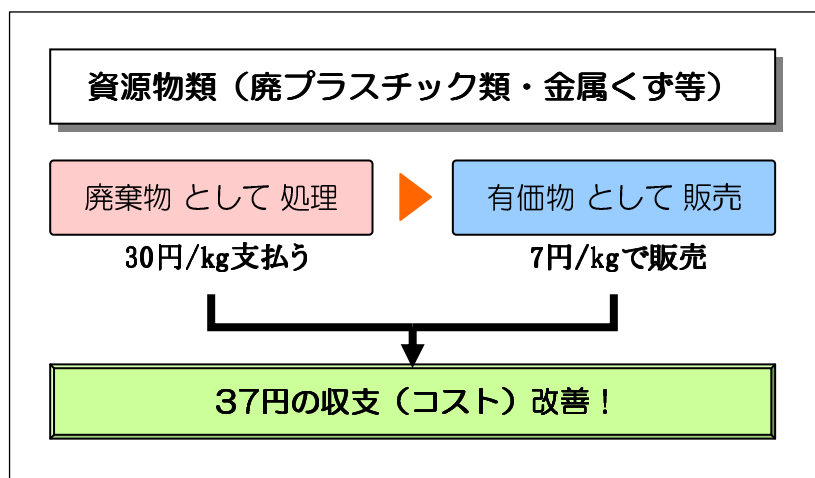
廃棄物を排出しないのですから、当然廃棄物排出量は少なくなります。

産業廃棄物すべてをリサイクルにまわすことはできないとは思いますが、できるところから「廃棄からリサイクルへの転換」を続けていけば、廃棄物ゼロ＝「ゼロエミッション」にも近づいていきます。

② コスト削減に寄与する

下図の例でいえば、料金を支払って処理を委託してもらうことから有価物(資源物)販売して代金をもらうことにより、廃棄物処理費用としてのコストは、 $30\text{円} - (-7\text{円}) = 37\text{円}$ の改善となります。産業廃棄物をできるだけ細かく分別する等、業務運用が変更となることも考えられますが、廃棄物として処理していたものでも資源物として売れるチャンネルを見つけることにより、コスト改善が図れるチャンスが生まれます。

【図 4-4-①】資源物を処理から販売に転換した場合のコスト改善例



(3) 廃棄物の資源化における注意点

本来産業廃棄物となるものを資源物として買取業者に売却する場合には、その買取価格に注意が必要です。無償(0円)で買取業者や産業廃棄物業者が引き取る場合は資源物の販売ではなく、廃棄物処理となります。また、買取代金が収集運搬費用よりも少ない場合も廃棄物処理となります。

参考までに、「5. 専ら物について」(P23)もご覧ください。

そして、資源物を売却するには「資源物売買契約書」を締結する必要があることも、覚えておいてください。

第五章 産業廃棄物の処理委託の基準

1. 排出事業者責任

(1) 排出事業者責任

廃棄物処理法の第三条第1項にもある通り、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

【廃棄物処理法 第三条第1項(事業者の責務)】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

つまり、「自分で出したゴミは、その排出量の多少に関わらず、廃棄物処理法の処理基準に則って、自分で保管、運搬、処分等の処理を行う」ことが大原則となります。特に産業廃棄物の場合、基準に合わない処分等を行なったときは、罰金等の刑罰や行政処分が科せられることとなります。

(2) 自己処理と処理委託

しかし、私たち加工食品卸売業は、産業廃棄物を保管しておく場所や人手の関係から、自ら処理することはほとんどできません。

そのような事業者の対応法として、廃棄物処理委託基準に従い、都道府県等の許可を受けた許可業者(産業廃棄物処理業者)に廃棄物の処理を委託することが可能となっています。

2. 産業廃棄物の処理委託(収集運搬・処分)

(1) 産業廃棄物の処理委託に遵守すべきこと

産業廃棄物の処理(収集運搬、処分)を業者に委託する場合には、委託する側である私たち加工食品卸売業は、以下三つの委託基準を遵守しなければなりません。

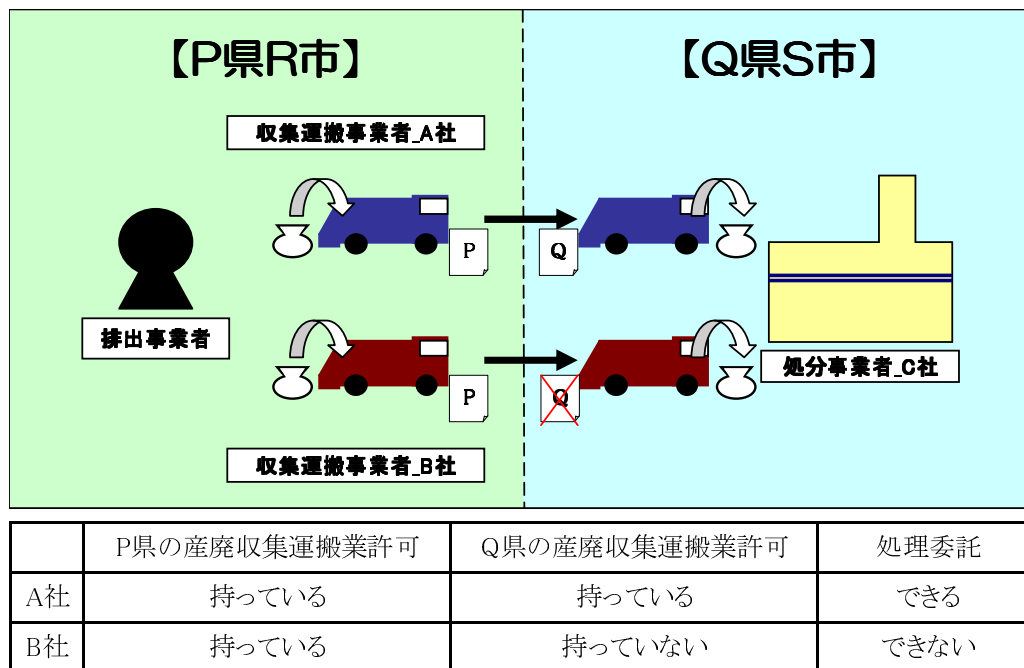
【廃棄物処理法施行令 第六条の二(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)】

- ① 産業廃棄物の収集運搬を委託する際は、積み降ろしを行うそれぞれの自治体の収集運搬業許可を有する者に委託すること。なお、収集運搬を委託する産業廃棄物はその許可証の許可品目の中に含まれていること。
- ② 産業廃棄物の処分を委託する際は、処理施設が設置されている自治体の処分業許可を有する者に委託すること。なお、処分を委託する産業廃棄物はその許可証の許可品目の中に含まれていること。
- ③ 委託契約は書面で行うこと。なお、その委託契約書には法律で定められた内容が記載されていること。また、廃棄物処理法施行令で定める書面が添付されていること。

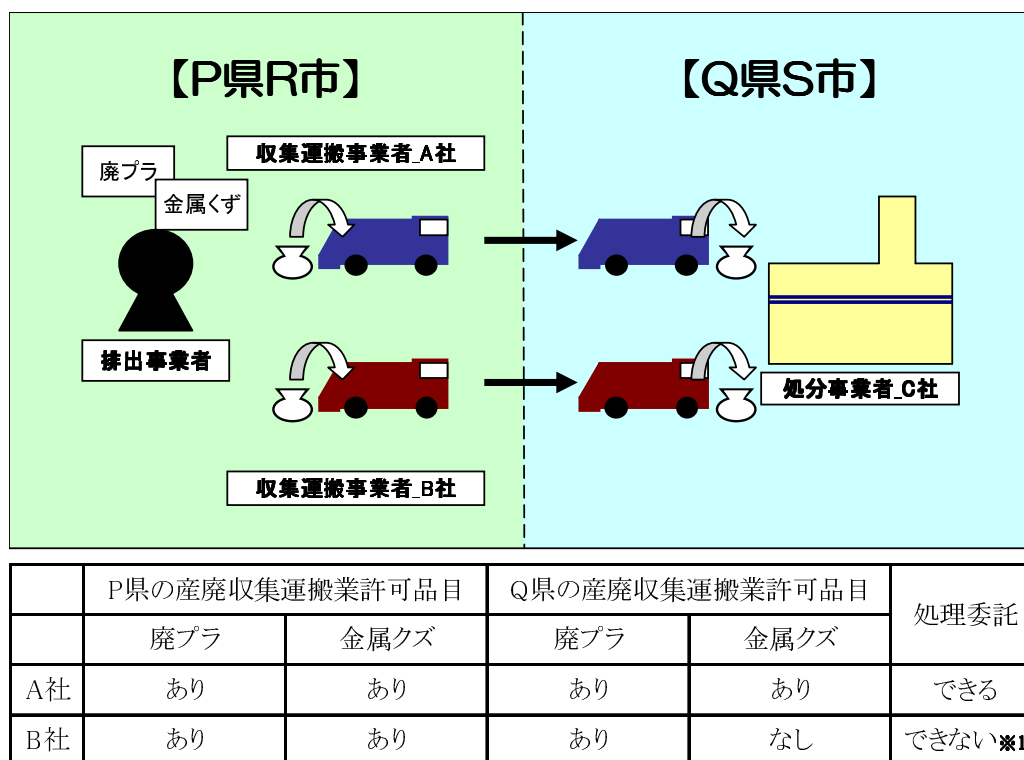
項目毎に詳しく見ていきましょう。

- ① 産業廃棄物の収集運搬を委託する際は、積み降ろしを行うそれぞれの自治体の収集運搬業許可を有する者に委託すること。なお、収集運搬を委託する産業廃棄物がその許可証の許可品目の中に含まれていること。

【図 5-2-①-1】産業廃棄物収集運搬委託の遵守事項（収集運搬事業許可）



【図 5-2-①-2】産業廃棄物収集運搬委託の遵守事項（許可品目）

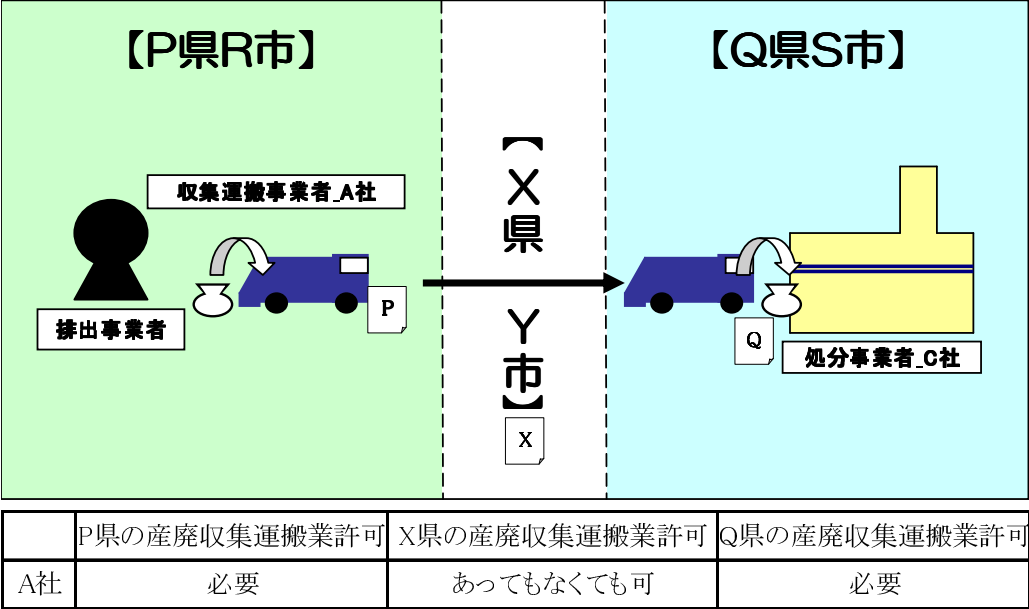


※1 B社は廃プラだけを収集運搬するのであれば、処理委託が可能です。

なお、収集運搬業者が産業廃棄物を積む場所（＝加工食品卸売業等排出事業者の拠点）から処分業者の拠点に行く間に、その廃棄物を一度も降ろさずに産業廃棄物を積む場所のある自治体と処分業者の拠点のある自治体以外の自治体を通過する場合があります。

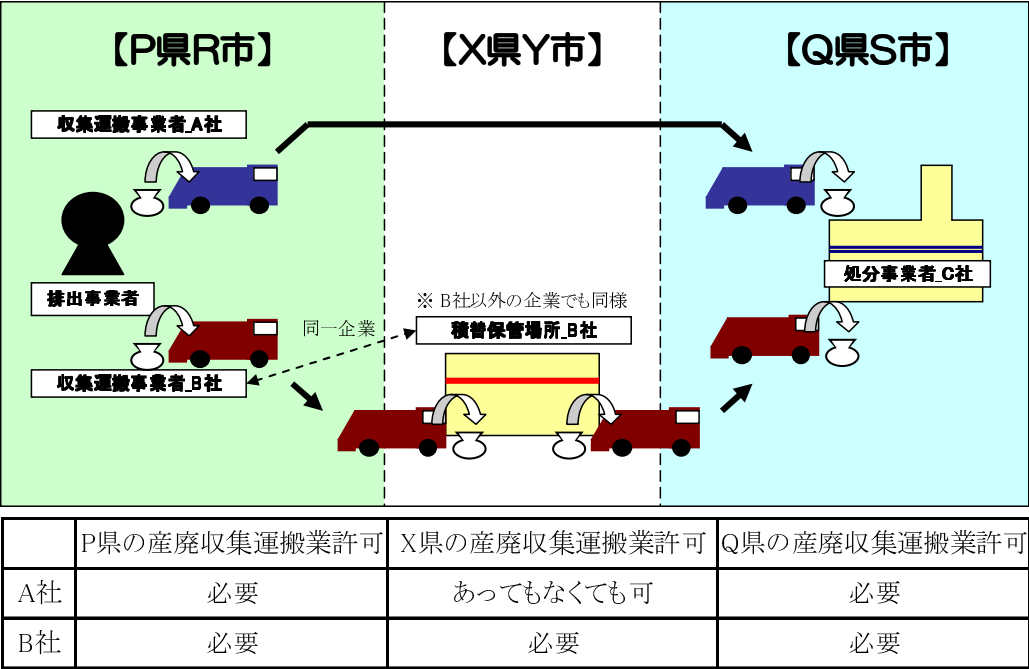
この場合、収集運搬業者はその通過する自治体の収集運搬業の許可は必要ありません。

【図 5-2-①-3】産業廃棄物収集運搬委託の遵守事項(収集運搬時に通過する自治体)



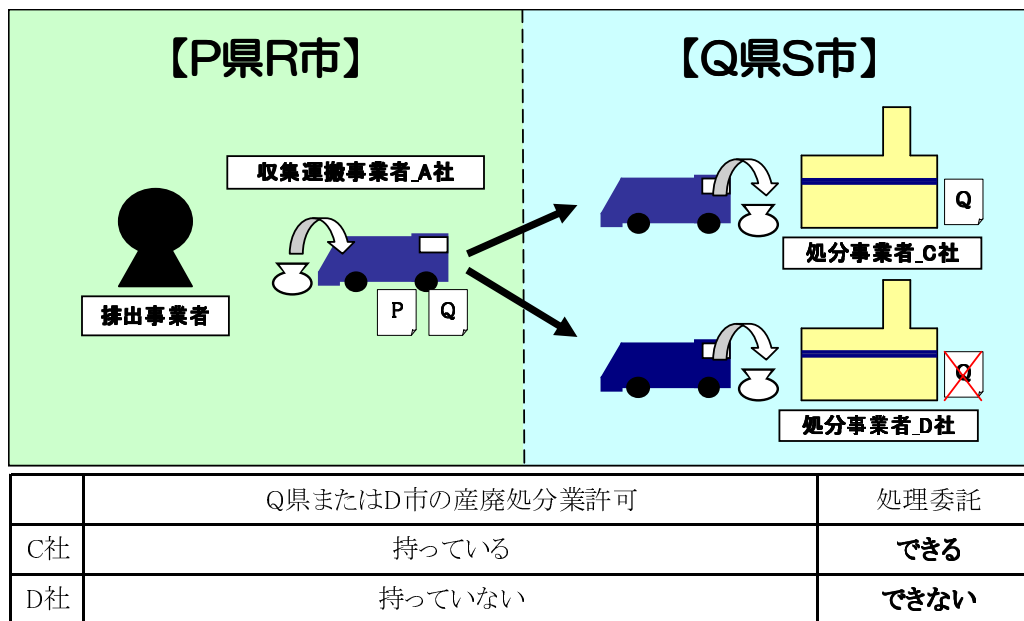
しかし、収集運搬業者が産業廃棄物を積む場所（＝排出事業者の拠点）から処分業者の拠点に行く間に、産業廃棄物を積む場所のある自治体と処分業者の拠点のある自治体以外の自治体にある施設等で積み替えを行う場合は、積み替え保管を行う施設等を管轄する自治体の許可が必要となります。

【図 5-2-①-4】産業廃棄物収集運搬委託の遵守事項(積替保管を伴う場合)

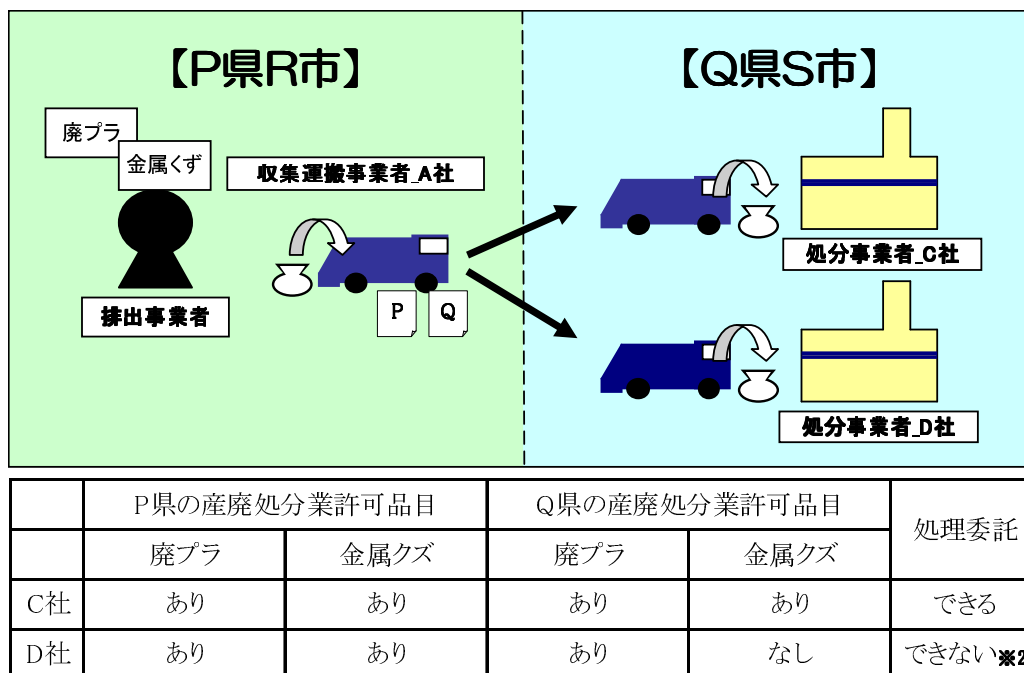


- ② 産業廃棄物の処分を委託する際は、処理施設が設置されている自治体の処分業許可を有する者に委託すること。なお、処分を委託する産業廃棄物がその許可証の許可品目の中に含まれていること。

【図 5-2-②-1】産業廃棄物処分委託の遵守事項（処分業許可）



【図 5-2-②-2】産業廃棄物処分委託の遵守事項（許可品目）



※2 D社は廃プラだけを処分するのであれば、処理委託が可能です。

- ③ **委託契約は書面**で行うこと。なお、その委託契約書には法律で**定められた内容が記載**されていること。また、廃棄物処理法施行令で定める**書面が添付**されていること。

書面による委託契約は、産業廃棄物の排出量や排出回数による例外はありません。

つまり、産業廃棄物の排出量がバケツ一杯ほどの極少量であったとしても、またその拠点からの産業廃棄物の排出がたとえ一度限りのものであったとしても、産業廃棄物処理委託契約は書面で、必要な書面を契約書に添付して締結しなければなりません。

廃棄物処理法で定められた委託契約書に記載が必要な条項は下表の通りです。

【表 5-2-①】産業廃棄物処理委託契約書に記載する事項

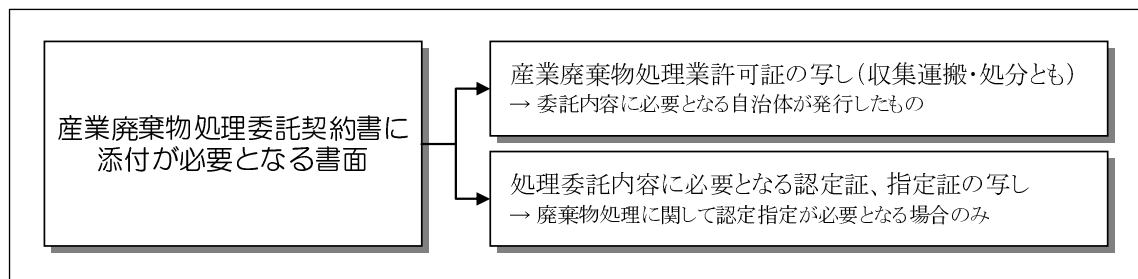
必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	-----
処分又は再生の場所の所在地	-----	適用
処分又は再生の方法	-----	適用
処分又は再生の施設の処理能力	-----	適用
最終処分の場所の所在地	-----	適用
最終処分の方法	-----	適用
最終処分施設の処理能力	-----	適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管[収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る]		
積替え保管場所の所在地	適用	-----
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	適用	-----
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	-----
委託者側からの適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状変化がある場合の情報	適用	適用
他の廃棄物と混合等により生ずる支障等の情報	適用	適用
JIS C950に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱いの際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い	適用	適用

出典: 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(平成 20 年 11 月) 委託契約書の記載事項

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/publications/industrial_waste/guidebook/index.html

廃棄物処理法施行令で定める書面は下図の通りです。

【図 5-2-③】産業廃棄物処理委託契約書に添付が必要な書面



また、処理委託系内容を行うために必要となる認定証、指定証は、下表の制度によるものです。

【表 5-2-②】廃棄物の指定、認定制度一覧

種類		内容	マニフェスト
指定制度	広域処理指定業者 ・施行規則第9条第4号	「広域的に収集運搬、処分されることが適当であるものとして、環境大臣が指定したもの」で環境大臣の指定を受けた者	必要
	個別指定再生業者 ・施行規則第9条第2号	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物」のみの処理を行う者で都道府県知事の指定を受けた者	不要
認定制度	再生利用認定制度 ・法第9条の8 ・法第15条の4の2	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者 *平成19年10月26日より、環境省令で定める一般・産業廃棄物に「金属を含む廃棄物(当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。)」が追加されました。	不要 (ただし、資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。)
	広域認定制度 ・法第9条の9 ・法第15条の4の3	「環境省令で定める一般・産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者	不要
	無害化処理認定制度 ・法第9条の10 ・法第15条の4の4	「石綿が含まれている、その他環境省令で定める一般・産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者」で、環境大臣の認定を受けた者	必要

出典: 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(平成 20 年 11 月) 産業廃棄物(産廃)Q&A

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/publications/industrial_waste/guidebook/index.html

※ 処理委託に関する法令条文は次の通りです。

【廃棄物処理法 第十二条第5項(事業者の処理)】

事業者は、その産業廃棄物の運搬、または処分を他人に委託する場合には、
その運搬については

第十四条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者 その他環境省令で定める者に、
その処分については

同項に規定する産業廃棄物処分業者 その他環境省令で定める者に
それぞれ委託しなければならない。

第十四条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者
(廃棄物処理法第十四条第12項)

第十四条第1項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者、または

第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者 は、
産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならぬ。

第十四条第1項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者
(廃棄物処理法第十四条第1項)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集、または運搬を行おうとする業者は、収集、または運搬を行おうとする区域(運搬のみを行う場合は、産業廃棄物積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、または運搬を行う業者、その他環境省令で定める者については、この限りでない。

第十四条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者
(廃棄物処理法第十四条第6項)

産業廃棄物の処分を行おうとする業者は、産業廃棄物の処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者、その他環境省令で定める者については、この限りでない。

「産業廃棄物の処理委託先は産業廃棄物処理業の許可を受けた業者、
つまり、産業廃棄物処理業者でなければならない」ということです。

【廃棄物処理法 第十二条第6項】

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**政令で定める基準**に従わなければならない。

【廃棄物処理法施行令 第六条の二(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)】

法第十二条第四項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の三第1項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託すること。
※ 法第十五条の四の三 = (産業廃棄物の広域的処理に係る特例) = **広域認定**
- 三 輸入された廃棄物(当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の四の五第一項 の許可を受けて輸入されたものに限る。)の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。
- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。
 - イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分、又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
 - ニ 産業廃棄物の処分(最終処分(法第十二条第3項 に規定する最終処分をいう。以下同じ。))を除く。)を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
 - ホ その他環境省令で定める事項
- 五 前号に規定する委託契約書、及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。
- 六 第六条の十二第一号の規定による承諾をしたときは、同号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。
※ 第六条の十二 = 廃棄物処理法施行令 第六条の十二
(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集もしくは運搬又は処分等の再委託の基準) = **再委託の基準**

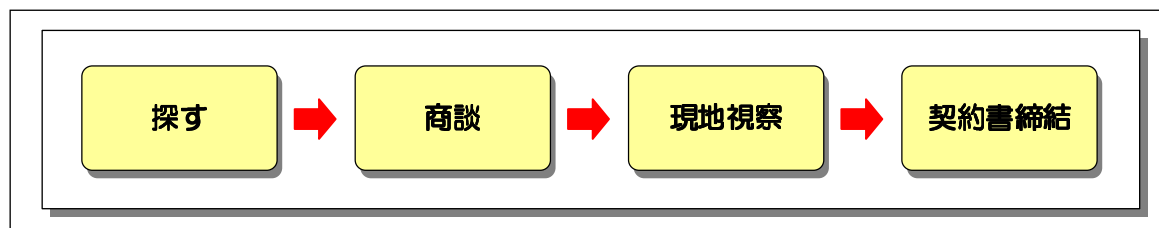
※ P34 - P36 の図解の根拠となる条文です。

3. 処理委託契約

(1) 委託契約の流れ

産業廃棄物処理委託契約は、下図の流れで行います。

【図 5-3-①】産業廃棄物処理委託契約の流れ



① 委託先を探す

産業廃棄物処理委託契約はまず、私たちの排出する産業廃棄物の処理をしてもらう業者を探すことから始まります。産業廃棄物処理業者を探すにはいくつかの方法があります。

なお、産業廃棄物処理業者を探す場合は、収集運搬業者と処分業者の両方を探す必要があります。

i 都道府県等の名簿から探す

自治体(都道府県)は産業廃棄物処理を管轄する部署のホームページを用意しており、産業廃棄物処理業者名簿が掲載されています。この名簿から適切な業者に連絡を取ります。なお、産業廃棄物処理を管轄する部署のホームページには自治体の行政処分を受けている業者の情報も掲載されていますので、そちらも参照するとよいと思われます。

ii インターネットで検索する

a. 産業廃棄物処理業者のホームページを閲覧する

ある程度業者をご存知であれば、産業廃棄物処理業者のホームページを閲覧するのもよいと思われます。産業廃棄物処理業者の中には、電話番号のほか、ホームページに問い合わせフォーム(Web 画面に直接メッセージを入力して、送信するページ)を用意している企業もあります。大抵の場合、電話でも問い合わせフォームでもこちらから問い合わせをすれば産業廃棄物処理業者から連絡がくるはずです。

b. 産廃情報ネットを利用する

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団という法人には「産廃情報ネット」という産業廃棄物処理業者の検索システムがあります。ここで情報を入手することも可能です。なお、産廃情報ネットでは排出事業者向けのメールマガジンも配信していますので、Web 画面上で配信希望の登録をすれば、毎日最新の情報が入手できます。

c. 全国廃棄物連合会の処理業者検索システムを利用する

公益社団法人全国廃棄物連合会のホームページにも産業廃棄物処理業者検索システムがあります。

iii 産業廃棄物処理業界団体に問い合わせる

各都道府県には、「産業廃棄物協会」という社団法人があります。産業廃棄物処理業者はこれらの産業廃棄物協会の協会に所属していることが多く、協会のホームページには協会会員名簿が掲載されています。各都道府県の産業廃棄物協会は、「第九章 参考資料」(P113)を参照願います。

iv 産業廃棄物処理委託をしている業者に聞いてみる

今までの活動拠点とは異なる地域に進出した場合や新たな種類の産業廃棄物を排出することになった場合は、現状、産業廃棄物処理委託をしている業者に聞いてみるのも一策です。

v 同業他社(日食協の会員企業)に聞いてみる

私たち日食協会員企業は、小売店の売場では互いに「競争相手」となりますが、それ以外の部分では協力しあってもよいのではないのでしょうか。加工食品卸売業界の全体最適を考えた場合、産業廃棄物処理委託についても、情報交換をしてもよいと考えます。

② 商談

適切と思われる産業廃棄物業者を選定したら、その業者と商談を行います。

商談では自社がどの拠点からどのような産業廃棄物をどの程度(量、頻度)排出するのかを伝え、以下の事項を確認して、会社案内と見積書の提示を要請します。

【表 5-3-①】廃棄物処理業者との商談で確認すべき事項

収集運搬処理業者	会社概要の再確認 自社が排出する産業廃棄物の収集運搬業許可の再確認 収集運搬を行う頻度(週に何回収集運搬できるか) 収集運搬車両の種類(パッカー車/アームロール車) 自社で決定/検討している処分業者に搬入が可能か ISO27001(情報セキュリティ)認証を取得しているか 等々
処分業者	会社概要の再確認 自社が排出する産業廃棄物の処分業許可の再確認 産業廃棄物の処理施設、処理方法 自社で決定/検討している収集運搬業者の搬入が可能か ISO27001(情報セキュリティ)認証を取得しているか 等々

③ 現地視察

産業廃棄物処理業者と商談を行った結果、自社の排出する産業廃棄物の処理を委託できる業者であると判断できても、書面や口頭だけの情報だけで委託を決定しないようがよいと思われます。可能な限り、業者の現場を視察することをお勧めします。現地視察の要請は前項の商談時に行えばよいでしょう。

実際に産業廃棄物処理業者の処理施設に行ったときにチェックする点は、各都道府県の廃棄物産業処理担当部局や全国産業廃棄物連合会のホームページに掲載されている場合がありますので、参考にしてください(「第九章 参考資料」(P103-104、P113))。

なお、滅多にないとは思いますが、収集運搬車両や処理施設等の視察要請に応じない産業廃棄物処理業者には、処理委託をしないほうがよいでしょう。

④ 契約書締結

産業廃棄物処理業者の現地視察を行って、その業者が産業廃棄物の処理を委託するのに適切かを判断し、廃棄物処理委託を決定したら、処理委託契約を締結することになります。

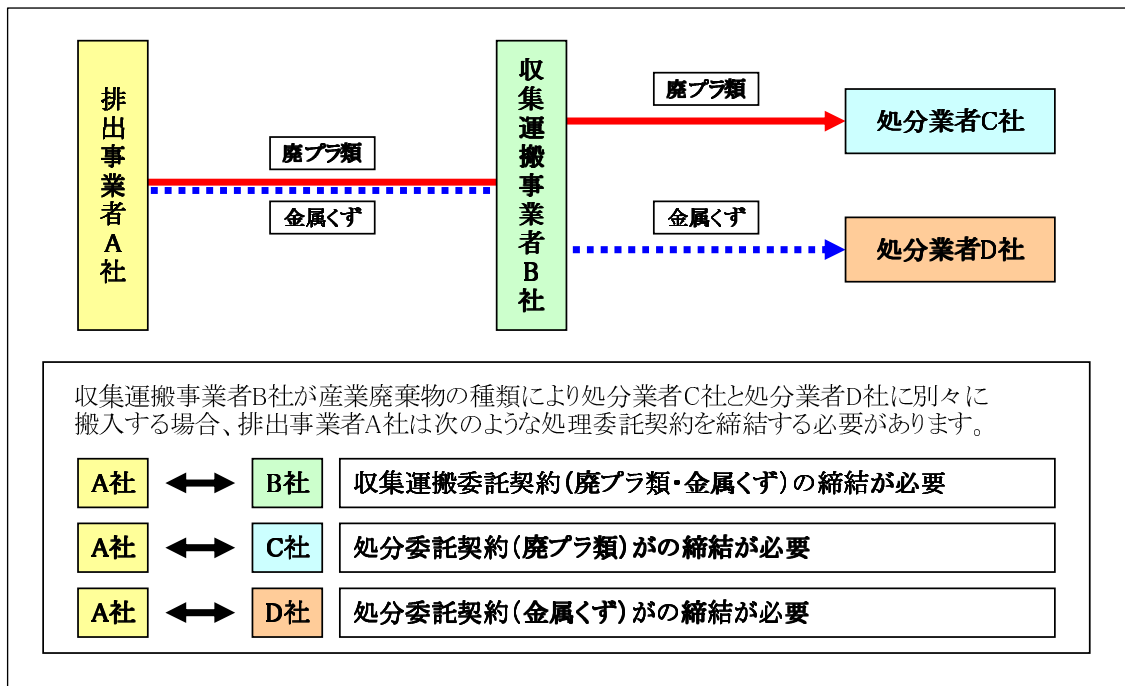
契約書締結に関する事項は次項をご参照願います。

(2) 契約形態・方法

① 二者間契約

排出事業者である加工食品卸売業は、産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者のそれぞれと、各々の産業廃棄物処理委託契約(二者間契約)を締結することとなります。

【図 5-3-②】締結が必要な産業廃棄物処理委託契約の例



② 契約方法

産業廃棄物処理委託契約の締結方法は、大きく分けて二つあります。

a. 個別契約

排出事業者の個々の産業廃棄物排出拠点毎に委託契約書を締結する方法です。

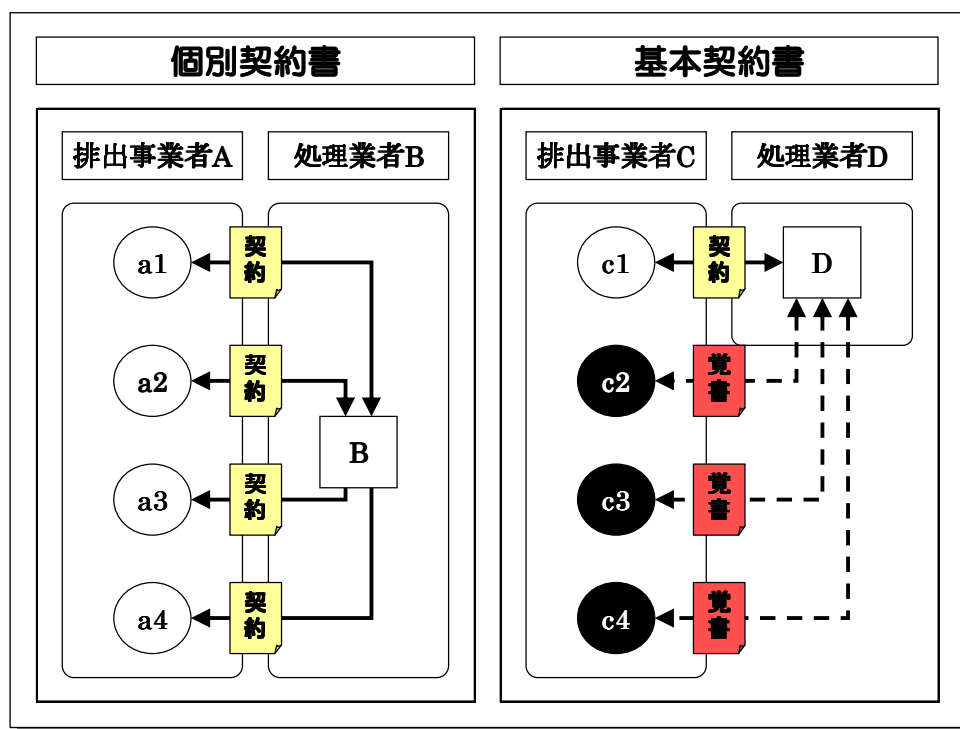
b. 基本契約

委託契約書を締結する際に適応される基本的事項について締結する方法です。

排出拠点の増減や処理委託料金等についての変更については、当契約書を基にした覚書を交わします。

後述しますが、産業廃棄物処理委託契約書は、金銭の授受を伴いますので、収入印紙の貼付が義務付けられています。一方、覚書(産業廃棄物排出拠点の増加等のもの)には収入印紙の貼付は不要です。このように委託契約書記載事項の変更が必要になった場合、基本契約書を締結しておけば、覚書を交わすことにより、収入印紙代が節約できるという利点もあります。

【図 5-3-③】個別契約書と基本契約書の違い



③ 書面による契約

産業廃棄物処理委託契約は、その委託基準に記載されている通り、必ず書面で締結することになっています。所謂「口約束」で産業廃棄物を処理(収集運搬、処分とも)することは、廃棄物処理法違反(廃棄物処理法施行令 第六条の二 第4項)となります。

④ 契約書

1) 契約書の様式

産業廃棄物処理委託契約書は、統一様式(フォーマット)のようなものではありません。
次のいずれかの方法で用意します。

- a. 自社内で標準様式を作成しておく。
- b. 廃棄物処理業者が提示する様式を使用する。
- c. 自治体等が公開している標準的フォーマットを使用する。

産業廃棄物処理業者が用意する様式や自治体の標準的フォーマットを使用する場合は、その文言や記載事項が適切であるかを社内の法務部署にチェックしてもらう必要があります。
参考までに、産業廃棄物処理委託契約書の様式をホームページに掲載している自治体をいくつか紹介致しますので、ご活用ください。

【表 5-3-②】産業廃棄物処理委託契約書の雛型を用意している法人、自治体(例)

社団法人	公益社団法人 全国産業廃棄物連合会				
都道府県	北海道	宮城県	東京都	大阪府	岡山県
市町村	札幌市	横浜市	船橋市	尼崎市	高松市

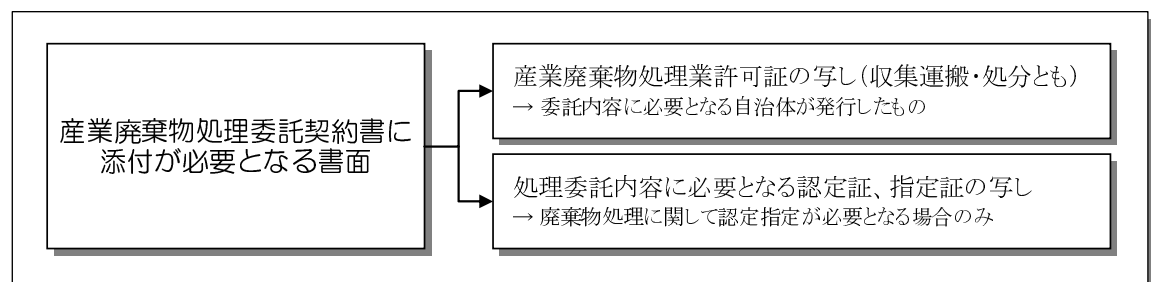
2) 記載必要事項

前述(P33-P40)の通り、産業廃棄物処理委託契約書は、必ず記載しなければならない事項が法律で規定されています。詳細については、「【表 5-2-①】産業廃棄物処理委託契約書に記載する事項」(P37)を参照願います。

3) 添付する書類

産業廃棄物処理委託契約書には、必ず添付しておかなければならない書面があります。
委託先である業者の産業廃棄物収集運搬業、および処分業の「許可証」の写しと、処理内容に廃棄物処理関連の認定や指定が必要となる場合は、その認定証や指定証の写しを添付する必要があります。添付が必要となる認定証、指定証については、「【表 5-2-②】廃棄物の指定、認定制度一覧」(P38)を参照願います。なお、廃棄物処理にこれらの認定や指定が必要でない場合は、認定証の写し、指定証の写しの添付の必要はありません。
ただし、「産業廃棄物処理業許可証」の写しの添付は必ず必要となります。

【図 5-3-④】産業廃棄物処理委託契約書に添付が必要となる書面

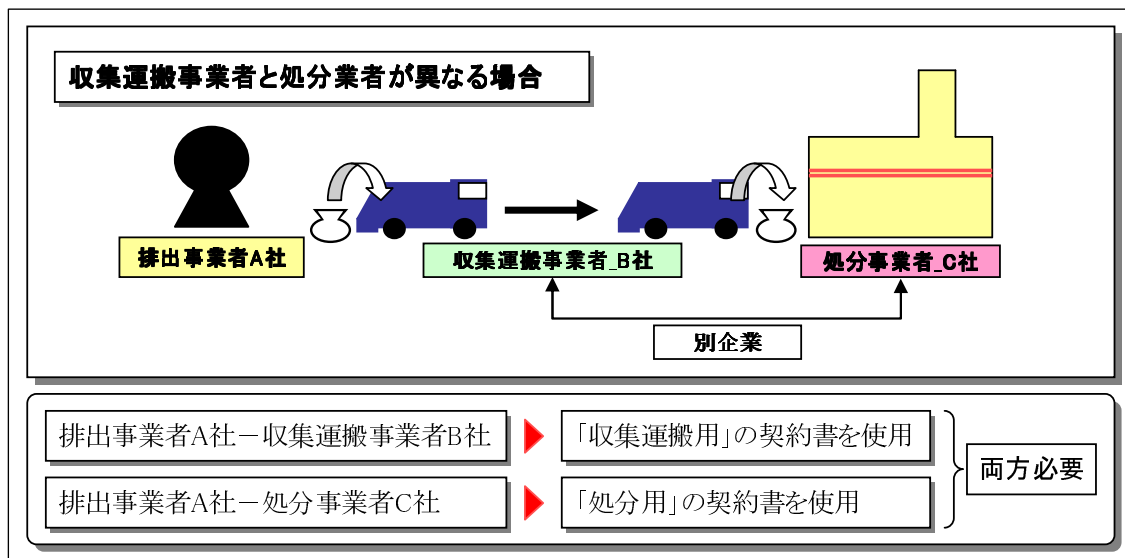


※ 「【図 5-2-③】産業廃棄物処理委託契約書に添付が必要な書面」(P38)と同じ図です。

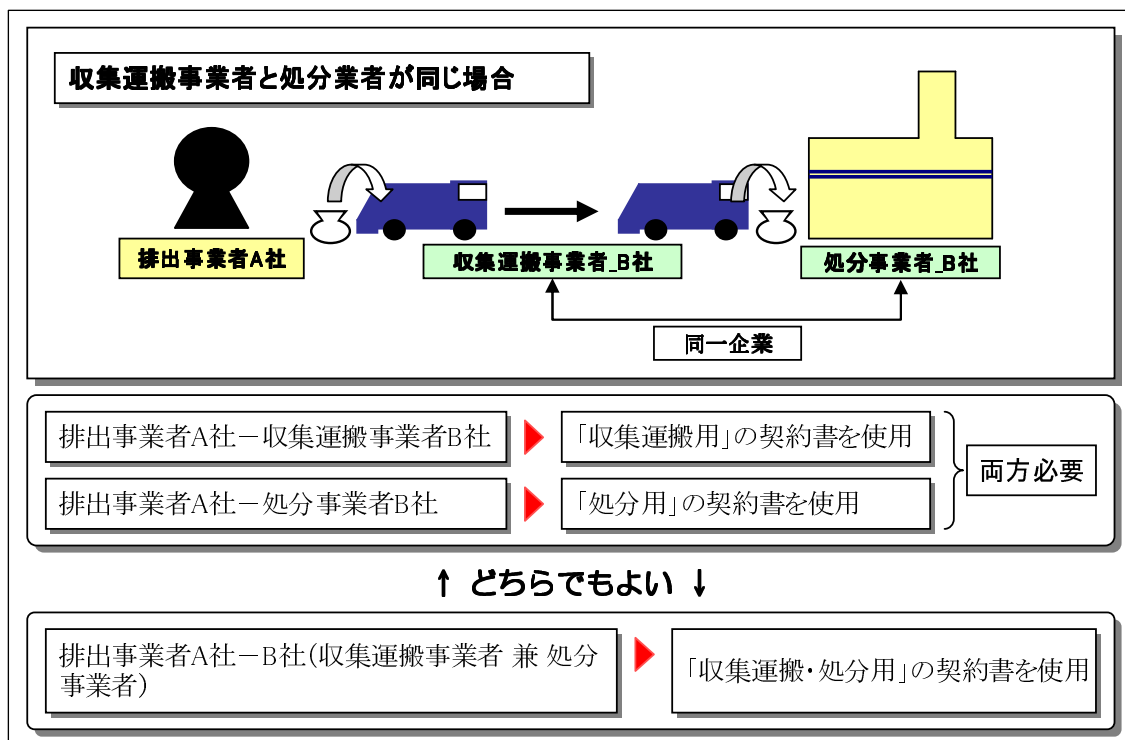
4) 契約書の種類

産業廃棄物処理委託契約書には、「収集運搬用」「処分用」「収集運搬・処分用」の三種類があります。収集運搬を委託する際は「収集運搬用」を、処分を委託する際は「処分用」を使用しますが、収集運搬業者と処分業者が同一企業である場合は、「収集運搬・処分用」を利用することが可能です。

【図 5-3-⑤-1】産業廃棄物処理委託契約書に添付が必要となる書面



【図 5-3-⑤-2】産業廃棄物処理委託契約書に添付が必要となる書面

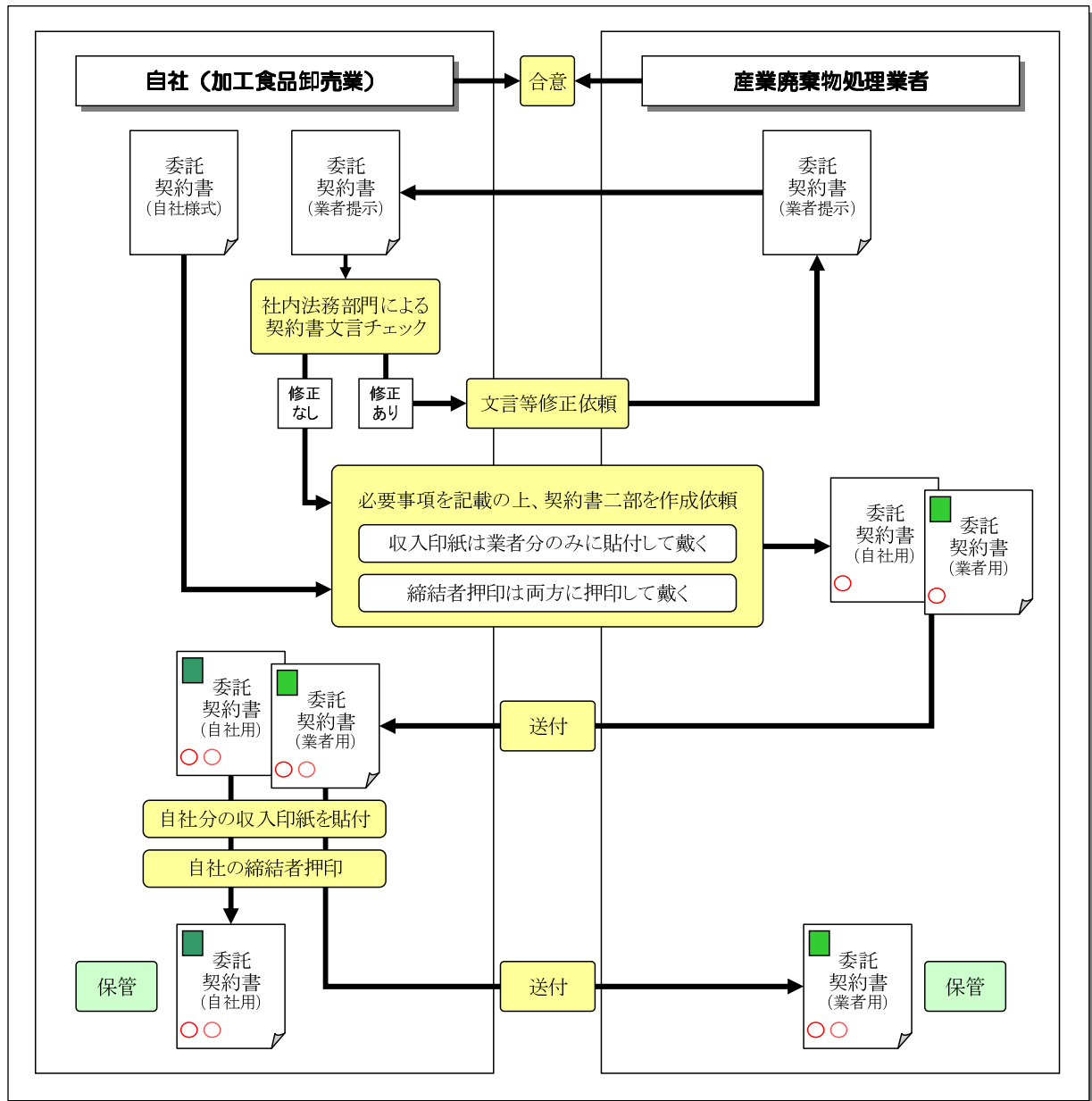


5) 契約書締結の流れ

産業廃棄物処理委託業者と契約書を交わすには、さまざまな手順を踏むことになります。

自社内では契約書文面のチェックや契約書への契約締結者の押印申請等、また業者には契約書作成依頼をはじめとする書面のやりとり等を行います。大まかな契約書締結の流れは下図の通りです。なお、契約締結者は原則として代表者となります。

【図 5-3-⑥】産業廃棄物処理委託契約書締結フロー図



5) 収入印紙

産業廃棄物処理委託契約書には廃棄物処理法ではなく印紙税法に基づいて、収入印紙の貼付が必要となります。産業廃棄物処理委託契約書は、以下のとおり、契約形態に応じて、収集・運搬契約書は印紙税課税物件表の第1号の4文書、処分契約書は第2号文書にそれぞれ該当します。

収入印紙は処理委託契約書に記載された契約金額に応じたものを貼付しますが、契約金額が明記されていない場合は、産業廃棄物の排出予定数量(トン、または m^3)と1 m^3 当たり、もしくは1トン当たりの処理(収集運搬・処分)単価を乗算した金額を参照して判断します。

なお、印紙税額一覧表は、「第九章 参考資料」(P112)をご覧ください。

【表 5-3-③】印紙税課税物件表 該当文書番号

契約書の種類	収集運搬費と処分費が分けて記載されているか	収集運搬費と処分費のどちらが高額か	該当する印紙税上の文書番号	契約書に記載する記載金額
収集運搬契約書	—	—	1号の4文書	収集運搬費
処分契約書	—	—	2号文書	処分費
収集運搬・処分契約書	分かれていない	—	1号の4文書	収集運搬費と処分費の合計額
	分かれている	収集運搬費	1号の4文書	収集運搬費
		処分費	2号文書	処分費

出典: 埼玉県ホームページ > 産業廃棄物指導課 > 産業廃棄物に関するよくある質問 を参照の上作成
URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/publications/industrial_waste/guidebook/index.html

国税庁ホームページ > 税について調べる > パンフレット・手引き を参照の上作成
URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-07>

6) 産業廃棄物処理委託契約書の変更について

企業名や部署名、代表者や所在地等が何らかの理由で変更になった場合には、産業廃棄物処理委託契約書も記載事項の変更が必要となります。

そのため、「契約内容変更時の対応」という条文で対応方法を定めておきます。

変更事項を契約書に反映させるには、改めて契約書を再締結する方法もありますが、元となる契約書に紐づけを記載した「覚書」で対応することも可能です。

【図 5-3-⑦】契約書記載事項の変更に関する覚書に記載する文面例

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という)と**株式会社●●●●**(以下「乙」という)は、
甲乙間の平成99年12月31日付「**産業廃棄物処理委託契約書【収集・運搬用】**」
(以下「原契約」という)に基づく**廃棄物の排出事業場の追加**に関し、次のとおり
覚書を締結する。

本合意成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

※ 変更となる事項の内容により、ゴシック体の部分等を書き替えてご使用ください。

(3) 産業廃棄物処理業許可

① 許可の種類

産業廃棄物処理業許可には、「産業廃棄物収集運搬業許可」「産業廃棄物処分業許可」「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可」「特別管理産業廃棄物処分業許可」の四種類があります。

本誌の説明は「産業廃棄物収集運搬業許可」「産業廃棄物処分業許可」を対象とします。

1) 収集運搬業許可

収集運搬業許可には、他の運搬車両への積替えと一時的な保管を行う「積替え保管あり」の許可と、排出事業者から処分業者まで直行する「積替え保管なし」の二種類があります。

収集運搬業許可証には「積替え及び保管行為を含む」「積替え保管を除く」という表現でその区別が必ず記載されています。

2) 処分業許可

処分業許可は「中間処理」と「最終処分」の二種類に分かれます。

加工食品卸売業が排出した産業廃棄物は、中間処理施設や再生処理施設に搬入される場合がほとんどであると思われます。

② 許可証交付者

産業廃棄物処理業許可は、自治体から交付されます。

1) 収集運搬業許可

収集運搬業許可は産業廃棄物の積み降ろしを行う場所、つまり、排出場所と処分施設の設置されている双方の自治体から交付されます。

なお、2010年(平成22年)の廃棄物処理法の改定で、産業廃棄物収集運搬業(積替えなし)の許可制度が合理化され、今までの「都道府県、または政令市等」から「都道府県」に集約されています。今後は都道府県が産業廃棄物収集運搬許可を交付することになります。

また、現行の政令市等が交付した産業廃棄物収集運搬許可は、有効期限日までは有効ですので、そのまま利用が可能です。

収集運搬業者が送付してくる2011年(平成23年)4月以降に更新を行った「積替え保管なし」の許可証は、都道府県が交付したものになります。現行のものと書式が異なる場合もありますので、注意が必要です。

2) 処分業許可

処分業許可は産業廃棄物の処分を行う施設が設置されている自治体から交付されます。

こちらは収集運搬業許可と異なり、都道府県、または政令市等からの交付となります。

【表 5-3-④】産業廃棄物処理業許可の種類

許可種類	分類	許可交付者
収集運搬業許可	積替え保管あり	都道府県、または政令市等
	積替え保管なし	都道府県(2011年(平成23年)4月より)
処分業許可	中間処理/再生処理	都道府県、または政令市等
	再生処理	都道府県、または政令市等
	最終処分	都道府県、または政令市等

③ 産業廃棄物収集運搬業/処分業許可証

産業廃棄物処理を委託している業者がどのような処理業許可を持っていてどのような活動をしているかを確認するためにも、産業廃棄物処理委託契約書に添付されている許可証(の写し)には一度は目を通しておく必要があります。

【図 5-3-⑧-1】産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)のサンプル(東京都の許可証)

様式第七号(第十条の三関係) 平成21年 月 日 21環廃産変第 号

許可番号 第13-00- 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 氏名

第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 石原慎太郎

許可の年月日 平成21年 6月 日

許可の有効年月日 平成26年 6月 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分:
収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)
(以上11種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件
「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況
平成 年 月 日 新規許可
平成21年 6月 日 更新許可 第 回
平成21年 月 日 変更許可 種類の追加(汚泥、廃油、動植物性残さ、がれき類)

5 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

東京都

※ 図中の「収1」「収2」「収3」・・・「収9」はチェックポイントです。詳細はP52をご覧ください。

許可証の形態は自治体により異なりますし、処理業の種類によっても異なります。

また、許可証に使用されている紙はコピーをとると、図 5-3-⑧-1、図 5-3-⑧-2 のように、偽造防止対応のために「複製」のような隠し文字が浮き上がるものもあります。

【図 5-3-⑧-2】産業廃棄物処分業許可証(写し)のサンプル(東京都の許可証)

様式第九号(第十条の六関係) 平成 年 月 日 21 環境産業部 第 13-20 号

許可番号 第 13-20 号

産業廃棄物処分業許可証

住所 氏名

産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 石原慎太郎

許可の年月日 平成21年10月28日

許可の有効年月日 平成26年10月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上7種類)
切断	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上3種類)
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上4種類)
圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上7種類)
圧縮固化	廃プラスチック類、紙くず、木くず	(以上3種類)
溶融	廃プラスチック類	(以上1種類)
分離破碎	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	(以上5種類)
分離圧縮	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず	(以上5種類)

2 事業の用に供する施設(詳細は裏面)

施設住所

(1) (2) (3)

3 許可の条件

(1) 上記2(1)の施設における作業時間は、原則として7時から19時までとし、上記2(2)の施設における作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本部の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 年 月 日 新規許可

平成21年10月28日 更新許可 第 回

5 許可の申請された日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

東京都

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

※ 図中の「処1」「処2」「処3」・・・「処9」はチェックポイントです。詳細はP52をご覧ください。

産業廃棄物収集運搬業許可証、および産業廃棄物処分許可証をチェックするポイントは下表の通りです。特に注意したいのは有効期限(記号:収 6、処 6)です。有効期限を超過した許可証は効力がないので、有効期限前に産業廃棄物処理委託業者に連絡を取り、更新した許可証を入手次第、送付してもらうよう、依頼します。

また、許可証の有効期限以降に既に有効期限切れであることに気づいた場合は、速やかに産業廃棄物処理委託業者に更新した許可証の写しを送付してもらうように依頼します。

【表 5-3-⑤-1】産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)のチェックポイント(東京都の許可証の場合)

記号	項目	チェックポイント
収 1	許可証名	収集運搬業の許可証であるか
収 2	許可番号	処理委託業者の番号であるか
収 3	収集運搬業者名・住所	処理委託業者名・住所が正しく記載されているか
収 4	許可交付自治体	どの自治体の許可証であるか
収 5	都道府県知事役職印	知事役職印が押印されているか
収 6	許可の有効年月日	有効期限が切れていないか
収 7	業の区分	収集運搬であるか、積替え保管の有無
収 8	産業廃棄物の種類	自社の処理委託した種類が記載されているか
収 9	積替え保管施設	積替え保管ありの場合に施設の設置場所の記載があるか

【表 5-3-⑤-2】産業廃棄物処分業許可証(写し)のチェックポイント(東京都の許可証の場合)

記号	項目	チェックポイント
処 1	許可証名	処分業の許可証であるか
処 2	許可番号	処理委託業者の番号であるか
処 3	収集運搬業者名・住所	処理委託業者名・住所が正しく記載されているか
処 4	許可交付自治体	どの自治体の許可証であるか
処 5	都道府県知事役職印	知事役職印が押印されているか
処 6	許可の有効年月日	有効期限が切れていないか
処 7	業の区分	中間処理であるか
処 8	産業廃棄物の種類	自社の処理委託した種類が記載されているか
処 9	積替え保管施設	中間処理施設の設置場所の記載があるか、偽りはないか

④ 廃棄物処理業許可取り消し情報の入手方法

廃棄物処理業者の中には、図らずも、若しくは意図的に廃棄物処理法違反行為をして、または、業者の破算等により、廃棄物処理法における廃棄物処理業の基準を満たさなくなるため、自治体より許可の取り消しを受ける業者もあるようです。

→ 廃棄物処理法 第七条(一般廃棄物)、同法第十二条(産業廃棄物)を参照願います。

このような廃棄物処理業者の情報は、廃棄物処理法に則り、自治体、または自治体の環境問題担当部局のホームページに「行政処分情報」として掲載されますが、これらのホームページを毎日チェックする訳にはいきません。そこで、自治体の環境問題担当部局のメールマガジン配信サービスに登録することをお勧めします。

このメールマガジン配信サービスに登録すると、毎日、または定期的に環境問題対応に関する情報がメールで配信されますので、効率的に情報が入手できます。

また、公益社団法人 産業廃棄物処理事業振興財団(産廃情報ネット)でも排出事業者向けのメールマガジン配信サービスがありますので、こちらも同様に環境関連情報を入手できます。

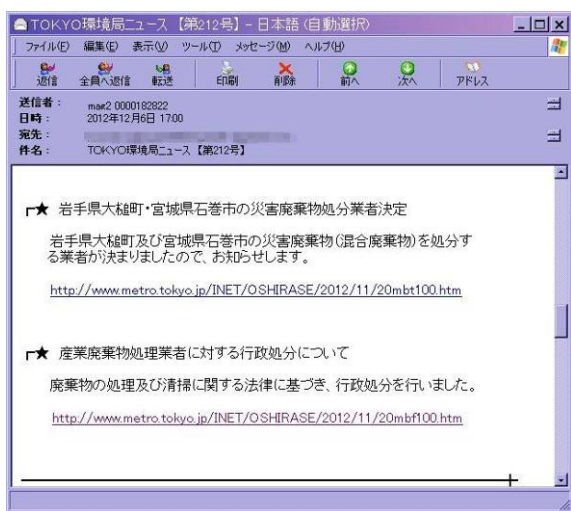
【図 5-3-⑨】メール配信サービス(申請画面と配信メール例)



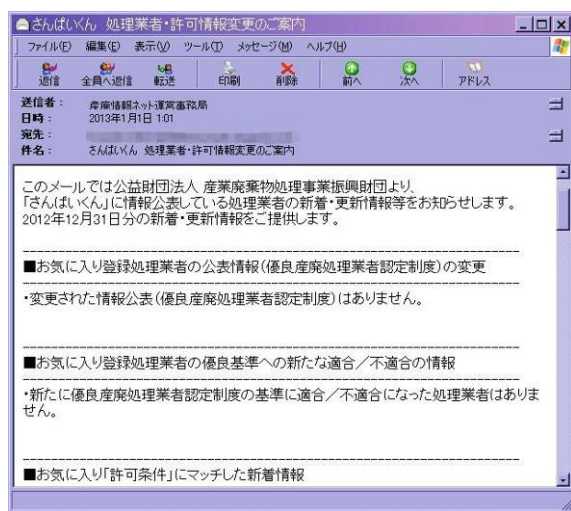
※ 東京都環境局ホームページ
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>



※ 産廃情報ネット
<http://www.sanpainet.or.jp/>



※ 東京都環境局からの配信メール例



※ 産廃情報ネットからの配信メール例

(4) 認定制度

廃棄物処理法では、廃棄物処理に関する指定制度と認定制度による業者の指定や認定があります（「【表 5-2-②】廃棄物の指定、認定制度一覧」(P38)を参照）。その中でも加工食品卸売業に関係が深いと思われる指定制度、認定制度として、次の二種類をご紹介します。

① 優良廃棄物処理業者認定制度

通常の産業廃棄物処理業許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市等が審査して認定する制度です。この認定を受けると、産業廃棄物処理業許可証に「優良」のマークがつきます。できればこの認定を持つ業者に処理を委託したいところです。

【図 5-3-⑩】優良廃棄物処理業者の特徴と許可証(例)



※ 出典：環境省ホームページ 優良産廃処理業者認定制度

※ 出典：栃木県ホームページ

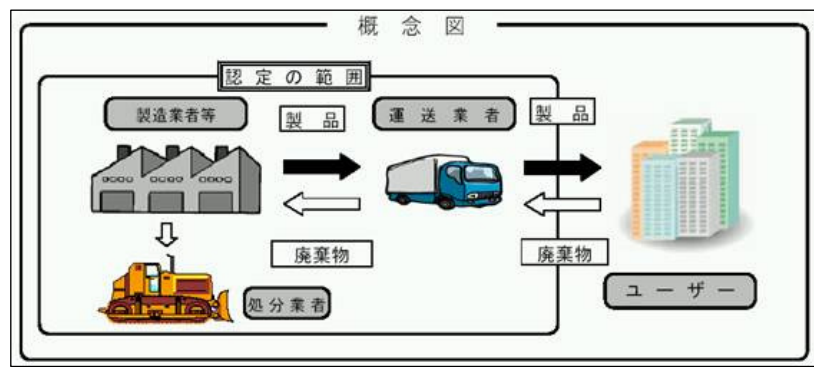
(左) <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

(右) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/uyurouhyouka.html>

② 広域認定制度

環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行うものを認定することにより、産業廃棄物処理業に関する地方公共団体毎の許可を不要とする制度です。製造事業者等が処理することで、第三者にはない適正処理のメリットが得られることを想定した制度であるため、単に他人の廃棄物を広域的に処理するというだけではこの認定は受けられません。

【図 5-3-⑪】広域認定制度概念図



※ 出典：環境省ホームページ 広域認定制度 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

4. 産業廃棄物処理の再委託について

(1) 廃棄物処理の再委託は原則禁止

廃棄物処理法では、産業廃棄物処理業者が受託している産業廃棄物処理を他者に対して委託することは、原則として禁じられています。収集運搬も処分もどちらにも適用されます。

【廃棄物処理法 第十四条(産業廃棄物処理業) 第 16 項】

産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。

(2) 再委託が認められる場合

しかし、この条文には「基準に従って委託する場合その他環境奨励で定める場合は、この限りでない」というただし書きがついています。その基準は廃棄物処理法施行令、および同法施行規則により定められています。

【廃棄物処理法 施行令第六条の十二(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)】

法第十四条第十六項 ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者(以下「再受託者」という。)の氏名又は名称(法人にあつては、その代表者の氏名を含む。) 及び当該委託が第六条の二第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面(環境省令で定める事項が記載されたものに限る。) による承諾を受けていること。
- 二 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている第六条の二第四号イからハまで及びホに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- 三 法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。
- 四 前三号に定めるもののほか、第六条の二第一号、第二号、第四号及び第五号の規定の例によること。

【廃棄物処理法 施行規則 第十条の七(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を再委託できる場合)】

法第十四条第十六項 ただし書の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中間処理業者から委託を受けた産業廃棄物(筆者註: 中略)の収集若しくは運搬又は処分(最終処分を除く。以下この条において同じ。)を次のイからトまでに定める基準に従って委託する場合

イ 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ロ 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

ハ 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(筆者註: 省略)についての条項が含まれ、かつ、第八条の四で定める書面が添付されていること。

ニ ハに規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から五年間保存すること。

ホ あらかじめ、当該中間処理業者に対して再受託者の氏名又は名称(法人にあつては、その代表者の氏名を含む。)及び当該委託がイ又はロに掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について次に定める事項(筆者註: 省略)が記載された当該中間処理業者の書面による承諾を受けていること。

ヘ ホに規定する書面の写しをその承諾をした日から五年間保存すること。

ト 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されているハ(1)から(4)(筆者註: 省略)までに掲げる事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

二 法第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五又は第十九条の六の規定に基づき命令を受けた者が、当該命令を履行するために必要な範囲で、当該者に当該命令に係る産業廃棄物の処理を委託した者の承認を得て他人にその処理を委託する場合

また、廃棄物処理(収集運搬、処分とも)の再委託は、いかなる場合でも上記の基準を満たしていれば可能という訳ではなく、他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合にのみ、やむなく行うことと覚えておきましょう。「他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合」とは、収集運搬業者の車両が故障し、自社のみでは運搬しきれない状況が生じた場合や、処分業者の施設が故障等によって受託した産業廃棄物を受入処分できない場合等、突発緊急的な事態を指します。

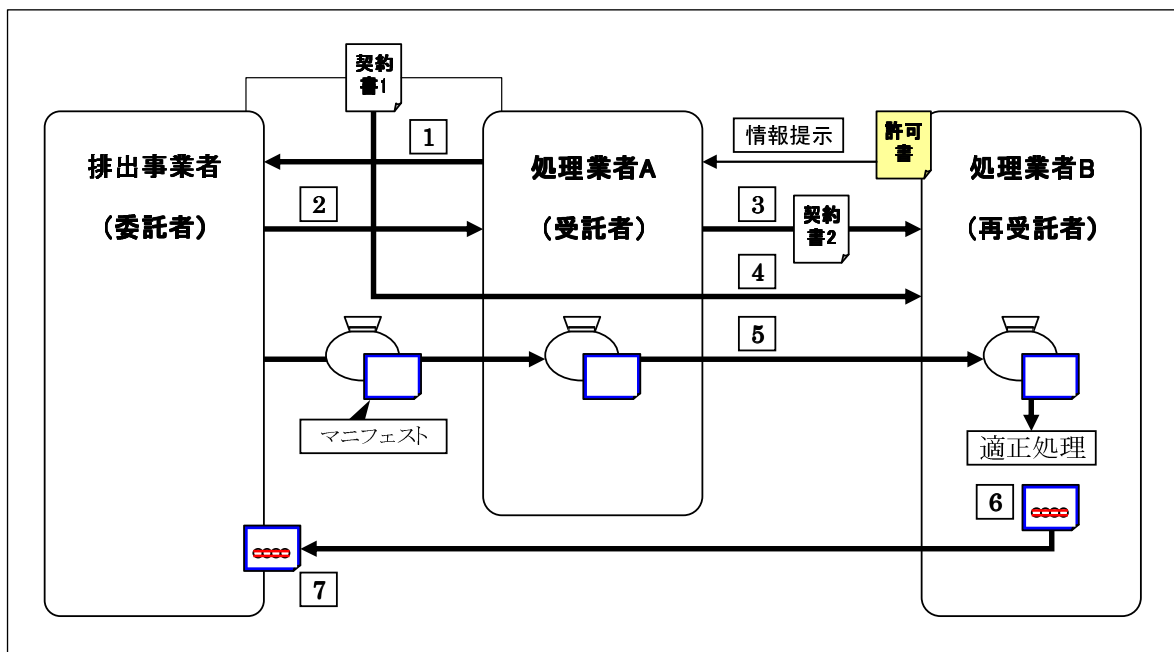
※ 東京都環境局ホームページをご覧ください。

URL : http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/faq/faq_03.html

(3) やむを得ず再委託をする場合の手順

万が一、一時的にでも、現状委託している産業廃棄物処理業者を介して他の処理業者に再委託を行う場合は、以下の手順で行います。

【図 5-3-⑫】廃棄物処理の再委託の流れ



○ 排出事業者が処理業者Aに産業廃棄物処理(収集運搬/処分)を委託していて、処理業者Bに再委託をする場合を想定します。

1. 処理業者Aより「処理困難通知」とは別に、再委託業者(処理業者B)の情報(業者名称、委託基準に適合していること等)が入手します。
2. 前項「1」で示された情報を確認し、再委託先として問題がなければ、再委託承諾書を書面で処理業者Aに提示します。
3. 処理業者Aは処理業者Bとの間に再委託契約を締結します。
4. 処理業者Aとの間で締結された委託契約書に記載された文書(委託契約書の写しでも可)を処理業者Aを通じて処理業者Bに提示します。
5. 処理業者Aは排出事業者が排出した産業廃棄物をそのmanifestとともに処理業者Bに渡します。
6. 処理業者Bは回付されたmanifestの名称や必要事項を訂正して、処理業者Aから渡された産業廃棄物を適正に処理(収集運搬/処分)します。
7. 処理業者Bは排出事業者にmanifest(B2票/D表/E票)を回付します。

第六章 処理委託状況の確認

1. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

(1) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは

産業廃棄物の排出事業者は、自らの責任で、産業廃棄物の引渡しと同時に、収集運搬委託業者に対して、産業廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票(以下、マニフェストと記す)を交付しなければなりません。

マニフェストは、産業廃棄物の「出庫伝票」「送り状」「納品書」「受領書」を一緒にした伝票とお考えください。マニフェストはその処理が完了するまで産業廃棄物と行動を共にします。

① マニフェストの様式

マニフェストには大きく分けて二種類あります。

排出事業者が処理委託契約をしている収集運搬事業者が、排出事業者が処理委託契約をしている処分業者に直接産業廃棄物を搬入する時に使用するマニフェストが「直行用」と呼ばれるもので、複写式の7枚つづりです。

一方、排出事業者が処理委託契約をしている処分業者に直接産業廃棄物を搬入するまでに積替え保管を行う場合場合に使用するマニフェストが「積替え用」です。こちらは複写式の8枚つづりになっています。間違えないようにしましょう。

【図 6-1-①】マニフェスト(全国産業廃棄物連合会 発行のもの)

【直行用】

【積替え用】

↓

A票
事業者
保存用

B1票
収集運搬業者
送付用

B2票
事業者
送付用

C1票
処分業者
保存用

C2票
収集運搬業者
送付用

D票
事業者
送付用

E票
事業者
送付用

↓

A票
事業者
保存用

B1票
収集運搬業者
送付用

B2票
事業者
送付用

C1票
処分業者
保存用

C2票
収集運搬業者
送付用

D票
事業者
送付用

E票
事業者
送付用

※出典:一般社団法人 兵庫県産業廃棄物協会ホームページ マニフェストについて

URL:<http://www.hyogo-sanpai.or.jp/manifesto/index.html>

- 58 -

【表 6-1-①-1】マニフェストの各伝票の説明(直行用マニフェスト伝票(7枚複写))

A 票	排出事業者の控えとなります。
B1 票	処分業者への運搬終了後、運搬業者の控えとなります。
B2 票	処分業者への運搬終了後、運搬業者から排出事業者に戻送され、排出事業者が運搬終了を確認します。
C1 票	処分終了後、処分業者の控えになります。
C2 票	処分終了後、処分業者から運搬業者に戻送され、運搬業者が処分終了を確認します。
D 票	処分終了後、処分業者から排出事業者に戻送され、排出事業者が処分終了を確認します。
E 票	最終処分終了後、処分業者から排出事業者に戻送され、排出事業者が最終処分終了を確認します。

【表 6-1-①-2】マニフェストの各伝票の説明(積替保管用マニフェスト伝票(8枚複写))

A 票	排出事業者の控えとなります。
B2 票	第1区間の運搬終了後、その運搬業者から排出事業者に戻送され、第1区間の運搬終了を確認します。
B4 票	第2区間の運搬終了後、その運搬業者から排出事業者に戻送され、第2区間の運搬終了を確認します。
B6 票	第3区間の運搬終了後、その運搬業者から排出事業者に戻送され、第3区間の運搬終了を確認します。
C1 票	処分終了後、処分業者の控えになります。
C2 票	処分終了後、処分業者から運搬業者に戻送され、運搬業者が処分終了を確認します。
D 票	処分終了後、処分業者から排出事業者に戻送され、排出事業者が処分終了を確認します。
E 票	最終処分終了後、処分業者から排出事業者に戻送され、排出事業者が最終処分終了を確認します。

※ 積替保管用マニフェスト伝票を使用する際、運搬業者は運搬した区間の伝票の写しをとる必要があります。例えば、第1区間の運搬業者はB2票の写し(コピー)をとり、B1票として5年間保管しなければなりません。

※ 出典:群馬県産業廃棄物情報>産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の伝票ごとの流れ

URL:<http://www.gunma-sanpai.jp/gp03/005.htm>

② マニフェストの入手方法

マニフェストは各都道府県にある「産業廃棄物協会」で購入することができます。

1) 直接購入しに行く

直接産業廃棄物協会事務所に赴いて現金で購入することができますが、産業廃棄物協会は土・日祝日が休業日ですので注意が必要です。

また、産業廃棄物協会のほかにもマニフェストを販売している企業や法人もありますので、各産業廃棄物協会のホームページで確認してみましょう。

2) 宅配便を利用する

FAX や Web 画面等で購入申し込みをして、宅配便で送付してもらうこともできます。

この場合、マニフェストの料金の振込手数料は自社持ちとなります。また、送料も自社持ちとなります。こちらも前項同様、各産業廃棄物協会のホームページで確認してみましょう。

なお、マニフェストの価格は次ページの表の通りですが、一度購入すると返品が利きません。

購入の際にはマニフェストの種類を間違えないように注意しましょう。

【表 6-1-②】マニフェスト価格表

産業廃棄物マニフェスト(直行用:7枚綴り)	単票(100部)	2,500円(税込)
発行元:(公社)全国産業廃棄物連合会	PC連続用(500部)	12,500円(税込)
産業廃棄物マニフェスト(積替用:8枚綴り)	単票(100部)	2,500円(税込)
発行元:(公社)全国産業廃棄物連合会	PC連続用(500部)	12,500円(税込)

※ 2013年(平成25年)1月1日現在の価格です。

※ 単票・・・手書き用、バラ

※ コンピューター連続用・・・プリンター打出用、500枚がミシン目でつながっているもの

③ マニフェストの記載事項

産業廃棄物の適正処理は、マニフェストの正確な記載から始まります。

マニフェストは、産業廃棄物の内容を確認しながら、間違いなく、丁寧に記入しましょう。

【表 6-1-③】マニフェストの記入事項

1	管理票の交付年月日及び交付番号
2	委託者の氏名又は名称及び住所
3	産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4	管理票の交付を担当した者の氏名(契約担当者ではなく、実際に交付した担当者)
5	運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
6	運搬先の事業場の名称及び所在地(積替え保管を行う場合は、その場所の所在地)
7	委託する産業廃棄物の種類、数量及び荷姿
8	産業廃棄物の最終処分を行う場所の所在地(運搬の最終目的地の所在地)
9	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

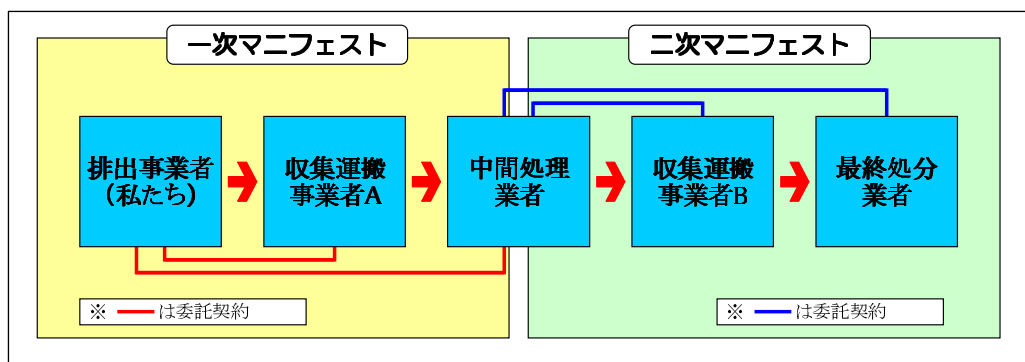
※ 上記以外で該当しない事項や排出事業者が記入する必要のない中間処理産業廃棄物の欄は、斜線で抹消します。なお、マニフェストの記入方法については、「第9章 参考資料」(P100)を参照願います。

④ マニフェストの種類

マニフェストはその交付者と回付先により、一次マニフェストと二次マニフェストに分かれます。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者間でやりとりするマニフェストを一次マニフェスト、処分委託者としての中間処理業者、収集運搬業者、最終処分業者間でやりとりするマニフェストを二次マニフェストと呼びます。どちらも使用するのと同じ様式の用紙です。

【図 6-1-②】一次マニフェストと二次マニフェスト



※ 出典:公益社団法人 全国産業廃棄物連合会ホームページ

URL:<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/02/03/index.html>

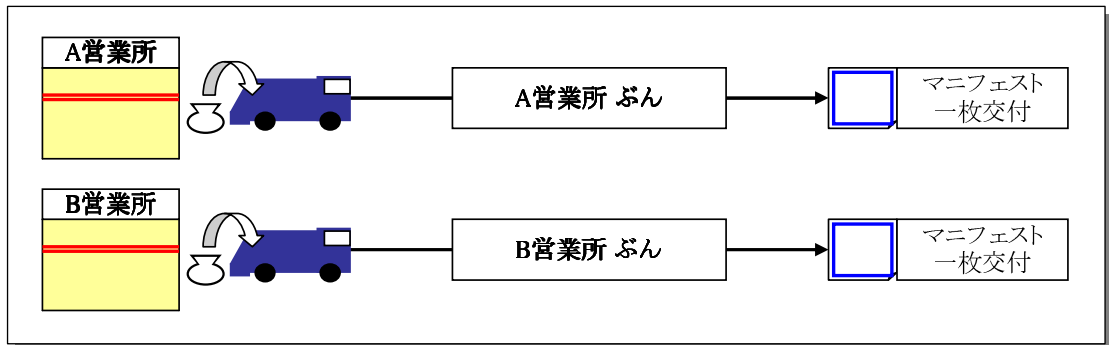
⑤ マニフェストの交付単位

加工食品卸売業をはじめとする排出事業者がマニフェストを交付する単位には、決められたルールがあります。

1) 産業廃棄物の排出場所毎に交付する

マニフェストは処理委託契約に記載されている排出場所毎に交付します。

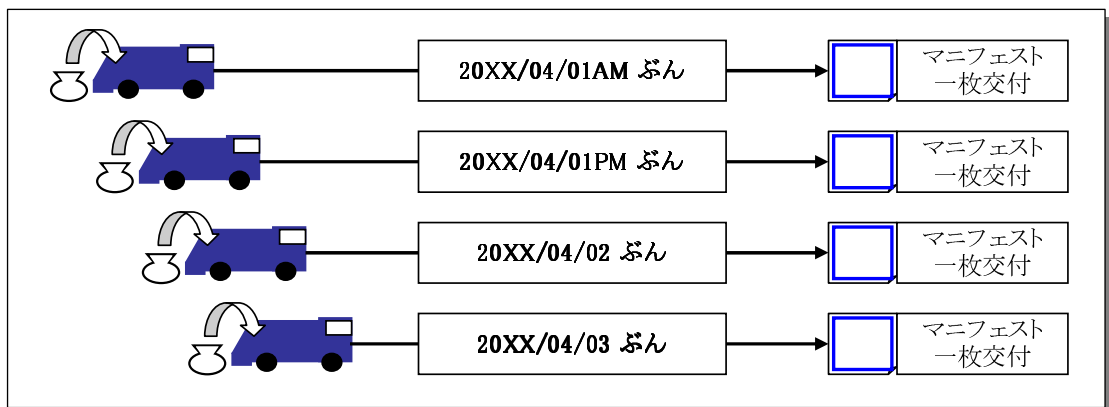
【図 6-1-③-1】マニフェスト交付方法その1(排出場所毎に交付)



2) 産業廃棄物の排出時毎に交付する

マニフェストは月次/週次の単位ではなく、排出時毎に交付します。

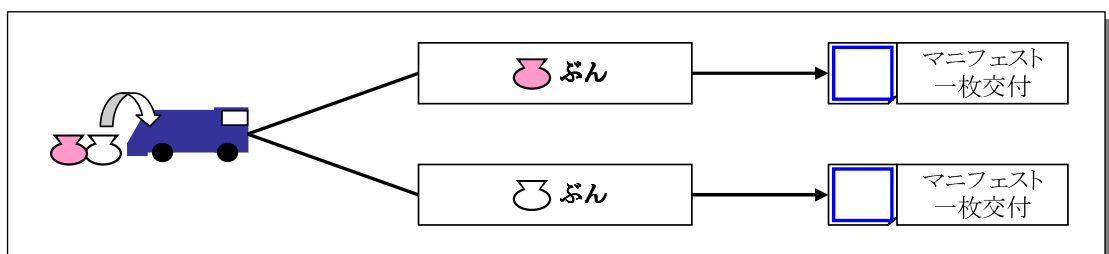
【図 6-1-③-2】マニフェスト交付方法その1(排出時毎に交付)



3) 産業廃棄物の種類毎に交付する

マニフェストは排出する産業廃棄物の種類毎に交付します。

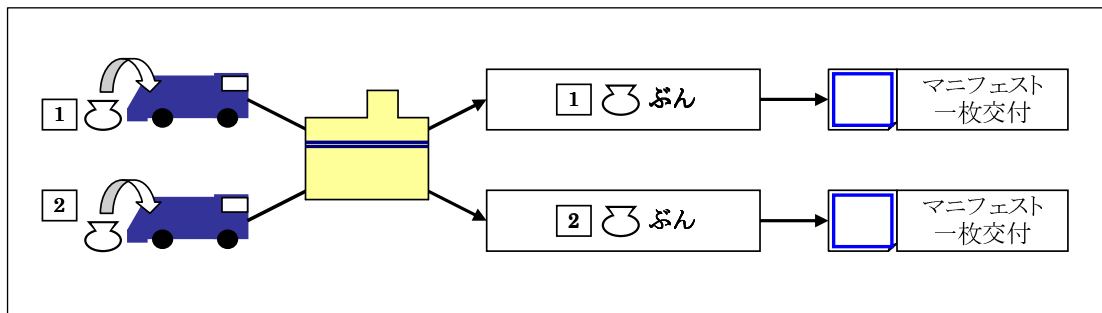
【図 6-1-③-3】マニフェスト交付方法その1(産業廃棄物の種類毎に交付)



4) 産業廃棄物を運搬する車両毎に交付する

マニフェストは同じ種類の産業廃棄物を同一の中間処理業者に運搬する場合でも、運搬車両が異なる場合は別々に交付します。

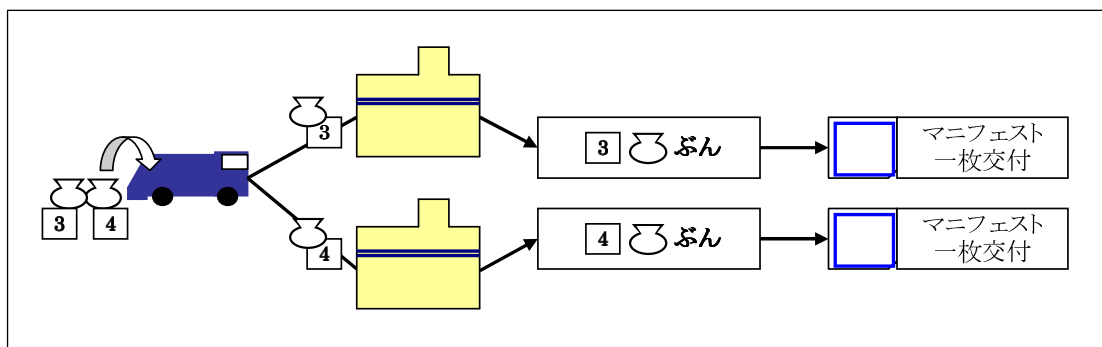
【図 6-1-③-4】マニフェスト交付方法その1(車両毎に交付)



5) 産業廃棄物の運搬先毎に交付する

マニフェストは同じ種類の産業廃棄物でも、運搬する中間処理業者が異なる場合は別々に配布します。

【図 6-1-③-5】マニフェスト交付方法その1(運搬先毎に交付)



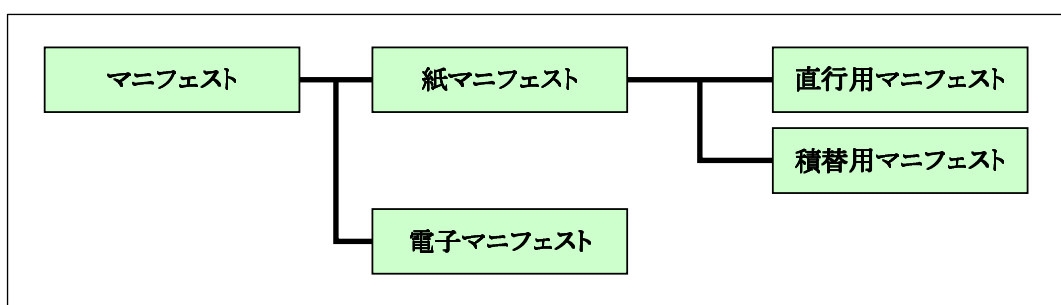
⑥ マニフェストの交付方法

マニフェストの交付方法は、複写式の伝票を用いる紙マニフェストとWeb画面に情報を入力する電子マニフェストに分けられます。

紙マニフェストは、前述(P58を参照願います)の通り、産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合に用いる「直行用」と、処分業者に引き渡されるまでに、積替(区間委託)が行われる場合に用いる「積替用」の2種類があります。加工食品卸売業の場合は「直行用」を用いることが多いと思いますが、今一度確認をしてみましょう。

電子マニフェストについては、次の項(P66)で説明致します。

【図 6-1-④】マニフェストの交付方法における分類



⑦ マニフェストの回付ルート(紙マニフェストの場合)

直行用マニフェストは、産業廃棄物の委託処理が終わった後、その通知書類として私たちの元へ B2 票と D 票、E 票が返却されます。

直行用マニフェストの回付の流れについては、「第 9 章 参考資料 マニフェストの流れ」(P101)も参照願います。

【表 6-1-③】排出事業者に戻却されるマニフェスト伝票(直行用の場合)

伝票名	返却元	どのような処理の証拠となるのか
B2 票	委託先の収集運搬事業者	中間処理業者への運搬が完了した証拠
D 票	委託先の処分事業者(中間処理業者)	中間処理が完了した証拠
E 票	最終処分業者	最終処分が完了した証拠

※【表 6-1-①】マニフェストの各伝票の説明(P59)も参照願います。

⑧ マニフェストの確認・保管(紙マニフェストの場合)

1) マニフェストの確認

返却されたマニフェストの B2 票、D 票、E 票には処理委託先の収集運搬事業者、処理委託先の処分業者(中間処理業者)、最終処分業者の記名と処理実施年月日が記載されてきます。

排出事業者は、この返却された B2 票、D 票、E 票と控えとして手元にある A 票を照合して、自社が排出した産業廃棄物の処理完了状況を確認します。

【表 6-1-④】マニフェスト照合作業の手順

NO	作業内容	作業目的
1	同じ伝票番号の A 票を用意する(控えとして手元にあるはずです)	控え保管の確認
2	B2 票の「運搬の受託」の欄「受託者の氏名又は名称」および同「運搬担当者の氏名」と、「運搬終了年月日」が記載されているかを確認します。	収集運搬終了の確認
3	B2 票が戻ってきた日を A 票の「照合確認」の B2 票の欄に転記します。	
4	D 票の「処分の受託」の欄「受託者の氏名又は名称」および同「処分担当者の氏名」と、「処分終了年月日」が記載されているかを確認します。	処分(中間処理)終了の確認
5	D 票が戻ってきた日を A 票の「照合確認」の D 票の欄に転記します。	
6	E 票の「最終処分を行った場所」の欄と、「最終処分終了年月日」が記載されているかを確認します。	最終処分終了の確認
7	E 票が戻ってきた日を A 票の「照合確認」の E 票の欄に転記します。	

2) マニフェストの保管

前項の照合確認が終了したら、A 票、B2 票、D 票、E 票を一緒にしてファイリングします。

2011 年(平成 23 年)4 月より排出事業者には A 票 5 年間の保管が義務付けられているので、
A 票、B2 票、D 票、E 票を一緒にしておけば安心です。(廃棄物処理法第十二条の三第 2 項)

⑨ マニフェストが戻ってこない場合の対応

マニフェストを交付した後、処理委託先の収集運搬業者や処理委託先の処分業者、そして最終処分業者は、その処理が終わった日から廃棄物処理法施行規則で定められた期間内に、そのマニフェストの当該伝票（B2票、D票、E票：以下「マニフェスト当該伝票」と記す）を排出事業者へ返却しなければなりません。また、排出事業者へのマニフェスト当該伝票の返却期限も同法施行規則で定められています。

【表 6-1-⑤】マニフェスト B 票、D 票、E 票の返却期限

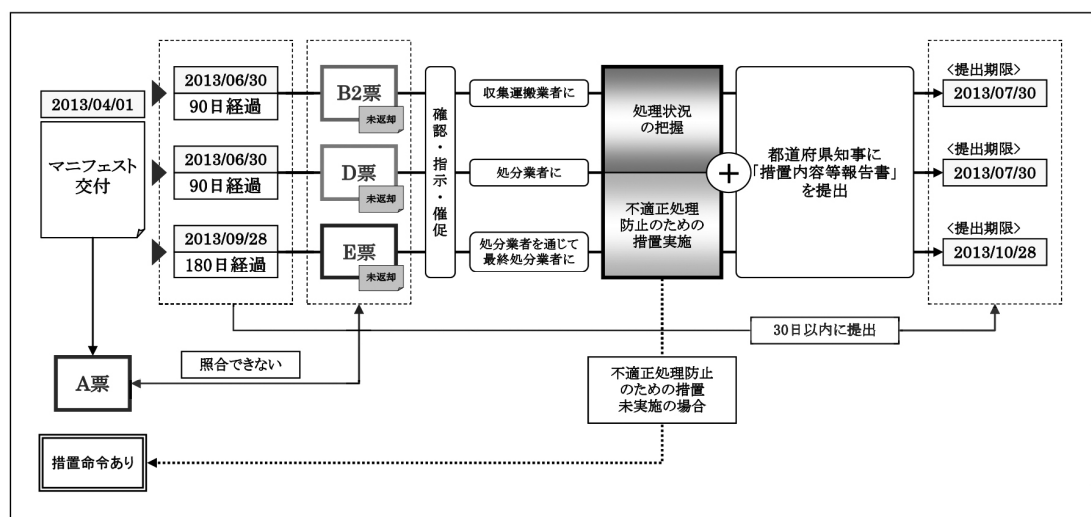
送付者	マニフェスト	処理業者の返送期限	マニフェスト交付日からの返却期限	
			産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬事業者	B2票,B4票,B6票	運搬終了後10日以内	交付の日から90日	交付の日から60日
処分事業者	D票	処分終了後10日以内	交付の日から90日	交付の日から60日
最終処分業者	E票	最終処分終了後10日以内	交付の日から180日	交付の日から180日

したがって、マニフェスト当該伝票が排出事業者へ返却されないという事態は、法律上は発生するはずがないことになっています。

しかしながら、万が一、上表の返却期限を過ぎてもマニフェスト当該伝票が戻ってこない場合は、処理業者に対して、確認・指示・催促等により処理の状況を把握し、不適正処理の防止のために必要な措置を講ずる必要があります。

加えて、マニフェスト当該伝票返送期限切れとなってから 30 日以内に、その講じた措置等について必要事項を記入した「措置内容等報告書」を都道府県知事に提出しなければなりません。

【図 6-1-⑤】マニフェスト B 票、D 票、E 票の返却期限



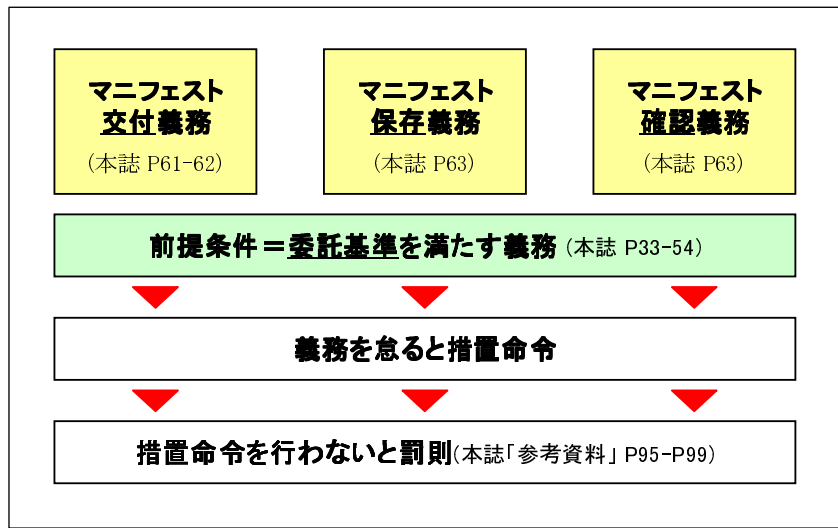
また、返却期限を過ぎてもマニフェスト当該伝票が戻ってこない場合のほか、返却されたマニフェストに運搬担当者氏名、運搬終了年月日、処分担当者氏名、処分終了年月日、最終処分を行った場所等の記載がないもの、または虚偽の記載があるものであることを確認した場合にも「措置内容等報告書」の提出が必要となります。

上記のマニフェスト当該伝票未受領時等に、排出事業者が上記の適正措置を講じなかった場合は、排出事業者に対して措置命令が科せられます。

⑩ マニフェストに関する罰則

排出事業者には、マニフェストに関しては「交付」「保存」「確認」の義務があります。この義務を怠った場合、措置命令、罰則が科せられます。

【図 6-1-⑥】マニフェストに関する排出事業者の義務事項



※ 措置命令:生活環境を保全するうえで支障を生じた場合、またはその恐れがある場合に支障の除去や発生を防止する命令(原状回復などの命令)のこと。

※ 委託業者が不適正処理を行った場合は、排出事業者も委託業者とともに原状復帰など措置命令の対象になります。

【図 6-1-⑦】マニフェストに関する違反とその罰則

委託基準違反		委託基準に違反した場合	▶	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト交付義務	マニフェスト不交付	マニフェストを交付しない場合	▶	6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	マニフェスト未記載	マニフェストに必要事項を記入しない場合	▶	6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
	マニフェスト虚偽記載	マニフェストに虚偽の記載をした場合	▶	6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェスト保存義務違反		マニフェストの保存義務を違反した場合	▶	6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェスト確認義務違反		マニフェストの確認義務を違反した場合	▶	-----

※ 「マニフェスト確認義務違反」には罰則はありませんが、措置命令の対象になります。

※ 出典:食品産業センター ホームページ

URL: <http://www.shokusan.or.jp/manifest/main/gimu.html#batu>

(2) 電子マニフェスト

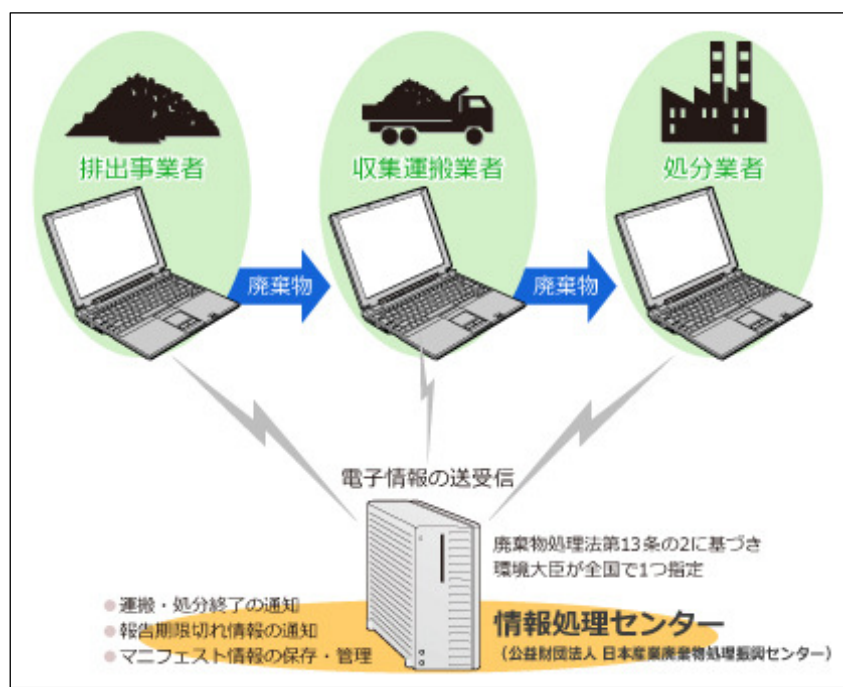
① 電子マニフェストとは

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

廃棄物処理法第十三条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国唯一の「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステム(略称 JWNET)の運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の三者が電子マニフェストに加入する必要があります。

【図 6-1-⑧】電子マニフェストの全体像



※ 出典:公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

URL: <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/structure/index.html>

② 電子マニフェストの長所と短所

【長所】

1) 事務処理の効率化

- i Web 画面に直接入力するので、マニフェストの登録・報告が簡素化できる
- ii マニフェストの保存ができる
- iii 自社の排出した産業廃棄物の処理状況を簡単・迅速に確認できる
- iv CSV データとして抽出し、集計/加工や社内システムとの連携が可能
- v 行政報告(マニフェスト交付等状況報告書提出)が不要

2) 法令順守

- i マニフェストの記載必須項目をシステムで確認するため、記載漏れの心配がいない
- ii 排出事業者の処理終了確認期限が近づくと、システムから排出事業者にアラート発生により注意喚起し、確認漏れを防止できる

3) データの透明性

- i マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理/保存
- ii マニフェストの修正/取消の情報をシステムで管理(関係者の承認が必要)
- iii マニフェストの偽造がしにくい

【短所】

- 1) 原則として、「排出事業者」「収集運搬事業者」「処分事業者」の関連事業者三者すべてが加入していなければ利用できない。
- 2) 加入料、基本料金、使用料等の利用料金がかかる。

③ 電子マニフェストの料金

電子マニフェストの使用料金が2012年(平成24年)4月1日より改定(値下げ)されました。

【表 6-1-⑥】電子マニフェスト料金表(2012年4月1日改定)

利用区分	A料金		B料金		C料金(団体加入)	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
加入料 (加入時のみ)	5,000円 (税込5,250円)	▲2,000円 3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)
基本料	25,000円 (税込26,250円)	▲1,000円 24,000円 (税込25,200円)	2,000円 (税込2,100円)	2,000円 (税込2,100円)	—	—
使用料 (登録情報1件につき)	10円 (税込10.5円)	10円 (税込10.5円)	(40件まで無料) 41件から 60円 (税込63円)	▲30円 (66件まで無料) 67件から 30円 (税込31.5円)	60円 (税込63円)	▲30円 30円 (税込31.5円)
利用区分の目安となる 年間登録件数	509件以上	1,200件以上	34～508件	67～1,199件	団体に加入する場合	

※ 出典：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター ホームページ

URL: <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/material/index.html>

【図 6-1-⑨】排出事業者のA料金B料金の比較(目安)

●年間1,000 件のマニフェストを発行した場合(税込)

A料金 基本料 25,200 円 使用料 1,000 件×10.5 円＝10,500 円 合計 35,700 円	B料金 基本料 2,100 円(66 件込み) 使用料 934 件×31.5 円＝29,421 円 合計 31,521 円
--	---

※ 出典：公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター ホームページ

URL: <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/material/index.html>

【表 6-1-⑥】電子manifestと紙manifestの比較

項目	電子manifest	紙manifest
manifestの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にmanifest情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にmanifestを交付
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認	1. 運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 2. 処分終了報告:D票とA票を照合して確認 3. 最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認
manifestの保存	manifestの保存が不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	1. 交付したmanifestA票を5年間保存 2. 収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

※ 出典:公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター ホームページ

URL: <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/compare.html>

2. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(1) 報告書提出義務

2006年(平成18年)7月26日公布の廃棄物処理法の施行規則等の一部を改正する環境省省令により、2008年(平成20年)4月1日より、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出が義務付けられました。

【廃棄物処理法 第十二条の三(産業廃棄物管理票) 第7項】

管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

【廃棄物処理法施行規則 第八条の二十七(管理票交付者の報告書)】

法第十二条の三第七項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 対象者

産業廃棄物を排出し、年度内にマニフェストを一度でも交付した事業者は、産業廃棄物の排出量やマニフェストの交付枚数に関わらず、この報告書を提出しなければなりません。

(3) 報告内容

主な報告事項は、産業廃棄物の種類毎の排出量(重量)、およびマニフェストの交付枚数、処理委託先である収集運搬業者名、処分業者名等です。

また、報告者の欄は、原則として、法人の代表者名が報告者とする自治体と、代表者でなくても支店長や工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある方であればよいとする自治体もあるので、管轄自治体のホームページで確認が必要です。

なお、報告者の押印は不要とする自治体が多いようです。

(4) 報告方法

報告方法には紙、デジタルデータ(表計算ソフト等を使用したもの等)のどちらか一方を郵送で送付する、報告書のデジタルファイルを電子メールで送信する、直接担当部局に持参するなどの方法がありますが、各自治体には提出方法の指定があるので、自治体のホームページで確認が必要です。また、産業廃棄物交付等状況報告書は、事業場毎に各事業場が所在地を管轄する都道府県、または市町村に提出します。

また、前項の「電子マニフェスト」を利用すると、紙媒体での報告書の提出が不要となります。

電子マニフェストの主管である「公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター」が産業廃棄物排出事業者に代わって、電子マニフェストに格納された電子データを提出するためです。

(5) 報告宛先

当該事業場の住所又は所在地を管轄する都道府県知事、若しくは政令市長等宛に報告します。

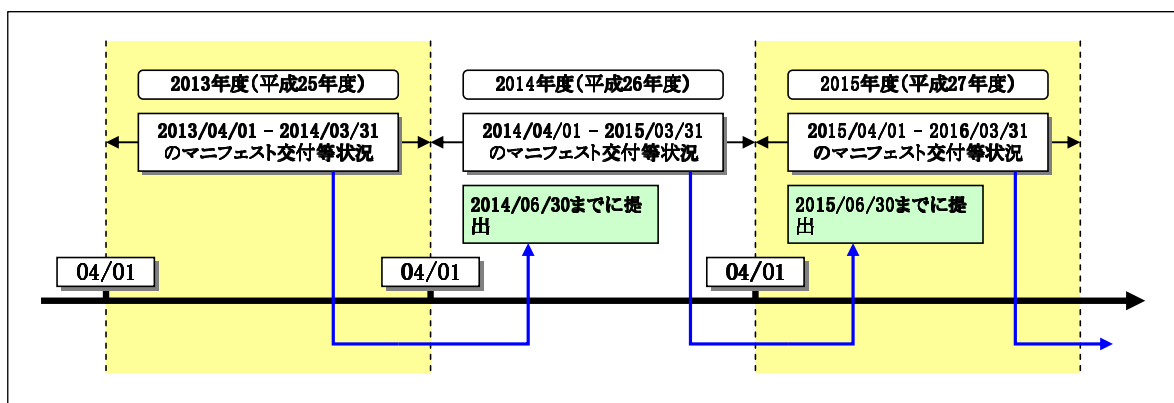
当報告書の郵送先は、各都道府県、または市の産業廃棄物担当部局になります。

「第9章 参考資料」(P105-109)に、提出先自治体の一覧を掲載しましたので、参照願います。

(6) 報告時期

前年度分の実績(前年4月1日から当年3月31日までの数値)を当年4月1日から6月30日までの間に提出します。前述の通り、年度内に一度でも産業廃棄物を排出した際には当報告書を提出することになります。

【図 6-2-①】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告時期



(7) 報告様式

廃棄物処理法施行規則で定められている様式第三号(同規則第八条の二十七関係)が指定様式ですが、各自治体でこの様式第三号に類した独自の様式を用意している場合は、それを使用します。

【図 6-2-②】産業廃棄物管理票交付等状況報告書 標準様式

The figure shows the standard form for the Industrial Waste Management Ticket Issuance Status Report. It consists of a header section and a main table. The header section includes fields for the reporting entity (Name, Address, etc.) and the reporting period (Fiscal Year). The main table is a grid with columns for the reporting entity, the reporting period, and the status of manifest delivery. The table is divided into two main sections: 'Manifest Delivery Status' and 'Manifest Issuance Status'. The 'Manifest Delivery Status' section includes columns for the number of manifests delivered, the number of manifests issued, and the number of manifests received. The 'Manifest Issuance Status' section includes columns for the number of manifests issued, the number of manifests received, and the number of manifests returned. The table is designed to be filled out by the reporting entity to provide detailed information on the status of manifest delivery.

※ 出典: 環境省ホームページ「廃棄物・リサイクル対策」廃棄物処理の現状

URL: <http://www.env.go.jp/recycle/waste/>

(8) 報告書作成に関する注意点

① 業種名と業種コード

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式には「業種及びコード」を記入する欄がありますが、「日本標準産業大・中分類一覧」(平成19年11月改定版)では、加工食品卸売業は原則として、「52 飲食料品卸売業」に該当します。ただし、製造部門や小売部門を展開している会員企業の方は、これ以外のコードを使用することになりますので、ご注意ください。

業種コード一覧については、「第9章 参考資料」(P111)を参照願います。

② 排出量の算出について

マニフェストを発行する際、立方メートル(m³)のように、「数量(及び単位)」を体積で記載する場合があります。

一方、マニフェストの集計である産業廃棄物管理票交付等状況報告書では、排出量はトン数(重量)を用いて報告するため、上記の場合、産業廃棄物の体積を重量に換算する必要があります。排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され、重量を算出できる場合は、その値を集計して報告書を作成します。

体積から重量への換算係数は、自社での測定の下で独自に決定することも可能ですが、特に換算係数を定めていない場合は、環境省が提示している換算係数を使用します。

「第9章 参考資料」(P110)に産業廃棄物の種類別に体積から重量に変換する係数の一覧表を掲載しましたので、参照願います。

③ 報告書控えについて

産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出した際、提出済みである証拠のために、担当部局の受領印の押印された控えを手元にとっておきたいところですが、この受領印押印についても自治体により対応が異なります。

当該自治体のホームページ等で確認をとっておくことをお勧めします。

【表 6-2-①】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の控えに関する自治体の対応例

県名	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の控えに関する記述
千葉県	控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようお願いします。控えが必要な方は事前に、写しをとってから提出してください。
新潟県	提出部数は1部です。控えが必要な場合は、控用を必要部数追加し、郵送の場合は、所定額の切手を貼付し返信先を記載した封筒を同封してください。
福井県	原則として、控えの返送は行いません。報告書の控えが必要な場合には、事前に写しをとってください。確認メールが必要な場合は、電子申請窓口から報告書を提出してください。
福岡県	持参いただいた場合は、その場で受付印を押印し、報告書1部を返却しますが、郵送により報告書を提出される場合は、返信用切手を貼付した封筒を同封される場合を除き、控えの返送は行いませんので、必ずコピーを控えとして保管してください。
佐賀県	どの提出方法においても、提出された報告書はお返ししませんので、必ず報告書(控え)を保管しておいてください。提出後、報告書の内容などについて、確認の連絡をすることがあります。どうしても県の受領印が押印された報告書(控え)が必要な方は、 (1)持参の場合:報告書(控え)も合わせて二部持参 (2)郵送の場合:報告書(控え)も合わせて二部と、切手を貼った返信用封筒を同封してください。メールの場合は押印できないため、受領印が必要な場合は、持参や郵送をしてください。 ●1部のみ提出や、封筒が入っていない場合は、控えをお返し致しませんのでご了承ください。

※出典:各県 産業廃棄物管理票交付等状況報告書のページ等より抜粋

④ 複数の事業場の対応について

複数の自治体に設置されている複数の事業場から産業廃棄物を排出している場合、事業場毎に各々の管轄自治体宛に当報告書を提出することになります。

(9) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関わる罰則

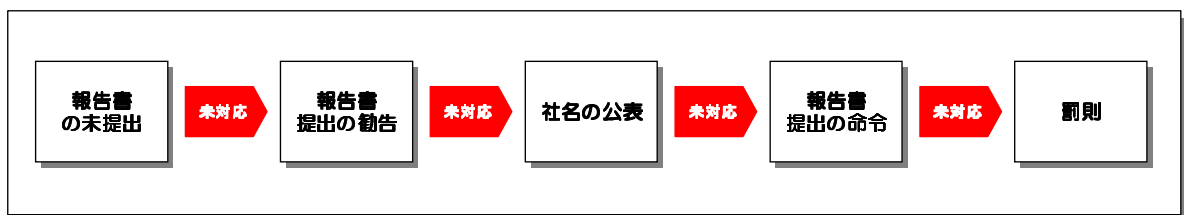
マニフェストの交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、その勧告に従わない場合は、勧告内容が公表されることがあります。

公表後に改善が見られない場合は、必要な措置をとるように命ぜられる場合(措置命令)があります。

この命令に違反した場合には、6ヶ月以下の懲役、または50万円以下の罰金に処せられます。

罰則の詳細については「第9章 参考資料」(P95-99)を参照願います。

【図 6-2-③】産業廃棄物管理票交付等状況報告書未提出の場合の行政対応の流れ

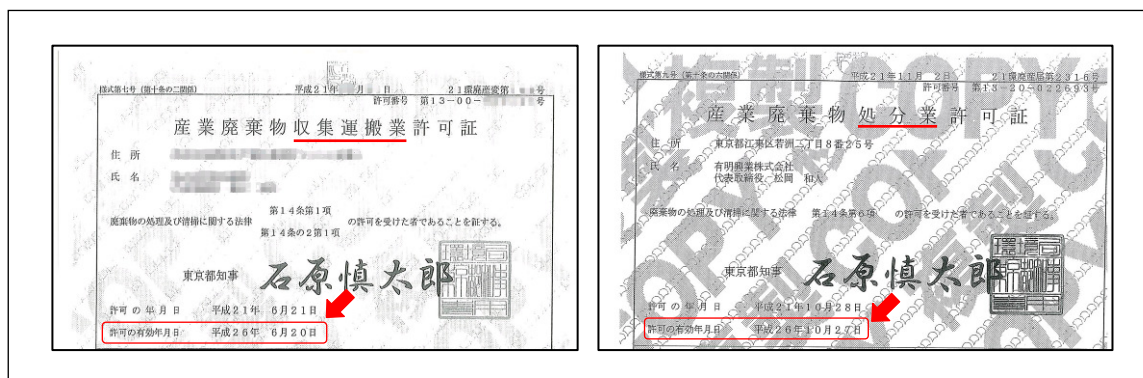


3. 産業廃棄物処理業許可証

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可証/処分業許可証の更新について

産業廃棄物の処理委託契約書には、必ず委託した収集運搬業者、または処分業者の持つ「産業廃棄物処理業許可証」が添付されていますが、この許可証には有効期限が記載されています。

【図 6-3-①】産業廃棄物収集運搬業/処分業 許可証の有効期限



この有効期限を控えておき、有効期限近く(有効期限の1カ月前から1週間前程度)になったら、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者に「更新したものの送付」を依頼しておきます。業者から私たちの手元に更新した許可証の写しが送られてきたら、委託契約書と一緒にファイリングしておきます。スキャンして、PDF ファイル等のデジタルファイルにして保存してもよいでしょう。

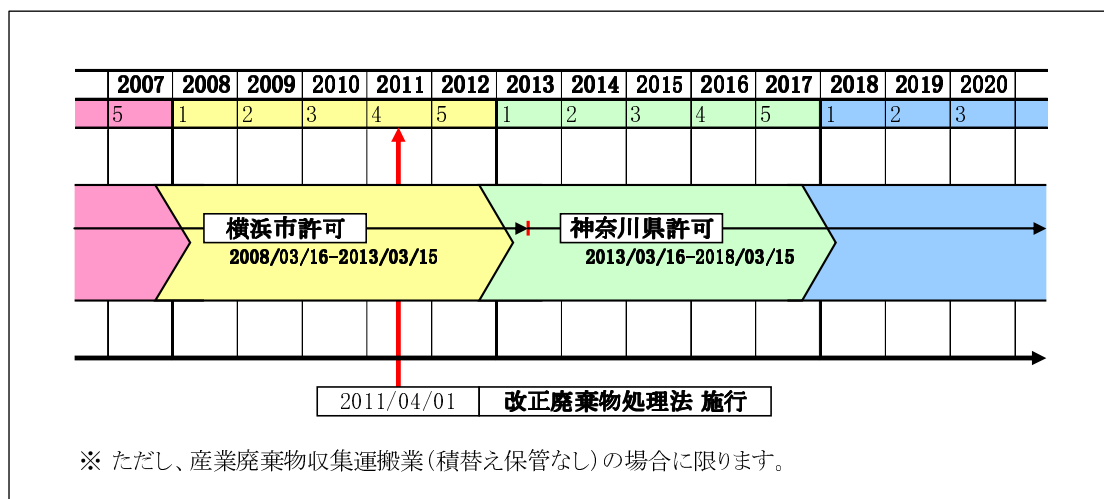
(2) 改正廃棄物処理法での産業廃棄物収集運搬業(積替え保管なし)許可証の発行元の相違について

2011年(平成23年)4月1日より改正廃棄物処理法が施行され、積替え保管なしの産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いが政令市等から都道府県に移管されています。

これ以降に更新された収集運搬業許可証の写しを取り寄せた場合、現行のものと違う許可証が送付される可能性もあります。また、取扱う産業廃棄物の種類にも注意してください。

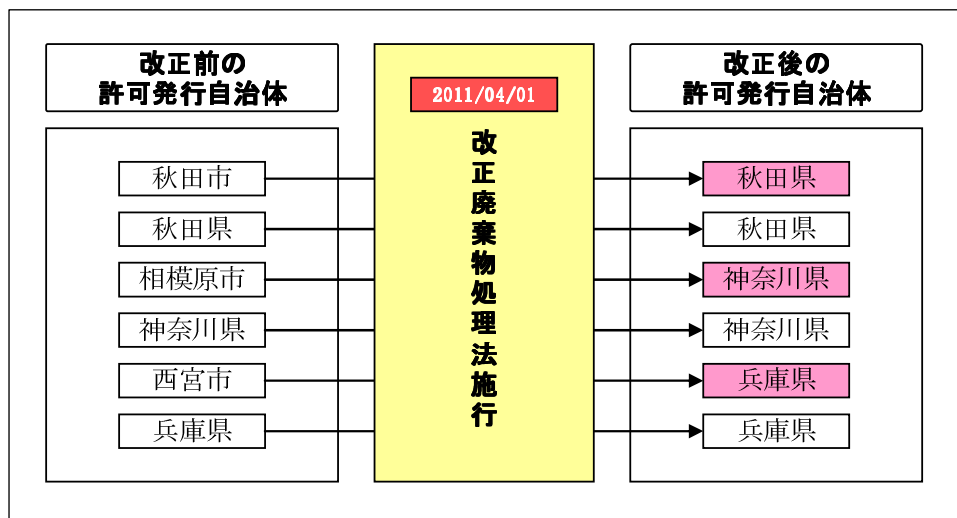
また、積替え保管のある収集運搬業、県が発行した収集運搬業許可、そして処分業許可については、現行通りの自治体の許可のままです。

【図 6-3-②】廃棄物処理法改正における産業廃棄物収集運搬業許可証の更新

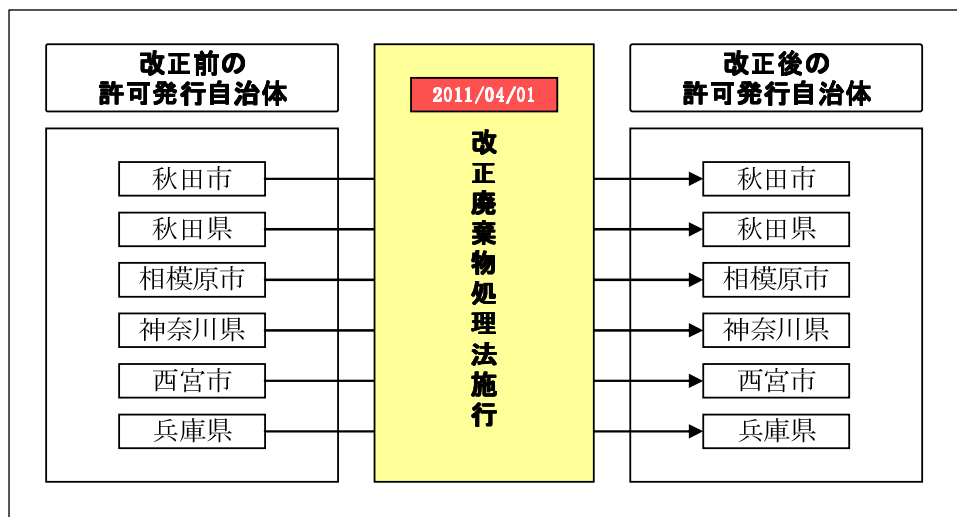


【図 6-3-③】廃棄物処理法改正における産業廃棄物処理業許可発行自治体の変化(例)

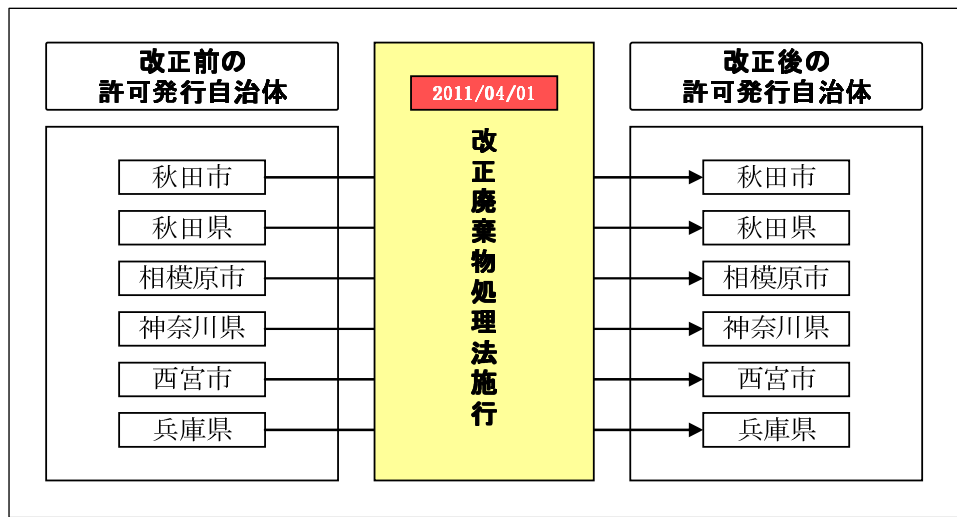
1) 収集運搬業者(積替え保管なし)の場合 → 変更あり



2) 収集運搬業者(積替え保管あり)の場合 → 変更なし



3) 処分業者の場合 → 変更なし



4. 廃棄物処理場の実地確認

(1) 排出事業者による産業廃棄物処理状況の確認

2010年(平成22年)の廃棄物処理法改正により、産業廃棄物の排出事業者に対して排出した産業廃棄物の処理状況を確認することが「努力義務」となりました。

【廃棄物処理法 第十二条第7項(抜粋)】

事業者は、(中略)その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2) 廃棄物処分状況の実地確認

廃棄物処理法の条文では「当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認」との記載に留まっているため、実際にその処理状況を「目の当たり」にして確認しなければならない訳ではありません。

しかし、この同法条文を受けて制定されている自治体条例では、「処理状況を処分場まで実際に見に行くべし」という内容の記載があるものが見受けられます。

(例) 静岡県: 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(抜粋)

第10条(実地確認)

1. 事業者は、その産業廃棄物(中略)の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、(中略)当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。

2. 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、(中略)当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。

現状、次ページに掲載した「【表6-4-①-1】廃棄物処分の状況確認を求めている都道府県の条例(例)」、および「【表6-4-①-2】廃棄物処分の状況確認を求めている政令市等の条例(例)」のように、このような産業廃棄物処理状況の確認を産業廃棄物排出事業者に求めている自治体もあります(2013年(平成25年)1月15日現在)。

しかし、すべての自治体条例に静岡県のような「実地に」という記載がある訳ではなく、「自社以外の人に実地確認に行ってもらふ」を認めている条例もありますので、各々再確認が必要です。

実地確認の際は、自社内で任意の人に産業廃棄物処分場を訪問してもらふ、収集運搬業者に委託する等の手段が考えられます。

なお、廃棄物処分の状況確認を求める自治体条例には、必ず「施行規則」がセットになっていますので、そちらもチェックするようにしましょう。

【表 6-4-①-1】廃棄物処分の状況確認を求めている都道府県の条例(例)

都道府県	条例名	条文番号
北海道	北海道循環型社会形成の推進に関する条例	第32条(委託した処分の状況の確認及び記録等)
岩手県	循環型地域社会の形成に関する条例	第22条(排出事業者等の責務等)
宮城県	産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例	第八条(委託先の確認等)
福島県	福島県産業廃棄物処理指導要綱	第6条第5項
茨城県	茨城県廃棄物処理要項	第12条(産業廃棄物の処理の委託等)
長野県	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	第11条(排出事業者の講ずべき措置)
静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第10条(実地確認)
愛知県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	第七條(処理を委託する場合における確認等)
岐阜県	岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例	第十八条(処理を委託する場合における確認等)
三重県	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	第七條(処分を委託する場合の確認等)
新潟県	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	第8条(処分を委託する場合における確認等)
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	第八十八條(事業者等による処理委託時の確認)
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	第八十六条(事業者の責務)
山口県	山口県循環型社会形成推進条例	第二十六条(処理業者の処理能力の確認等)
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第85条(処理を委託する場合の確認等)

【表 6-4-①-2】廃棄物処分の状況確認を求めている政令市等の条例(例)

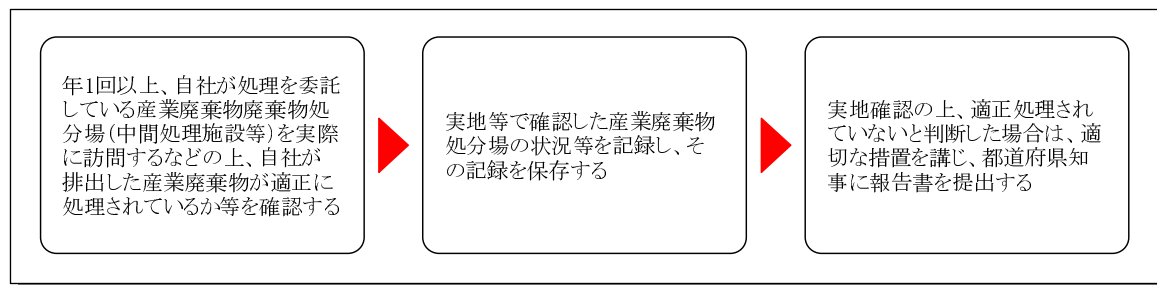
政令市等	条例名	条文番号
盛岡市	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第21条の6(排出事業者等の責務等)
相模原市	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例	第29条(実地確認)
静岡市	静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第10条(実地確認)
浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第10条(実地確認)
名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例	第7条(処理の委託における確認等)
新潟市	新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	第7条(処分を委託する場合における確認等)
金沢市	金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	第46条(事業者等による産業廃棄物の処理委託に係る確認等)

※ 調査日:2013年(平成25年)1月20日

(3) 自治体条例の求めている産業廃棄物処理状況の確認事項

今回の廃棄物処理法改正において、排出事業者に求められているのは、大まかにいえば下図のような事項です。

【図 6-4-①】自治体条例の示す廃棄物処分状況確認の概要



(4) 実地確認を行う対象となる廃棄物処理業者

排出事業者が廃棄物処理法の下で実地確認を行う対象となる産業廃棄物処理業者は、委託先の産業廃棄物処分業者、すなわち、中間処理業者になります。

是非一度足を向けてみてはいかがでしょうか。

同様に、委託先の産業廃棄物収集運搬業者についても、実地確認しておくとういでしょう。

また、最終処分場については、中間処理業者からレポート等で情報を把握するのも一策と考えます。

(5) 廃棄物処理業者実地確認用チェックリスト

実地確認を行う際のチェックリストを用意している自治体や団体もありますので、参考にしてください。

ex. 北海道、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、全国産業廃棄物連合会 等々

5. 自治体対応

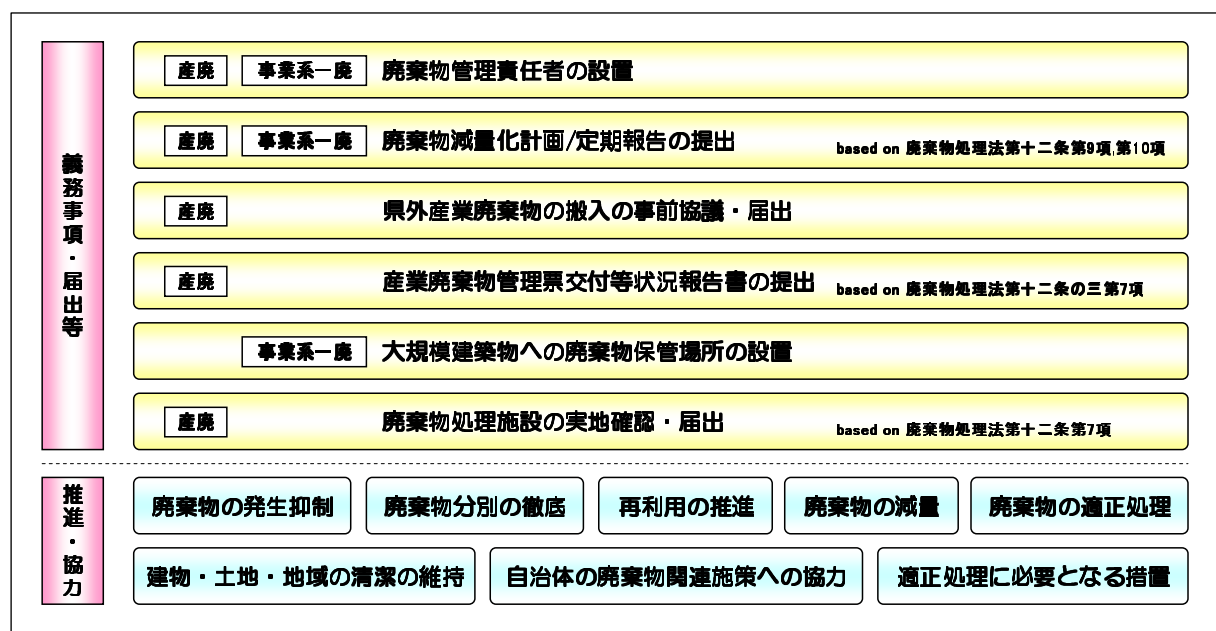
廃棄物処理法(同法施行令、同法施行規則を含む)では、廃棄物の処理方法に関する義務事項や禁止事項を既定しています。同法を基に各自治体では自地域の実態に即した規則を条例という形で規定しています。廃棄物処理に関するコンプライアンスを遵守するには、廃棄物処理法だけではなく、条例が求めているものについても対応することが必要となります。

(1) 自治体が排出事業者に対して求めている廃棄物処理関連事項

自治体(都道府県、および市町村区)の条例を調べてみると、廃棄物処理法の既定を具体化した決まりを設けています。「廃棄物管理責任者の設置」「多量廃棄物排出事業者の届出」「県外産業廃棄物の搬入の事前協議・届出」などがこれに当たります。

もちろん、全ての自治体が下図に記載の全ての取り決めを設けている訳ではありませんので、自拠点を管轄する自治体の廃棄物関連の条例をご一読願います。

【図 6-5-①】自治体条例の定める排出事業者に対する取り決め事項



この中で注意が必要なものは、「廃棄物管理責任者の設置」「廃棄物減量化計画/定期報告の作成・提出」「県外産業廃棄物の搬入の事前協議」の3項目です。

(2) 廃棄物管理責任者の設置

対象となる廃棄物は、事業系一般廃棄物です。

事業用の大規模建築物(延床面積等の基準値は自治体により異なります)の所有者等や多量廃棄物排出事業者(排出量の基準は自治体により異なります)は自治体に廃棄物管理責任者設置の届出を行うことになっている自治体があります。

また、上記の届出のほかに、「廃棄物減量化計画書」等の提出を求めている自治体もあります。

次ページにその一例を掲載しますので、参照の上、自拠点の自治体についてもホームページ等で調べてみることをお勧めいたします。

＜例＞自治体による「廃棄物管理責任者の設置」等の義務・責務

【例 1】相模原市(神奈川県) <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/recycle/jigyokei/016929.html>

市条例に基づき、事業活動に伴い多量に一般廃棄物を生じる事業者(多量排出事業者)は、当該事業用建築物から発生する事業系一般廃棄物について権限を有する「廃棄物管理責任者」を選任し、選任または変更のあった日から 30 日以内に市長へ届け出ることが義務付けられています。
なお、該当する事業者については、毎年市から「減量化等計画書」の提出と同時に直接、通知、または連絡しますが、年度途中で責任者が変更になった場合は、その都度、届け出てください。

【例 2】名古屋市(愛知県) <http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-2-2-4-0-0-0-0-0-0.html>

「事業用大規模建築物」の所有者及び「多量排出事業者」は、事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する業務を担う中心的な担当者として、「廃棄物管理責任者」(多量排出事業所の場合は「多量廃棄物管理責任者」。以下まとめて「廃棄物管理責任者」ということとします。)を選任し、市長あてに届出をしなければなりません。
廃棄物管理責任者の選任は、事業所から発生する廃棄物の状況を常時把握できるかたの中から行なってください。なお、必要な資格等はありません。

【例 3】春日市(福岡県) <http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shinseisyo/gomigenryou03.html>

春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 12 条第 1 項、同施行規則第 5 条に基づき、多量排出事業者(事業の用途に供される部分の床面積の合計が 3000 平方メートル以上の建築物を有する事業者)は、事業系一般廃棄物の減量及び適切な処理の確保に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、廃棄物管理責任者(選任・変更)届(様式第 1 号)を届け出てください。届出内容に変更があった場合は、その事実が生じた日から 30 日以内に届け出てください(郵送可)。

【例 4】西宮市(兵庫県) <http://www.nishi.or.jp/contents/00010713000300024.html>

資源循環型社会を形成していくためには、消費者だけではなく、企業の果たすべき役割は増大しています。製品を製造する段階から、ごみとして廃棄されるまで、環境に負荷をかけない事業活動が求められています。
要件を満たす事業者を特定事業者と定め「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」の提出を義務付けており、協力事業者には「廃棄物減量化等計画書廃棄物処理実績届出書」の提出をお願いしています。

【例 5】神戸市(兵庫県) <http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/enterprise/genryo/index.html>

事業の用に供される部分の延床面積が 3,000 平方メートル以上の大規模建築物や店舗面積が 1,000 平方メートル以上の小売店舗など、廃棄物を多量に出す建築物を「指定建築物」と定め、その所有者や建設者に対し、以下の 3 つの義務規定を条例・規則で定めています。

- 1 **廃棄物管理責任者**
指定建築物の棟ごとに、その建築物から出る廃棄物の減量・資源化を進めていく中心的役割を担う、「廃棄物管理責任者」を一名選任し、市へ届けること。
- 2 **「事業系一般廃棄物に係る減量等計画書」の作成と提出**
指定建築物から発生した、過去 1 年間の一般廃棄物の排出量、減量・資源化の実績、及び、これから 1 年間の排出予想量と減量・資源化の計画を立て、「廃棄物減量等計画書」を作成し、毎年 5 月 31 日までに届けること。
- 3 **「保管場所等」の設置と届出**
新たに、指定建築物を建設しようとする場合、その建築物に十分な大きさと設備を持つ、廃棄物と資源化物のための保管場所を設置し、その旨を届け出ること。すでに建築された指定建築物の所有者も、同様の保管場所を設置するように努めること。

※ 出典: 各自治体条例より抜粋

(3) 廃棄物減量化計画書/実施状況報告書の作成・提出(多量廃棄物排出業者の届出)

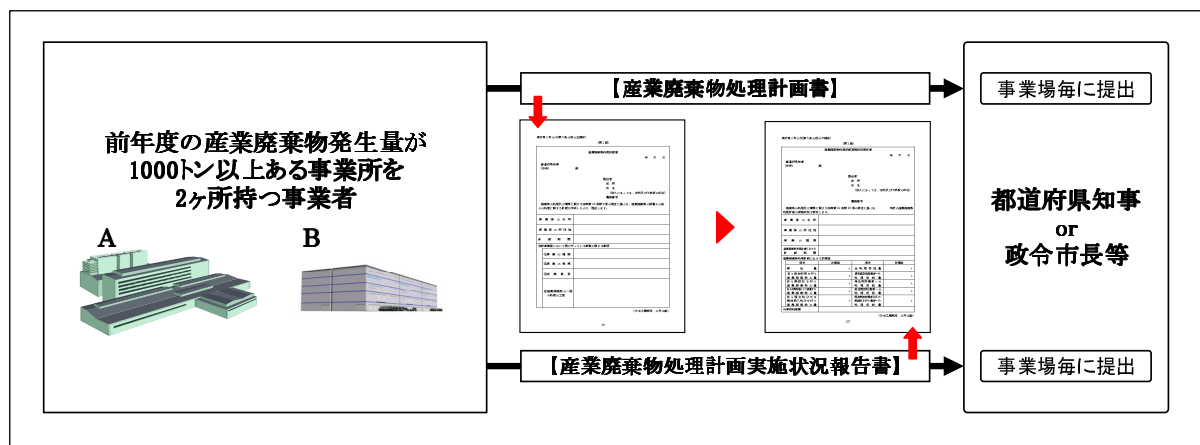
対象となる廃棄物は、産業廃棄物、および特別管理産業廃棄物です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第9項及び第10項の規定により、前年度における産業廃棄物の発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者は、該当する事業場毎に産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事、または政令市長等に提出が必要となります。

また、翌年度の6月30日までに、その計画の実施状況についても報告が必要となります。

なお、特別管理産業廃棄物についても、廃棄物処理法第十二条の二第10項および第11項の規定により、特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上である事業場を設置している事業者には同様の義務が発生します。

【図 6-5-②】自治体による「廃棄物管理責任者の設置」等の義務・責務の例



※ 出典: (様式) 札幌市ホームページ 申請書・届出書ダウンロードサービス 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
URL: http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=1760

(4) 県外産業廃棄物の搬入の事前協議・届出等

日本には「産業廃棄物の処理は、それが発生した自治体内で処理しなければならない」と規定した法律や条例はありません。かつて香川県豊島(1990年(平成2年)に香川県警摘発)、青森・岩手県境(1999年(平成11年)岩手・青森県警察合同捜査本部が強制捜査)、岐阜県椿洞(2004年(平成16年)岐阜県警強制捜査)等、大規模な廃棄物の不法投棄が発生しました。現在でも産業廃棄物を適正に、合法に処分せずに不法投棄する事例は後を絶たず、社会問題になっています。廃棄物処理法は不法投棄が重なる度にその改正を繰り返し、規制が強化されてきました。

各自治体も廃棄物処理法の改正に合わせて、条例を改正してこれに当たっています。さらに多くの自治体では、他自治体から自治体に搬入される産業廃棄物の実情を把握するために、ルールを設けています。それが、県外産業廃棄物の搬入の事前協議・届出です。

この事前協議や届出は、実際に産業廃棄物を運搬する収集運搬業者や、他自治体から搬入されてきた産業廃棄物を処分する処分業者が対象ではなく、排出事業者が対応しなければならない点が特徴といえます。

しかし、すべての自治体が県外産業廃棄物の搬入に関して事前協議や届出をしなければならない訳ではないようです。条例や指導要綱で県外産業廃棄物の搬入に関して規制をしている都道府県と政令市等は以下の通りですが、条例等が改正されることもあるため、ホームページを閲覧するか、自治体の担当部署に直接質問をするなどして確認するようにしましょう。政令市以外の市町村についても同様に確認するとよいでしょう。

【表 6-5-①】自治体別の県外産業廃棄物対応条例等(左:政令市等、右:都道府県)

都市名	条例名	都道府県名	条例名
札幌市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	北海道	北海道における廃棄物等の処理に係わる指導指針
函館市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	青森県	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
旭川市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	秋田県	秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
秋田市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	山形県	山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
盛岡市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	岩手県	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
仙台市	仙台市産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱	宮城県	規制無し
郡山市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
いわき市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	茨城県	茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例
前橋市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	群馬県	規制無し
高崎市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	栃木県	栃木県県外産業廃棄物の最終処分に関する指導要綱
宇都宮市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	埼玉県	埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱
さいたま市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	千葉県	千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱
川越市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	東京都	規制無し
千葉市	千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱	神奈川県	規制無し
船橋市	船橋市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱	山梨県	規制無し
柏市	柏市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱	長野県	県外産業廃棄物の最終処分に係る事前協議について
横浜市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
川崎市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	愛知県	愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例
相模原市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	岐阜県	岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例
横須賀市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	三重県	三重県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例
長野市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	新潟県	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例
静岡市	静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	富山県	富山県産業廃棄物適正処理指導要綱
浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	石川県	石川県廃棄物適正処理指導要綱
名古屋市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	福井県	福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱
豊橋市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	滋賀県	規制無し
岡崎市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	奈良県	規制無し
豊田市	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	和歌山県	産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱(原則認めない)
新潟市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	京都府	規制無し
富山市	富山市産業廃棄物適正処理指導要綱	大阪府	規制無し
金沢市	金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱	兵庫県	規制無し
大津市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	鳥取県	規制無し(平成17年廃止)
奈良市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	島根県	島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱
和歌山市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	岡山県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
京都市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	広島県	県外産業廃棄物の県内搬入処理の事前協議に係わる要綱
大阪市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	山口県	山口県循環型社会形成推進条例
堺市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	香川県	香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例/施行規則
豊中市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	徳島県	産業廃棄物処理指導要綱(原則認めない)
東大阪市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	愛媛県	愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱(原則認めない)
高槻市	記載の条例等なし(府条例等が適用される)	高知県	高知県産業廃棄物処理指導要綱(原則認めない)
神戸市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	福岡県	規制無し
姫路市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	大分県	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
尼崎市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	佐賀県	佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱(原則認めない)
西宮市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	長崎県	長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱
岡山市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	熊本県	熊本県産業廃棄物指導要綱
倉敷市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	宮崎県	宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱
広島市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	鹿児島県	鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱
呉市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)	沖縄県	規制無し
福山市	福山市県外産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱		
下関市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
高松市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
松山市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
高知市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
北九州市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
福岡市	福岡市県外産業廃棄物搬入の事前届出に関する要綱		
大牟田市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
久留米市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
大分市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
熊本市	記載の条例等なし(県条例等が適用される)		
宮崎市	宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱		
鹿児島市	鹿児島市産業廃棄物の処理に関する指導要綱		

※ 当該拠点が政令市等の中にあれば、左表を先に参照します。
当該拠点が政令市等以外にある場合は、右表示を参照します。

6. 廃棄物処理業者から送付される処理困難通知への対応

(1) 処理困難通知とは

廃棄物処理業者の中には、さまざまな理由でその生業を続けていくことが困難になる業者も出てきます。そのような業者に産業廃棄物処理を委託していた場合に、廃棄物処理業者は排出事業者に対して「処理困難通知」を送付することが廃棄物処理法で決められています。

【廃棄物処理法 第十四条第 13 項 (産業廃棄物処理業)】

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

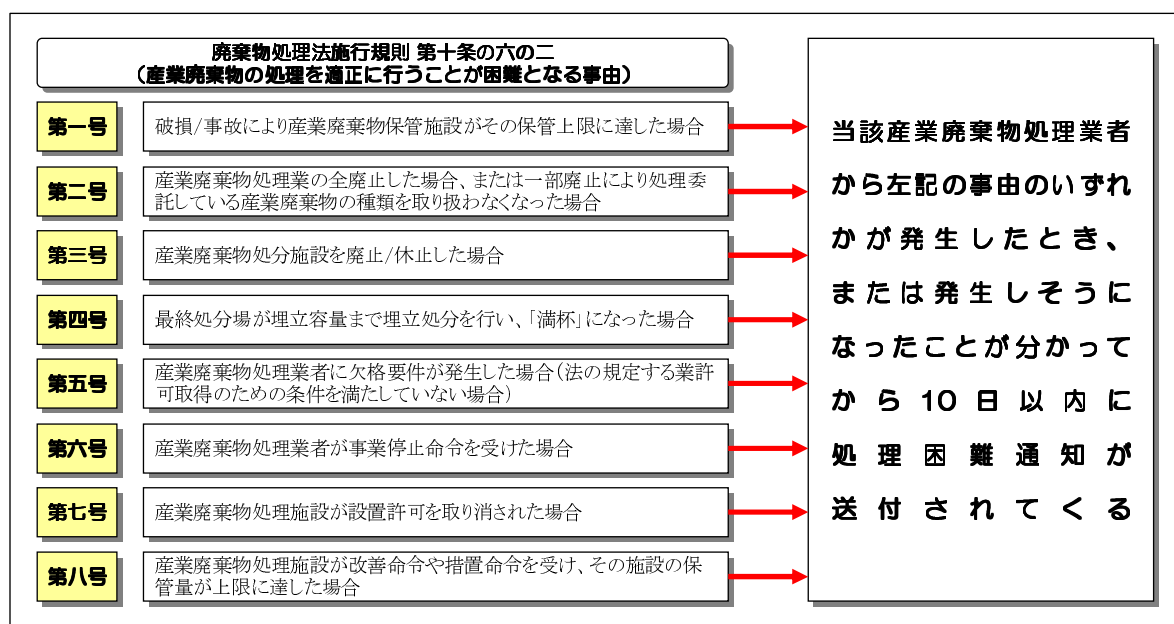
【廃棄物処理法施行規則第十条の六の三 (法第十四条第十三項の規定による通知の手続)】

法第十四条第十三項 の規定による通知は、前条各号(筆者注釈:下図 図 6-5-③)に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を送付していなければならない。

- 一 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 二 前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

つまり、処理を委託した産業廃棄物を処理することができなくなったとき、またはできなくなりそうときには、「処理困難通知」が収集運搬業者や処分業者から排出事業者に対して 10 日以内に送付されてきます。

【図 6-5-③】産業廃棄物処理業者から処理困難通知が送付される原因



(2) 処理困難通知を受けた時の対応

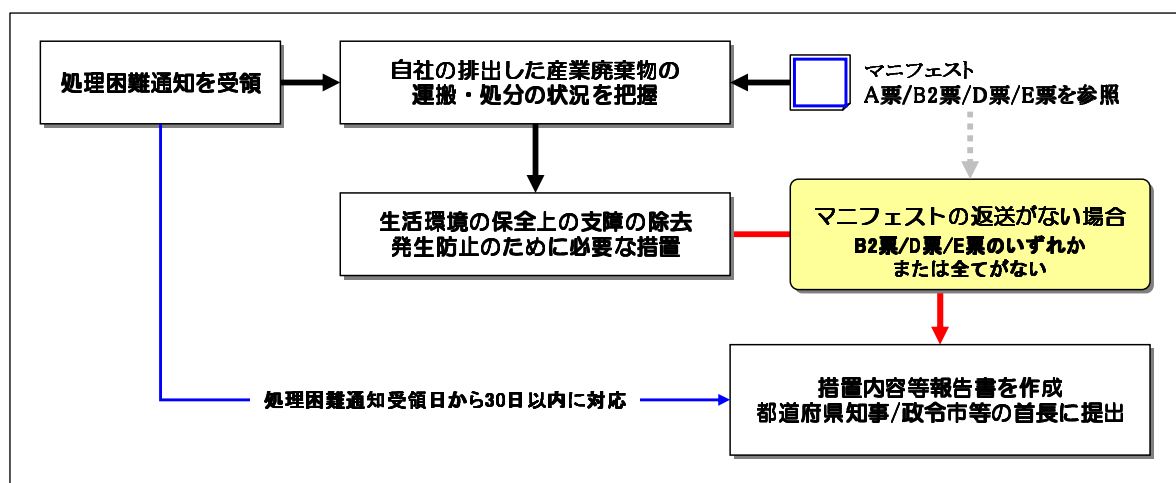
排出事業者が廃棄物処理業者から処理困難通知を受け取ったときは、自社の排出した産業廃棄物がどのような状況下にあるのかを確認し、適時に適切な措置を行うことが必要となります。

【廃棄物処理法 第十二条の三 第8項】

管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知(筆者註：処理困難通知のこと)を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

自社が排出した産業廃棄物がきちんと運搬されているのか、処分されているのかをマニフェストで確認し、万が一、それらが適切に運搬、処分されていない場合は、排出事業者はまず現場の確認を行い、当該自治体に支障除去方法の相談をする等の措置を行うことが求められています。

【図 6-5-④】産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受領した場合の行動フロー



なお、処理困難通知が送付されてくる原因のうち、最も緊急を要するのは、「産業廃棄物処理業者が業務停止命令を受けた場合」です。排出事業者は、現状処理委託契約を締結している産業廃棄物処理業者が利用できない訳ですから、代替の産業廃棄物処理業者を用いる等の手段で処理するなどして、支障を除去することになります。

第七章 適正処理チェックリスト

事業活動に伴って発生する廃棄物の分別・保管・運搬・処分は、適正に行われるよう全て法律で義務付けられており、違法行為には罰則が科せられる場合があります。

この章では簡易なチェックリストをご紹介します。自社の事業系一般廃棄物や産業廃棄物の処理を廃棄物処理法や自治体条例に則って、適法に実施しているか確認してみましょう。

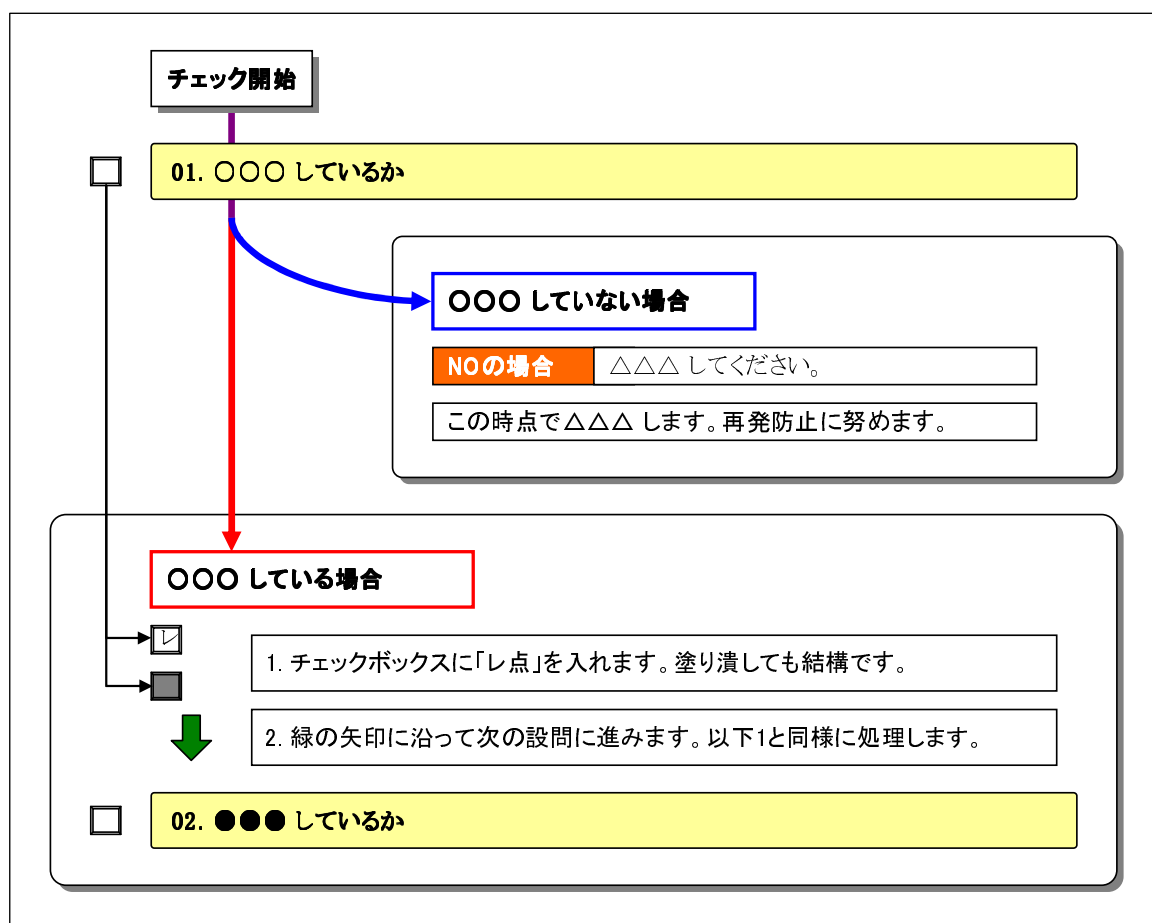
【適正チェックリストの使用方法】

設問は、「事業系一般廃棄物の扱い」「産業廃棄物の扱い」「処理を委託するには」「マニフェストの使い方」「マニフェストが戻ってきたら」「産業廃棄物管理票交付等状況報告」「廃棄物処理施設現地確認」に分かれてチェックできるようになっています。

設問「01」から順番にチェックを始めます。

設問に記載の通りの対応をしているのであれば緑色の矢印に沿って次の設問に進みます。設問に記載の通りの対応ではない場合は「NOの場合」等に記載の内容を確認して、その時点で早急に処理対応を是正し、再発を防止しましょう(中にはYES/NOが反対の設問もあります)。

【図 7-1-①】適正処理チェックリスト フロー図



1. 事業系一般廃棄物の扱い

- ☐ **01. 事業活動から発生した廃棄物を産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けているか**
- ↓ **NOの場合** 本冊子のP17-24を参照の上、分別を進めましょう。
- ☐ **02. 自拠点が属する自治体では一般廃棄物をどのように分別するか知っているか**
- ↓ **NOの場合** 当該拠点が属する自治体(市町村区)のホームページ(ごみ、廃棄物)をご覧ください。
- ☐ **03. 自拠点が属する自治体の「ごみ分別表」を持っているか**
- ↓ **NOの場合** 当該拠点が属する自治体(市町村区)で直接入手するか、当該拠点が属する自治体(市町村区)のホームページからダウンロードしてください。
- ☐ **04. 事業活動から発生する一般廃棄物を自拠点が属する自治体が設定する分別基準毎に分別しているか**
- ↓ **NOの場合** 自治体が設定する分別基準毎に分別を進めてください。
- ☐ **05. 衛生面・悪臭防止・安全面に配慮の上、一般廃棄物の保管場所を設置しているか**
- ↓ **NOの場合** 必ず保管場所を設置してください。
- ☐ **06. 近隣住民等から廃棄物に関するクレーム等があるか**
- ↓ **YESの場合** クレーム内容を確認し、対応と再発防止策を講じます。
- ☐ **07. 事業用一般廃棄物保管場所の看板はあるか、必要事項が記載してあるか**
- ↓ **NOの場合** 事業用一般廃棄物保管場所の看板を買い求め、掲示してください。
- ☐ **08. 事業系一般廃棄物排出量の減量対策として排出量の把握と具体的手段を取っているか**
- ↓ **NOの場合** 廃棄物排出量削減の基本は排出量把握です。古紙は資源物として売却が可能です。
- ☐ **09. 自社、および同居している他企業の役職員は事業用一般廃棄物の処理方法を理解しているか**
- ↓ **NOの場合** 廃棄物処理に関しても、環境教育を実施してください。
- ☐ **10. 委託業者と収集運搬契約(分別方法・費用など)を締結しているか**
- ↓ **NOの場合** 委託契約書締結は廃棄物処理の基本です。即実施してください。
- ☐ **11. 委託業者との間の収集運搬契約の内容を確認したことがあるか**
- ↓ **NOの場合** 契約書の内容を確認し、不明点は委託業者と商談の上、明確にしておきましょう
- ☐ **12. 収集運搬契約を結んだ委託業者の許可証の写しを入手しているか**
- ↓ **NOの場合** 委託業者の許可証の写しは契約書への添付が必須です。即、業者より入手してください。
- ☐ **13. 収集運搬契約を結んだ委託業者の許可証の写しに記載されている許可は有効期限切れになっていないか**
- ↓ **NOの場合** 有効期限を更新した許可証を入手してください。
- ☐ **14. 事業系一般廃棄物の収集運搬車両をみたことがあるか**
- NOの場合** 運搬車両の業許可番号等の情報を確認してみましょう。

また、当該拠点がテナントとして商業ビルや団地倉庫等に入居している場合は、下フローの項目もチェックが必要となる場合があります。

テナントの場合は次の項目についても対応が必要です

- ☐ 【テナント】01. 入居している建築物等では一般廃棄物をどのように分別するか知っているか
↓ **NOの場合** 入居している建築物等の所有者、管理者等、同居している他社等に聞いてみましょう。
- ☐ 【テナント】02. 入居している建築物等が設定する「ごみ分別表」を持っているか
↓ **NOの場合** 入居している建築物等の所有者、管理者等、同居している他社等に聞いてみましょう。
- ☐ 【テナント】03. 入居している建築物等が設定する分別基準毎に事業系一般廃棄物を分別しているか
↓ **NOの場合** 入居している建築物等の所有者、管理者等、同居している他社等に聞いてみましょう。
- ☐ 【テナント】04. 自拠点で発生した一般廃棄物をどのように排出するか知っているか
↓ **NOの場合** 入居している建築物等の所有者、管理者等、同居している他社等に聞いてみましょう。
- ☐ 【テナント】05. 入居している建築物等の一般廃棄物保管場所がどこにあるか知っているか
↓ **NOの場合** 入居している建築物等の所有者、管理者等、同居している他社等に聞いてみましょう。
- ☐ 【テナント】06. 入居している建築物等の一般廃棄物保管場所にルール通りに事業系一般廃棄物を排出しているか
↓ **NOの場合** 決められた場所に決められた曜日に排出してください。
- ☐ 【テナント】07. 入居している建築物等の所有者、管理者等から廃棄物に関するクレームを受けたことがあるか
ある場合 クレーム内容について早急に措置を講じ、再発を防止してください。

2. 産業廃棄物の扱い

- ☐ 01. 事業活動から発生した廃棄物を産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP17-24を参照の上、分別を進めましょう。
- ☐ 02. 事業活動から発生する産業廃棄物の種類が何であるか分かるか
- ↓ NOの場合 本冊子のP19をご覧ください。
- ☐ 03. 衛生面・悪臭防止・安全面に配慮の上、産業廃棄物の保管場所を設置しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP25-27をご覧の上、保管場所を設置してください。
- ☐ 04. 事業活動から発生した産業廃棄物を種類毎に保管しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP25-27を参照の上、分別を進めましょう。
- ☐ 05. 近隣住民等から廃棄物に関するクレーム等があるか
- ↓ NOの場合 クレーム内容を確認し、対応と再発防止策を講じます。
- ☐ 06. 産業廃棄物保管場所の看板はあるか、必要事項が記載してあるか
- ↓ NOの場合 産業廃棄物保管場所の看板を買い求め、掲示してください。
- ☐ 07. 産業廃棄物排出量の減量対策として排出量の把握と具体的手段を取っているか
- ↓ NOの場合 産業廃棄物排出量の管理を進めてください。また、循環資源として利用できるものは販売するなどして、産業廃棄物排出量削減に努めましょう。
- ☐ 08. 自社、および同居している他企業の役職員は産業廃棄物の処理方法を理解しているか
- ↓ NOの場合 廃棄物処理に関しても、環境教育を実施してください。
- ☐ 09. 事業活動から発生した産業廃棄物のうち、有価物として販売できる資源物を買取ってもらっているか
- NOの場合 廃プラ、金属くず等は資源物として売却が可能です。業者に問合わせてみましょう。

3. 処理を委託するには

1) 収集運搬委託の場合

- ☐ 01. 収集運搬委託業者は産業廃棄物排出場所がある自治体の収集運搬業許可を持っているか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者に依頼の上、入手してください。
- ☐ 02. 収集運搬委託業者は産業廃棄物を積み下ろす施設のある自治体の収集運搬業許可を持っているか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者に依頼の上、入手してください。
- ☐ 03. 収集運搬委託業者は自社が排出する産業廃棄物を取り扱えるか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者から入手した許可証の写しで確認します。
- ☐ 04. 収集運搬委託業者の産業廃棄物収集運搬許可は有効期限切れになっていないか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者から入手した許可証の写しを確認します。
- ☐ 05. 収集運搬委託業者とは書面で委託契約を締結しているか、双方の押印はあるか
- ↓ **NOの場合** 委託契約書締結は廃棄物処理の基本です。即実施してください。押印も確認してください。
- ☐ 06. 収集運搬委託業者との委託契約書の内容を把握しているか
- ↓ **NOの場合** 委託契約書は必ず目を通しておきましょう。疑問が湧いたら即、問合せましょう。
- ☐ 07. 収集運搬委託業者との委託契約書をきちんと保管しているか
- NOの場合** 委託契約書は委託業者の会社案内も一緒に保管しておきましょう。なお、委託契約書は契約期間が終了しても、その時点から5年間は保管が義務付けられています。

2) 処分委託の場合

- ☐ 01. 処分委託業者は産業廃棄物処理施設がある自治体の収集運搬業許可を持っているか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に依頼の上、入手してください。
- ☐ 02. 処分委託業者は自社が排出する産業廃棄物を取り扱えるか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者から入手した許可証の写しで確認します。
- ☐ 03. 処分委託業者の産業廃棄物処分許可は有効期限切れになっていないか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者から入手した許可証の写しで確認します。
- ☐ 04. 処分委託業者とは書面で産業廃棄物処分の委託契約を締結しているか、双方の押印はあるか
- ↓ **NOの場合** 委託契約書締結は廃棄物処理の基本です。即実施してください。押印も確認してください。
- ☐ 05. 産業廃棄物処分委託業者との委託契約書の内容を把握しているか
- ↓ **NOの場合** 委託契約書は必ず目を通しておきましょう。疑問が湧いたら即、問合せましょう。
- ☐ 06. 処分委託業者との委託契約書をきちんと保管しているか
- NOの場合** 委託契約書は委託業者の会社案内も一緒に保管しておきましょう。なお、委託契約書は契約期間が終了しても、その時点から5年間は保管が義務付けられています。

4. マニフェストの使い方

- ☐ 01. 産業廃棄物を排出する際には、都度必ずマニフェストを交付しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP61-62をご覧ください。
- ☐ 02. マニフェストを排出する産業廃棄物毎に公布しているか
- ↓ NOの場合 全国産業廃棄物連合会のものを使用します。
- ☐ 03. マニフェストは省令(廃棄物処理法施行規則 第二十一条第2項)で定められた様式を使用しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP58をご覧ください。
- ☐ 04. マニフェストには省令(廃棄物処理法施行規則 第二十一条第1項)で定められた事項を記入しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP60をご覧の上、必要事項はすべて記入してください。
- ☐ 05. マニフェストに記入する必要がない欄には斜線を記入しているか
- ↓ NOの場合 本冊子のP100を参照の上、記入不要部分には斜線を入れましょう。
- ☐ 06. 交付したマニフェストの控え(A票)は交付日から5年間保管しているか
- NOの場合 A票も保管が義務付けられています。B2票、D票、E票といっしょに保管しましょう。

5. マニフェストが戻ってきたら

- ☐ 01. 交付したマニフェストの写しは収集運搬業者から期日までに返送されているか(B2票)
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 02. 返送されたマニフェスト(B2票)にはすべての処理業者の押印があるか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 03. 返送されたマニフェスト(B2票)の記載内容や日付に矛盾点はないか
- ↓ **NOの場合** 収集運搬委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 04. 交付したマニフェストの写しは処分業者(中間処理業者)から期日までに返送されているか(D票)
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 05. 返送されたマニフェスト(D票)にはすべての処理業者の押印があるか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 06. 返送されたマニフェスト(D票)の記載内容や日付に矛盾点はないか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 07. 交付したマニフェストの写しは最終処分業者から期日までに返送されているか(E票)
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 08. 返送されたマニフェスト(E票)にはすべての処理業者の押印があるか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 09. 返送されたマニフェスト(E票)の記載内容や日付に矛盾点はないか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 10. 返送されたマニフェストE票に記載された最終処分の場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所と一致しているか
- ↓ **NOの場合** 処分委託業者に問合せて確認してください。
- ☐ 11. 返送されたマニフェスト(B2票、D票、E票)はすべて手元にあるA票とともにファイリングしているか
- ↓ **NOの場合** 一緒にファイリングするようにしましょう。
- ☐ 12. ファイリングしたマニフェストはすべて交付日から5年間保管しているか
- ↓ **NOの場合** 紛失の場合、B2票はB1票を、D票はC1票を、E票はC1票をコピーしたものを入手します。

6. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

☐	01. 電子マニフェストを使用しているか
↓	YESの場合 チェックは終了です。
	NOの場合 設問02以降にお進みください。電子マニフェストを使用していないことは違法ではありません。
☐	02. 前年4月1日から当年3月31日まで(前年度)のマニフェストをすべてファイリングしてあるか
↓	NOの場合 マニフェストをすべて揃えてください。 不足分は収集運搬業者、処分業者にお問合せください。
☐	03. 交付したマニフェストの枚数、排出量を、年度毎、産業廃棄物の種類毎、収集運搬業者毎、処分業者毎に把握、集計できるか
↓	NOの場合 表計算ソフトを使用して、年度毎、産業廃棄物の種類毎、収集運搬業者毎、処分業者毎に集計できるようにしてください。
☐	04. マニフェストに記載の排出量は重量で記載してあるか
↓	NOの場合 体積(容積)で記載されている場合は、「産業廃棄物の体積から重量への変換係数」(P110)を用いて排出重量を算出します。
☐	05. マニフェスト交付等状況報告書を提出する対象事業者が誰かを知っているか
↓	NOの場合 自拠点が設置されている都道府県、または政令市等のホームページで確認します。
☐	06. マニフェスト交付等状況報告書の提出期限と提出先を知っているか
↓	NOの場合 提出期限は毎年6月30日です。提出先については、自拠点が設置されている都道府県、または政令市等のホームページで確認してください。
☐	07. マニフェスト交付等状況報告書の様式がどこにあるか知っているか
↓	NOの場合 自拠点が設置されている都道府県、または政令市等のホームページに掲載されています。
☐	08. マニフェスト交付等状況報告書は必要事項をすべて記載しているか
↓	NOの場合 提出前にもう一度チェックしましょう。
☐	09. マニフェスト交付等状況報告書を提出後、必ず控えが手元にあるか(受領印押印を問わない)
↓	NOの場合 自治体の様式(デジタルファイル)を使えば、控えは必ず残ります。保存しておいてください。
☐	10. マニフェスト交付等状況報告書の控えはファイリングしてあるか
	NOの場合 自治体から受領印を押印してもらったものはファイリングしておきましょう。 デジタルファイルの場合は、あえて紙でファイリングする必要はないでしょう。

7. 廃棄物処理場の実地確認

- ☐ 01. 「実地確認」とは何かをしっているか
- ↓ NOの場合 「第六章 4. 廃棄物処理場の実地確認」(P75)をご覧ください。
- ☐ 02. 自拠点のある自治体(都道府県、政令市等ともに)の「実地確認」に関する法規制(条例等)を知っているか
- ↓ NOの場合 「第六章 4. 廃棄物処理場の実地確認」(P75)をご覧ください。
自拠点のある自治体のホームページも参照願います。
- ☐ 03. 自拠点のある自治体(都道府県、政令市等ともに)の「実地確認」に関する法規制等(条例等)では、「実地確認」は義務事項か
- ↓ NOの場合 義務事項ではなく「努力義務」の場合、もしくは「実地確認」に関する法規制等がない場合でも一度は「実地確認」を試みてください。
- ☐ 04. 「実地確認」の対象となる廃棄物処理場がどこか知っているか
- ↓ YESの場合 排出事業者は「中間処理場」を実地確認します。
最終処分場は実際に行かなくてもよいですが、可能な限り情報を集めます。
- ☐ 05. 「実地確認」を委託処分業者に依頼したことがあるか
- ↓ NOの場合 是非一度依頼の上、訪問してみてください。机上ではわからないことが分かります。
- ☐ 06. 「実地確認」を委託処分業者に依頼した際、視察を拒否されたことがあるか
- ↓ NOの場合 一概には言えませんが、実地確認を拒否する廃棄物処理業者以外の業者との処理委託契約も考えてみてください。何かあってからでは遅すぎます。
- ☐ 07. 委託処分業者に対して、最終処分場の「実地確認」について情報提供を依頼しているか
- ↓ NOの場合 最終処分場の情報収集は、中間処理業者(排出事業者の処分委託先)にお願いしてみましょう。
- ☐ 08. 「実地確認」を行うときのチェックポイントは何であるか知っているか
- ↓ NOの場合 自治体等が公開している実地確認チェックリストを参考にしてみてください(P76参照)。
- ☐ 09. 「実地確認」実施後、レポートや報告書として記録を残しているか
- NOの場合 「実地確認」を実施したら、レポート等を作成し、委託契約書と一緒に保管しておきます。

8. 処理困難通知をもらったら

- ☐ 01. 「処理困難通知」とは何かを知っているか
- ↓ NOの場合 「第六章 6. 廃棄物処理業者からきた処理困難通知への対応」(P81)をご覧ください。
- ☐ 02. 廃棄物処理業者から「処理困難通知」が送付されてきたか
- ↓ NOの場合 「もしも」に備えて、「第六章 6. 廃棄物処理業者からきた処理困難通知への対応」(P81)をご覧ください。
- ☐ 03. 送付された「処理困難通知」は廃棄物の処理を適正に行うことが困難となった事由が発生した日から10日以内に送付されてきたか
- ↓ NOの場合 当該拠点を管轄する自治体に相談してみましょう。
- ☐ 04. 送付された「処理困難通知」には廃棄物処理を適正に行うことが困難となった業者名、および適正処理が困難となった事由が発生した日が記載されているか
- ↓ NOの場合 「処理困難通知」を送付した廃棄物処理業者が明らかな場合はその業者に、それが明らかではない場合は産業廃棄物処理を委託している業者に問合せます。
- ☐ 05. マニフェスト(B2票/D票/E票)は返送されてきたか
- ↓ NOの場合 産業廃棄物処理委託業者に連絡します。
- ☐ 06. 「処理困難通知」を送付してきた廃棄物処理業者とは連絡が取れる状態か
- ↓ NOの場合 設問08に進みます。
- ☐ 07. 自社が排出した廃棄物の現在の状況が把握できるか
- ↓ NOの場合 把握ができなくても、委託先の産業廃棄物処理業者の施設等に直接行きましょう。
- ☐ 08. 「処理困難通知」を送付してきた廃棄物処理業者の施設等を直接確認したか
- ↓ NOの場合 即座に当該施設等を確認しに行きましょう。
- ☐ 09. 自社が排出した産業廃棄物により生活環境の保全上の支障は発生しているか
- ↓ NOの場合 設問12に進みます。
- ☐ 10. 発生した生活環境の保全上の支障を除去したか
- ↓ NOの場合 即座に対応してください。
- ☐ 11. 自社の産業廃棄物により発生した生活環境上の支障の再発を防止するために必要な措置を施したか
- ↓ NOの場合 即座に対応してください。
- ☐ 12. 管轄の自治体に相談したか
- ↓ NOの場合 即座に自治体の廃棄物対応部局に相談してください。
- ☐ 13. 「処理困難通知」受領日から30日以内に管轄の自治体に「措置内容等報告書」を提出したか
- NOの場合 上記設問10、設問11に対応の上、当報告書を作成してください。

第八章 廃棄物処理法とその他の法令等との関連について

1. 食品リサイクル法との関連について

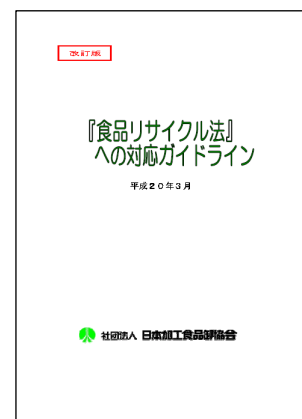
加工食品卸売業に特有の廃棄物として、賞味期限切れ商品や在庫期限切れ商品等の「食品廃棄物」が挙げられます。これらの「食品廃棄物」は、自治体により産業廃棄物(動植物性残渣)扱いであったり、事業系一般廃棄物として処理することになっていたりとさまざまです。

しかし、これらの食品廃棄物のうち、まだ利用価値のあるものについては「食品循環資源」として飼料や肥料等に再生利用(リサイクル)されるものもあります。

2001年(平成13年)5月には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」いわゆる「食品リサイクル法」が施行され、食品卸売業を含む食品関連事業者は食品循環資源の再生利用を求められています。

食品関連事業者は、まず食品廃棄物の発生を極力抑えて、その上で排出する食品循環資源については、単に廃棄するのではなく、再生利用を行う必要があります。

詳細については、当協会発行の「食品リサイクル法への対応ガイドライン」をご覧ください。



2. 省エネ法(運輸部門)との関連について

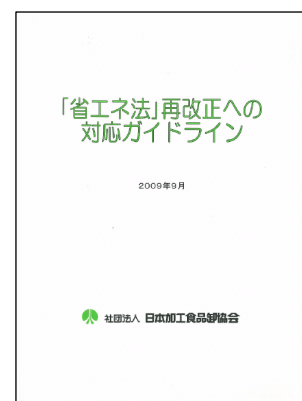
商品を移動させるには、何らかの輸送手段が必要であり、加工食品卸売業の場合、多くは陸路、すなわち貨物トラックを使用しています。

省エネ法では貨物トラックを所有する物流事業者に配送業務を委託している荷主企業に対し、所有権のある荷物の運輸に関するエネルギー使用の合理化が求められています。その適用範囲はいわゆる「動脈物流」(得意先への配送)のみならず、「静脈物流」(廃棄物処理)にも及びます。

廃棄物処理の原則は「排出事業者責任」が原則なので、省エネ法でも産業廃棄物を排出事業者が処理委託した際に、処理委託先の収集運搬事業者がその車両等で使用したエネルギーは、排出事業者の算出範囲となっています(排出事業者＝産業廃棄物の荷主という意味です)。

当協会では省エネ法に関するガイドラインを発行し、会員企業に対して、廃棄物の収集運搬委託時のエネルギー使用量の把握を努力目標として掲げています。

詳細については、当協会発行の「『省エネ法』再改正への対応ガイドライン」をご覧ください。



※ 上記の二つのガイドラインは、当協会のホームページに掲載しています。

URL : <http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/library&data.html>

3. 各自治体の廃棄物税制について

自治体(都道府県、一部政令市等)では、廃棄物排出抑制や循環型社会の構築を目的として、産業廃棄物税条例が施行されています。納税対象者(課税対象者)は最終処分場に産業廃棄物を搬入する事業者(主に中間処理業者)であり、課税額は1トン当たり1,000円程度のもので多いようです。

自治体により、中間処理施設に搬入する業者が対象となっている場合もありますので、拠点を管轄する自治体のホームページで確認してみましょう。

4. 震災廃棄物等について

震災等が発生すると、建物の損壊や物品の破損のため、膨大な量の廃棄物が排出されてしまいます。

また、台風や集中豪雨等の自然災害や火災等の発生により、同様に大量の廃棄物が排出される場合があります。

自治体によっては、震災時や自然災害発生後に発生した廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物とも)の処理等に関する特例等を条例や通知等で定めている場合がありますので、こちらも拠点を管轄する自治体のホームページで確認してみましょう。

第九章 参考資料

【注意点】

本章に記載した担当部署や URL は、平成 25 年 1 月 15 日現在のものです。
これらは変更する場合がありますので、検索エンジンを使用したり直接電話するなどして、
確認が必要な場合があります。お含み置ください。

1. 廃棄物処理法の罰則

【表 9-1-①】廃棄物処理法 第二十五条

第二十五条第1項		対象者		5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
1号	無許可営業		○	第七条第1項・第6項	○ 無許可営業(一般廃棄物)
			○	第十四条第1項・第6項	○ 無許可営業(産業廃棄物)
			○	第十四条の四第1項・第6項	○ 無許可営業(特別管理産業廃棄物)
2号	営業許可/更新の不正取得		○	—	○ 不正な手段による営業許可取得/更新(一般廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による営業許可取得/更新(産業廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による営業許可取得/更新(特別管理産業廃棄物)
3号	事業範囲の無許可変更		○	第七条の二第1項	○ 無許可事業範囲変更(一般廃棄物)
			○	第十四条の二第1項	○ 無許可事業範囲変更(産業廃棄物)
			○	第十四条の五第1項	○ 無許可事業範囲変更(特別管理産業廃棄物)
4号	事業範囲の変更許可の不正取得		○	—	○ 不正な手段による事業範囲変更許可取得(一般廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による事業範囲変更許可取得(産業廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による事業範囲変更許可取得(特別管理産業廃棄物)
5号	事業停止命令違反			第七条の三	○ 事業停止命令違反(一般廃棄物)
				第十四条の三	○ 事業停止命令違反(産業廃棄物)
				第十四条の六	○ 事業停止命令違反(特別管理産業廃棄物)
	措置命令違反		○	第十九条の四第1項 第十九条の四の二第1項	○ 生活環境保全上の支障除去等措置命令違反(一般廃棄物)
			○	第十九条の五第1項 第十九条の六第1項	○ 生活環境保全上の支障除去等措置命令違反(管理産業廃棄物/特別管理産業廃棄物)
6号	委託基準違反			第六条の二第6項	○ 委託基準違反(一般廃棄物)
				第十二条第5項	○ 委託基準違反(産業廃棄物)
				第十二条の二第5項	○ 委託基準違反(特別管理産業廃棄物)
7号	名義貸しの禁止違反		○	第七条の五	○ 名義貸し禁止違反(一般廃棄物)
			○	第十四条の三の三	○ 名義貸し禁止違反(産業廃棄物)
			○	第十四条の七	○ 名義貸し禁止違反(特別管理産業廃棄物)
8号	処理施設の無許可設置		○	第八条第1項	○ 無許可処理施設設置違反(一般廃棄物)
			○	第十五条第1項	○ 無許可処理施設設置違反(産業廃棄物)
9号	処理施設の設置許可の不正取得		○	—	○ 不正な手段による処理施設設置許可取得(一般廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による処理施設設置許可取得(産業廃棄物)
10号	処理施設の無許可変更		○	第九条第1項	○ 無許可処理施設変更(一般廃棄物)
			○	第十五条の二の六第1項	○ 無許可処理施設変更(産業廃棄物)
11号	処理施設の変更許可の不正取得		○	—	○ 不正な手段による処理施設変更(一般廃棄物)
			○	—	○ 不正な手段による処理施設変更(産業廃棄物)
12号	無確認輸出	○	○	第十条第1項(第十五条の四の七第1項での準用を含む)	○ 廃棄物の無確認輸出(既遂・未遂とも) ※廃棄物の無確認輸出は未遂を罰する(第二十五条第2項)
13号	処理業の受託禁止違反	○	○	第十四条第15項	○ 処理業の受託基準違反(産業廃棄物)
		○	○	第十四条の四第15項	○ 処理業の受託基準違反(特別管理産業廃棄物)
14号	廃棄物の投棄禁止違反	○	○	第十六条	○ 廃棄物の不法投棄(既遂・未遂とも) ※廃棄物の投棄禁止違反は未遂を罰する(第二十五条第2項)
15号	廃棄物の焼却禁止違反	○	○	第十六条の二	○ 廃棄物の違法焼却(既遂・未遂とも) ※廃棄物の焼却禁止違反は未遂を罰する(第二十五条第2項)
16号	指定有害廃棄物保管・処分違反	○	○	第十六条の三	○ 指定有害廃棄物の保管/収集/運搬/処分違反 ただし、基準に従って行うもの、法令等に基づくものを除く

表内の「対象者」の「排出者」の欄に○印がついている条項だけでなく、「処理業者」の欄に○印がついている条項目にも注意を払う必要があります。

【表 9-1-②】廃棄物処理法 第二十六条

第二十六条		対象者		3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
1号	委託基準違反	○		第六条の二第7項	○ 委託基準違反による委託(一般廃棄物)
			○	第七条第14項	○ 再委託禁止違反(一般廃棄物)
		○	○	第十二条第6項	○ 委託基準違反による委託(産業廃棄物)
		○	○	第十二条の二第6項	○ 委託基準違反による委託(特別管理産業廃棄物)
		○		第十四条第16項	○ 再委託禁止違反(産業廃棄物)
		○		第十四条の四第16項	○ 再委託禁止違反(特別管理産業廃棄物)
2号	施設改善命令違反		○	第九条の二	○ 施設改善命令/使用停止命令違反(一般廃棄物)
	使用停止命令違反		○	第十五条の二の七	○ 施設改善命令/使用停止命令違反(産業廃棄物)
3号	改善命令違反	○	○	第十九条の三	○ 改善命令違反
	施設無許可譲受け ・無許可借受け	○	○	第九条の五第1項(第十五条の四での準用を含む)	○ 無許可による処理施設譲り受け/借り受け
4号	無許可輸入	○	○	第十五条の四の五第1項	○ 無許可による廃棄物の輸入
5号	輸入許可条件違反	○	○	第十五条の四の五第4項	○ 廃棄物輸入許可条件違反
7号	不法投棄又は不法焼却を目的とする収集又は運搬	○	○	—	○ 不法投棄/不法焼却目的の収集運搬

【表 9-1-③】廃棄物処理法 第二十七条

第二十七条		対象者		2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
無確認輸出の予備		○	○	—	○ 無確認輸出のための廃棄物の予備

【表 9-1-④】廃棄物処理法 第二十八条

第二十八条		対象者		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
2号	土地形質変更命令違反	○	○	第十五条の十九第4項	○ 土地形質変更届の変更命令違反
		○	○	第十九条の十第1項	○ 土地形質変更による支障除外措置命令違反

【表 9-1-⑤-1】廃棄物処理法 第二十九条(その1)

第二十九条		対象者		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
1号	欠格要件該当届出違反 事業場外保管届出違反		○	第七条の二第4項(第十四条の二第3項、第十四条の五第3項での準用を含む)	○ 欠格要件該当届出(収集運搬業者・処分業者)
			○	第九条第6項(第十五条の二の六第3項での準用を含む)	○ 欠格要件該当届出(処理施設設置者)
		○		第十二条第3項 第十二条の二第3項	○ 届出なしの事業場外保管
2号	施設使用前検査 受検義務違反		○	第八条の二第5項(第九条第2項での準用を含む)	○ 使用前検査未受検による一般廃棄物施設使用
			○	第十五条の二第5項(第十五条の二第2項での準用を含む)	○ 使用前検査未受検による産業廃棄物施設使用
3号	排出者管理票 交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	○	○	第十二条の三第1項(第十五条の四の七第2項での準用含む)	○ 管理票未交付による処理委託 管理票必要事項未記載による管理票交付 管理票への虚偽記載
4号	運搬受託者管理票 写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載		○	第十二条の三第3項前段	○ 管理票写しの10日以内送付の不履行(収集運搬業者)
			○		○ 必要事項未記載による管理票写し送付(収集運搬業者)
			○		○ 虚偽記載管理票の写しの送付(収集運搬業者)
			○		○ 管理票写しの未送付(収集運搬業者)
5号	運搬受託者管理票 写し回付義務違反		○	第十二条の三第3項後段	○ 管理票写しの未送付(収集運搬業者)
6号	処分受託者管理票 写し送付義務違反 記載義務違反 虚偽記載		○	第十二条の三第4項・第5項 第十二条の五第5項	○ 管理票写しの10日以内送付の不履行(処分業者)
			○		○ 必要事項未記載による管理票写し送付(処分業者)
			○		○ 虚偽記載管理票の写しの送付(処分業者)
			○		○ 管理票写しの未送付(処分業者)
7号	管理票保存義務違反	○	○	第十二条の三第2項	○ 管理票(A票)の5年間保存の不履行
		○	○	第十二条の三第6項	○ 管理票(B2票・D票・E票)の5年間保存の不履行
			○	第十二条の三第9項	○ 管理票(B1票・C2票)の5年間保存の不履行
			○	第十二条の三第10項	○ 管理票(C1票)の5年間保存の不履行
8号	虚偽管理票交付		○	第十二条の四第1項	○ 虚偽記載の管理票交付(処理受託なし)

【表 9-1-⑤-2】廃棄物処理法 第二十九条(その2)

第二十九条		対象者		6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
9号	管理票未交付による産業廃棄物の引渡し		○	第十二条の四第2項	○ 廃棄物引き渡し時の管理票未受領
10号	虚偽管理票送付		○	第十二条の四第3項	○ 虚偽記載の管理票の交付(運搬/処理未完了) ○ 電子マニフェスト虚偽報告(運搬/処理未完了)
			○	第十二条の四第4項	○ 虚偽記載の管理票の交付(最終処分完了の管理票未受領) ○ 電子マニフェスト虚偽報告(最終処分完了報告の未受領)
11号	電子管理票虚偽登録	○	○	第十二条の五第1項(第十五条の四の七第2項での準用含む)	○ 電子マニフェストの虚偽報告/登録
12号	電子管理票報告義務違反 電子管理票報告虚偽報告		○	第十二条の五第2項	○ 運搬/処分完了後3日以内の報告漏れ ○ 運搬/処分完了後の虚偽報告
			○	第十二条の五第3項	○ 最終処分完了後3日以内の報告漏れ ○ 最終処分完了後の虚偽報告
13号	勧告命令違反	○	○	第十二条の六第3項	○ 管理票/電子マニフェストに関する措置命令違反
14号	処理困難通知義務違反 処理困難通知虚偽通知		○	第十四条第13項	○ 処理困難通知の不履行
			○	第十四条の四第13項	○ 処理困難通知における虚偽報告
15号	処理困難通知写し保存義務違反		○	第十四条第14項 第十四条の四第14項	○ 処理困難通知の写しの保存義務違反
16号	土地形質変更届出違反		○	第十五条の一第1項	○ 土地形質変更届出未提出
			○		○ 土地形質変更届出の虚偽届出
17号	事故時応急措置命令違反		○	第二十一条の二第2項	○ 事故時の応急措置命令違反

【表 9-1-⑥】廃棄物処理法 第三十条

第三十条		対象者		30万円以下の罰金	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
1号	帳簿備付け義務違反 記載義務違反 保存義務違反		○ ○	第七条第15項 第七条第16項 (第十二条第13項、第十二条の二第14項、第十四条第17項、第十四条の四第18項での準用を含む)	○ 廃棄物処理帳簿不備 ○ 廃棄物処理帳簿保存義務違反
2号	業廃止・変更届出義務違反 施設変更届出義務違反 施設相続届出義務違反		○	第七条の二第3項 (第十四条の二第3項、第十四条の五第3項での準用を含む)	○ 事業廃止/変更届出未提出(収集運搬) ○ 事業廃止/変更届出の虚偽報告(収集運搬)
			○	第九条第3項・第4項(第十五条の二の六第3項での準用を含む)	○ 処理施設変更/廃止/休止/埋立処分終了の届出未提出 ○ 処理施設変更/廃止/休止/埋立処分終了の届出虚偽報告
			○	第九条の七第2項(第十五条の四での準用を含む)	○ 処理施設設置者地位承継者届出未提出 ○ 処理施設設置者地位承継者届出の虚偽報告
3号	施設検査拒否、妨害、忌避		○	第八条の二の二第1項 第十五条の二の二第1項	○ 施設定期検査の拒否/妨害/忌避
4号	維持管理事項記録違反 備付け違反			第八条の四(第九条の十第8項、第十五条の二の四、第十五条の四の四第3項での準用を含む)	○ 処理施設等の維持管理記録の漏れ ○ 処理施設等の維持管理記録の虚偽記録 ○ 処理施設等の維持管理記録の不備
5号	処理責任者等設置義務違反	○ ○		第十二条第8項 第十二条の二第8項	○ 自己処理施設所有者の産業廃棄物処理責任者未設置 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者未設置
6号	報告拒否、虚偽報告	○	○	第十八条	○ 行政からの報告要請の拒否/虚偽報告 【対象者】 事業者、収集運搬業者、処分業者、処理施設設置者、土地形質変更者、無害化処理認定業者、廃棄物輸入者、廃棄物輸出者
7号	立入検査拒否、妨害、忌避	○	○	第十九条第1項・第2項	○ 行政の立入検査等の拒否/妨害/忌避 【対象者】 事業者、収集運搬業者、処分業者、処理施設設置者、土地形質変更者、無害化処理認定業者、廃棄物輸入者、廃棄物輸出者
8号	技術管理者設置義務違反			第二十一条第1項	○ 技術管理者未設置

【表 9-1-⑦】廃棄物処理法 第三十三条

第三十三条		対象者		20万円以下の過料	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
1号	非常災害時事業場外保管届出義務違反	○		第十二条第4項	○ 産業廃棄物事業場外保管届出14日以内の未提出 ○ 産業廃棄物事業場外保管届出虚偽報告
		○		第十二条の二第4項	○ 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出14日以内の未提出 ○ 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出虚偽報告
	土地形質変更届出違反		○	第十五条の十九第2項 第十五条の十九第3項	○ 土地形質変更届出14日以内の未提出/虚偽報告
2号	処理計画届出義務違反	○		第十二条第9項	○ 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画未提出 ○ 産業廃棄物多量排出事業者の処理計画虚偽報告
		○		第十二条の二第10項	○ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理計画未提出 ○ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理計画虚偽報告
3号	処理状況報告義務違反	○		第十二条第10項	○ 産業廃棄物多量排出事業者の処理状況報告未提出 ○ 産業廃棄物多量排出事業者の処理状況報告虚偽報告
		○		第十二条の二第11項	○ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理状況報告未提出 ○ 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の処理状況報告虚偽報告

【表 9-1-⑧】廃棄物処理法 第三十四条

第三十四条		対象者		10万円以下の過料	
		排出者	処理業者	対象となる条項	行為の内容
名称使用禁止違反			○	第二十条の二第3項	○ 廃棄物再生事業者名使用に係る未登録

【表 9-1-⑨】廃棄物処理法第三十二条

第三十二条	罰則に係る行為者	罰則に係る行為者の行為の内容	雇い主である法人又は人の罰の内容
法人に係る両罰規定	○法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員	○ 法人の業務に関し、第二十五条第1項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第2項に該当する違反行為をしたとき	3億円以下の罰金
		○ 法人の業務に関し、第二十五条第1項(第1号から第4号まで、第12号、第14号及び第15号を除く)、第二十六条、第二十七条、第二十八条第2号、第二十九条又は第三十条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰
人に係る両罰規定	○人の代理人、使用人、その他の従業員	○ 人の業務に関し、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条第2号、第二十九条又は第三十条に該当する違反行為をしたとき	それぞれの規定で定める罰

※ 雇い主である法人又は人に係る罰則(当該法人等及び行為者の双方を罰する:両罰規定)

※ 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課ホームページを参照致しました。

URL : <http://www.gunma-sanpai.jp/gp19/002.htm>

2. 産業廃棄物処理委託契約書に記載が必要な条項(P37【表 5-2-①】)と同一のもの)

【表 9-2-①】

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	-----
処分又は再生の場所の所在地	-----	適用
処分又は再生の方法	-----	適用
処分又は再生の施設の処理能力	-----	適用
最終処分の場所の所在地	-----	適用
最終処分の方法	-----	適用
最終処分施設の処理能力	-----	適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管[収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限り]		
積替え保管場所の所在地	適用	-----
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	適用	-----
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への可否等	適用	-----
委託者側からの適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状変化がある場合の情報	適用	適用
他の廃棄物と混合等により生ずる支障等の情報	適用	適用
JIS C950に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱いの際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱い	適用	適用

出典: 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(平成 20 年 11 月) 委託契約書の記載事項

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/publications/industrial_waste/guidebook/index.html

3. 廃棄物処理に関わる指定制度・認定制度(P38【表 5-2-②】)と同一のもの)

【表 9-3-①】

種類	内容	マニフェスト
指定制度	広域処理指定業者 ・施行規則第9条第4号	必要
	個別指定再生業者 ・施行規則第9条第2号	不要
認定制度	再生利用認定制度 ・法第9条の8 ・法第15条の4の2	不要 (ただし、資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。)
	広域認定制度 ・法第9条の9 ・法第15条の4の3	不要
	無害化処理認定制度 ・法第9条の10 ・法第15条の4の4	必要

出典: 東京都環境局「産業廃棄物適正処理ガイドブック」(平成 20 年 11 月) 産業廃棄物(産廃)Q&A

URL: http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/publications/industrial_waste/guidebook/index.htm

4. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)記載例

【図 9-4-①】

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票										
交付年月日	① 25 年 3 月 31 日		交付番号	③ 209999999 9		整理番号	④ 2013001		交付担当者	氏名 ⑤ 加食 太郎 (印)
事(排出者)	氏名又は名称 ② 株式会社 真日本商事 ○○支店					名称 ⑥ 株式会社 真日本商事 ○○支店 △▼センター				
	住所 〒999-9999 電話番号 03-0110-0110 東京都○○区△△町1-2-3					住所 〒999-9988 電話番号 03-0110-0119 東京都○○区△△町4-5-6				
産業廃棄物	⑦ □種類(普通の産業廃棄物)				□種類(特別管理産業廃棄物)				数量(及び単位)	荷姿
	□0100 燃えがら				□1200 金属くず				⑧ 10m ³	⑨ バラ積み
	□0200 汚泥				□1300 カラス・陶磁器くず					
	□0300 廃油				□1400 鉱さい				産業廃棄物の名称	
	□0400 廃酸				□1500 がれい類				⑩ 廃プラスチック類	
	□0500 廃アルカリ				□1600 家畜のふん尿				有害物質等	
	□0600 廃プラスチック				□1700 家畜の死体				⑪	
	□0700 紙くず				□1800 ばいじん				⑫ 破碎	
	□0800 木くず				□1900 13号廃棄物				⑬	
	□0900 繊維くず				□4000 動物系固形不要物				備考・通信欄	
□1000 動物性残さ				□7422 指定下水汚泥						
□1100 ゴムくず				□7423 鉱さい(有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとき A ☐ 当欄記載のとき									
最終処分場	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとき ⑭ ☐ 当欄記載のとき									
運搬受託者	氏名又は名称 ⑮ 株式会社 環境 住所 〒888-8888 電話番号 03-0114-0114 東京都○○市☆☆町1122-3					名称 ⑯ 株式会社 △△興産 ××センター 所在地 〒777-7777 電話番号 03-0115-0115 東京都▽▽市◆◆町7-8-9				
処分受託者	氏名又は名称 ⑰ 株式会社 △△興産 住所 〒999-9999 電話番号 03-0114-0114 東京都▽▽市◆◆町7-6-5					名称 ⑱ 所在地 〒 電話番号				
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) ①					受領印 運 終 了 年 月 日 a 平成 年 月 日 有価物収集量 数量(及び単位) b				
処分の委託	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) c					受領印 処 分 終 了 年 月 日 d 平成 年 月 日 最終処分 終 了 年 月 日 e 平成 年 月 日				
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 f					(委託契約書記載の場合)は委託契約書記載の番号				
(直行用) 発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会										
照会確認 B 2 票 平成 年 月 日 D 票 ⑲ 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日										

排出事業者が記入する項目

① 交付年月日	本マニフェストを発行する日(一般的には収集運搬を委託する日)を記入します。
② 事業者(排出者)	排出事業者の名称、住所、電話番号を記入します。
③ 交付番号	本マニフェストの場合は、あらかじめ番号が印字されています。
④ 整理番号	自社内で管理しやすいように任意の番号を記入します。
⑤ 交付担当者	本マニフェストを交付した者の氏名を記入し、捺印します。
⑥ 事業場(排出事業場)	実際に廃棄物を排出した事業場の名称、所在地、電話番号を記入します。
⑦ 産業廃棄物	委託する産業廃棄物にチェックを入れます。
⑧ 数量(及び単位)	排出する廃棄物の数量を単位(種類により、kg、m ³ 、L等を用います)とともに記入します。
⑨ 荷姿	コンテナ、バラ、ポリ容器等、具体的に記入します。
⑩ 産業廃棄物の名称	廃棄物の名称を具体的に記入します。
⑪ 有害物質等	廃棄物に有害物質を含む場合にその有害物質名を記入します。
⑫ 処分方法	運搬先(処分場＝中間処理場)での廃棄物の処理方法を記載します。
⑬ 備考・通信欄	廃棄物を取り扱う上で注意する事項を記入する。(例) 手袋、マスク着用要 等
⑭ 最終処理の場所	廃棄物、または中間処理して発生する残渣を最終処分する予定の場所を記入します。※ 委託契約書の記載通りの場合はチェックのみで可。
⑮ 運搬受託者	実際に廃棄物の運搬を行う収集運搬業者の氏名又は名称、住所、郵便番号、電話番号を記入します。
⑯ 運搬先の事業場(処分事業場)	実際に廃棄物の処分を実行する処分業者の氏名又は名称、所在地、電話番号を記入します。
⑰ 処分受託者	処分事業場の名称、住所、郵便番号、電話番号等を記入します。
⑱ 積替え又は保管	直行運搬なので、斜線を引きます。
⑲ 照会確認	排出事業者にはB2票、D票、E票がそれぞれ返却された時点で記載内容を照合し、返却された日付を記入します。

中間処理業者(＝委託先の処分業者)が記入する項目

A 中間処理産業廃棄物	中間処理業者がその処理残さを委託処理する際に記入します。排出事業者は記入不要です。
-------------	---

運搬担当者が記入する項目

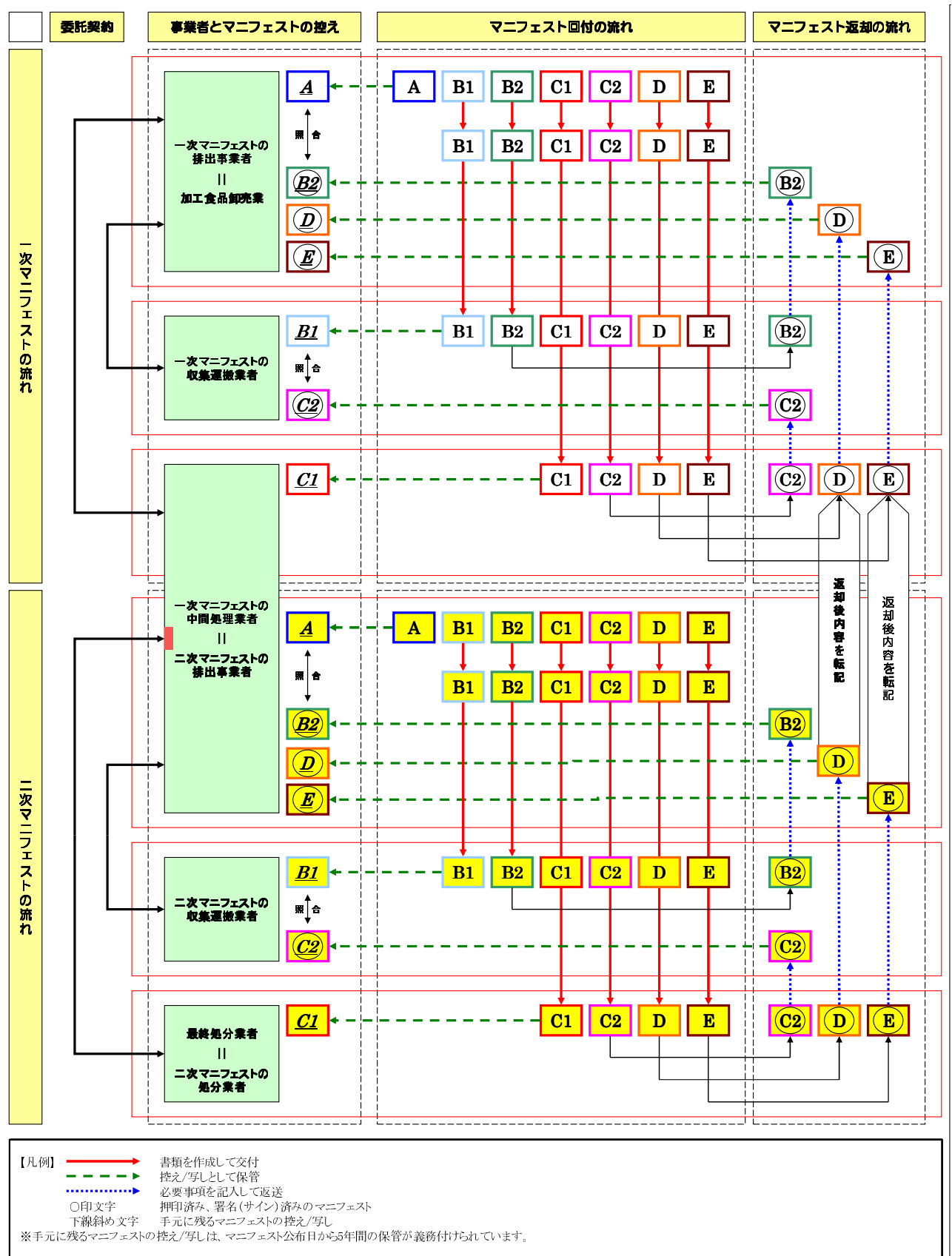
1 運搬の受託	廃棄物の受領の際に運搬担当者が会社名(受託者の氏名又は名称)、運搬担当者名を記入し、サイン又は押印します。
---------	---

最終処分事業者が記入する項目

a 運搬終了年月日	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。
b 有価物収集量	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。
c 処分の受託	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。
d 処分終了年月日	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。
e 最終処分年月日	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。
f 最終処分を行った場所	A票では網掛けになっています。排出事業者は記入不要です。

5. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)回付フロー

【図 9-5-①】



6. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書記載例(北海道の場合)

【図 9-6-①】

様式第三号 (第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(平成 24 年度)

平成 25 年 4 月 15 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

報告者 住 所
氏名(法人にあっては名
称及び代表者の氏名)
電話番号

札幌市中央区北3条西7丁目
北海道食品株式会社 代表取締役社長 北海 太郎
011-231-XXXX

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 24 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種				
北海道食品販売株式会社 帯広支店				飲食料品卸売業				
事業場の所在地				帯広市東3条南3丁目0000				
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1 廃プラスチック類	12	66	01000*****	北海道廃棄物運送株式会社	釧路市浦見2-X-XX	01200*****	北海道廃棄物運送株式会社	
2 動植物性残さ	98	66	01000*****	〃	〃	01200*****	株式会社北海道産産処理	
3								
4								
5								

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者についてすべて記入すること。

記入者

所属

環境管理部

職

係長

氏名

加食 太郎

連絡先TEL

0155-27-XXXX

(日本工業規格 A列4番)

7. 各自治体の産業廃棄物処理担当部署一覧

【表 9-7-①-1A】県庁所在地・政令市等

自治体名	廃棄物処理担当部署名	電話番号
札幌市	環境局 環境事業部 事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部 環境対策課	0138-51-0740
旭川市	環境部 環境対策課	0166-25-6369
青森市	環境生活部 環境政策課 廃棄物・不法投棄対策グループ	017-734-9248
秋田市	環境部 廃棄物対策課	018-866-2076
盛岡市	環境部 産業廃棄物対策室	019-626-7573
仙台市	環境局 廃棄物事業部 廃棄物指導課	022-214-8356
福島市	清掃管理課 廃棄物対策係	024-525-3744
郡山市	生活環境部 廃棄物対策課	024-924-3171
いわき市	生活環境部 廃棄物対策課	0246-22-7439
前橋市	環境部 廃棄物対策課	027-898-5953
高崎市	環境部 産業廃棄物対策課	027-321-1325
宇都宮市	環境部 廃棄物対策課審査・計画グループ	028-632-2929
さいたま市	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課	048-829-1607
川越市	環境部 産業廃棄物指導課	049-239-7007
千葉市	環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市	環境部 産業廃棄物課	047-436-3810
柏市	環境部 廃棄物政策課	04-7167-1140
横浜市	資源循環局 産業廃棄物対策課 指導係	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部 産業廃棄物指導課	044-200-2596
相模原市	環境経済局 資源循環部 廃棄物指導課 適正指導班	042-769-8358
横須賀市	資源循環部 資源循環推進課	046-822-8230
甲府市	清掃管理課 廃棄物対策係	055-241-4313
長野市	環境部 廃棄物対策課	026-224-7320
静岡市	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市	環境部 産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋市	環境局 事業部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導係	052-972-2392
豊橋市	環境部 廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市	環境部 廃棄物対策課 監視班	0564-23-6831
豊田市	環境部 廃棄物対策課	0565-34-6710
新潟市	環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部 環境政策課 廃棄物対策班	076-443-2178
金沢市	環境局 環境指導課 廃棄物指導グループ	076-220-2521
福井市	市民生活部 清掃清美課	0776-20-5377
岐阜市	産業廃棄物不法投棄対策本部	058-265-4141
大津市	環境部 産業廃棄物対策課	077-528-2062
奈良市	環境部 産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山市	市民環境局 環境事業部 産業廃棄物課	073-435-1221
京都市	環境政策局 事業系廃棄物対策室	075-366-1394
大阪市	環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局 環境保全部 産業廃棄物対策課	072-228-7476
豊中市	環境部 減量推進課 産業廃棄物指導係	06-6858-3070
東大阪市	環境部 産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	産業環境部 資源循環推進課	072-675-5312
神戸市	環境局 事業系廃棄物対策室 収集運搬担当	078-322-6432
姫路市	環境局 産業廃棄物対策室	079-221-2405
尼崎市	経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局 環境総括室 産業廃棄物対策課	0798-35-3277
岡山市	環境局 産業廃棄物対策課 監理係	086-803-1304
倉敷市	環境リサイクル局 産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局 業務部 産業廃棄物指導課 計画係	082-504-2225
呉市	環境部 環境政策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局 環境部 廃棄物対策課	084-928-1168
鳥取市	生活環境部循環型社会推進課	0857-26-7562
松江市	廃棄物対策課	0852-22-6151
山口市	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
下関市	環境部 廃棄物対策課	083-252-0978
徳島市	市民環境部 市民環境政策課	088-621-5202
高松市	環境局 環境指導課 廃棄物指導係	087-839-2380
松山市	環境部 廃棄物対策課	089-948-6929

【表 9-7-①-1B】県庁所在地・政令市等

自治体名	廃棄物処理担当部署名	電話番号
高知市	環境部 廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局 産業廃棄物対策室	093-582-2178
福岡市	環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市	環境部 廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市	環境部 廃棄物指導課	0942-30-9148
佐賀市	環境部循環型社会推進課	0952-30-2430
長崎市	環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物係	095-829-1159
大分市	環境部 産業廃棄物対策室	097-537-7953
熊本市	環境局 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室	096-328-2362
宮崎市	環境部 廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局 廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境政策課	098-867-0111

【表 9-7-①-2】都道府県

県名	廃棄物処理担当部署名	電話番号
北海道	環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ	011-204-5199
青森県	環境政策課 低炭素社会推進グループ	017-734-9241
秋田県	生活環境部 環境整備課 廃棄物対策班	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部 循環型社会推進課 廃棄物対策担当	023-630-3021
岩手県	環境生活部 資源循環推進課 廃棄物対策担当	019-629-5381
宮城県	環境生活部 廃棄物対策課 指導班	022-211-2648
福島県	生活環境部 産業廃棄物課	024-521-7259
茨城県	生活環境部 廃棄物対策課	029-301-3033
群馬県	環境森林部 廃棄物・リサイクル課	027-226-2861
栃木県	環境森林部 廃棄物対策課	028-623-3107
埼玉県	環境部 産業廃棄物指導課	048-830-3125
千葉県	環境生活部 廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係	03-5388-3589
神奈川県	環境農政局 環境保全部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導グループ	045-210-4159
山梨県	森林環境部 環境整備課 産業廃棄物担当	055-223-1518
長野県	環境部 廃棄物対策課	026-235-7181
静岡県	くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部 資源循環推進課 産業廃棄物グループ	052-954-6235
岐阜県	環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物担当	058-272-8217
三重県	環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査グループ	059-224-2475
新潟県	県民生活・環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物係	025-280-5161
富山県	生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班	076-444-9618
石川県	環境部 廃棄物対策課	076-225-1472
福井県	安全環境部 循環社会推進課	0776-20-0382
滋賀県	琵琶湖環境部 循環社会推進課	077-528-3471
奈良県	くらし創造部 景観・環境局 廃棄物対策課 産業廃棄物係	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課	073-441-2675
京都府	循環型社会推進課 産業廃棄物担当	075-414-4717
大阪府	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9571
兵庫県	農政環境部 環境管理局 環境整備課 廃棄物指導係	078-362-3279
鳥取県	生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当	0857-26-7681
島根県	環境生活部 廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局 循環型社会課 適正処理グループ	082-513-2963
山口県	環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
香川県	環境森林部 廃棄物対策課 産業廃棄物対策グループ	087-832-3226
徳島県	県民環境部 環境総局 環境整備課 審査指導担当	088-621-2269
愛媛県	県民環境部 環境局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部 環境対策課 産業廃棄物担当	088-821-4523
福岡県	環境部 廃棄物対策課 計画指導係	092-643-3363
大分県	生活環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物計画・調整班	097-506-3135
佐賀県	くらし環境本部 循環型社会推進課	0952-25-7078
長崎県	環境部 廃棄物対策課 計画・指導班	095-895-2373
熊本県	環境生活部 環境局 廃棄物対策課 適正処理推進班	096-333-2278
宮崎県	環境森林部 循環社会推進課 監視・指導担当	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2594
沖縄県	環境生活部 環境整備課 産業廃棄物班	098-866-2231

8. 各自治体の産業廃棄物管理表交付等状況報告書提出先一覧

【表 9-8-①-1】北海道～栃木県

都道府県名	管轄区域	提出先
北海道	札幌市	札幌市 環境局 環境事業部 事業廃棄物課
	函館市	函館市 環境部 環境対策課
	旭川市	旭川市 環境部 環境対策課産業廃棄物係
	上記以外の地域	北海道 環境生活部環境局循環型社会推進課
青森県	東津軽郡、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村)	青森県 東青地域県民局 地域連携部 青森環境管理事務所
	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、北津軽郡、中津軽郡、南津軽郡	青森県 中津地域県民局 地域連携部 弘前環境管理事務所
	八戸市、三沢市、十和田市、上北郡(七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町)、三戸郡	青森県 三八地域県民局 地域連携部 八戸環境管理事務所
	むつ市、下北郡	青森県 下北地域県民局 地域連携部 むつ環境管理事務所
	秋田県	秋田県 環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物担当
秋田県	大館市、鹿角市、小坂町	秋田県 大館保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	北秋田市、上小阿仁村	秋田県 北秋田保健所 環境指導課 衛生班
	能代市、三種町、八峰町	秋田県 能代保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	男鹿市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村	秋田県 秋田中央保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	由利本荘市、にかほ市	秋田県 由利本荘保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	大仙市、仙北市、美郷町	秋田県 大仙保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	横手市	秋田県 横手保健所 環境指導課 環境・食品衛生班
	湯沢市、羽後町、東成瀬村	秋田県 湯沢保健所 環境指導課 衛生班
	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石	山形県 村山総合支庁 環境課
	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	山形県 最上総合支庁 環境課
	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	山形県 置賜総合支庁 環境課
岩手県	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	山形県 庄内総合支庁 環境課
	盛岡市	盛岡市 環境部 産業廃棄物対策室
	八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町	岩手県 盛岡広域振興局(環境衛生課)
	奥州市、金ヶ崎町	岩手県 県南広域振興局(環境衛生課)
	花巻市、遠野市、北上市、和賀郡	岩手県 花巻保健福祉環境センター(環境衛生課)
	一関市、西磐井郡、東磐井郡	岩手県 一関保健福祉環境センター(環境衛生課)
	釜石市、大槌町	岩手県 沿岸広域振興局(環境衛生課)
	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村、川井村	岩手県 宮古保健福祉環境センター(環境衛生課)
	大船渡市、陸前高田市、住田町	岩手県 大船渡保健福祉環境センター(環境衛生課)
	久慈市、洋野町、普代村、野田村	岩手県 県北広域振興局(環境衛生課)
宮城県	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	岩手県 二戸保健福祉環境センター(環境衛生課)
	仙台市	仙台市 環境局 廃棄物事業部 廃棄物指導課 事業係
	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	宮城県 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)
	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村	宮城県 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)
	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、湧谷町、美里町	宮城県 北部保健福祉事務所(大崎保健所)
	石巻市、登米市、東松島市、女川町	宮城県 石巻保健福祉事務所(東部保健所)
	気仙沼市、南三陸町	宮城県 気仙沼保健福祉事務所(気仙沼保健所)
	郡山市	郡山市 生活環境部 廃棄物対策課
	いわき市	いわき市 生活環境部 廃棄物対策課
	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	福島県 県北地方振興局 環境課
福島県	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	福島県 県中地方振興局 環境課
	白河市、西白河郡、東白川郡	福島県 県南地方振興局 環境課
	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	福島県 会津地方振興局 環境課
	南会津郡	福島県 南会津地方振興局 県民環境課
	南相馬市、相馬市、相馬郡、双葉郡	福島県 相双地方振興局 環境課
	茨城県	茨城県 県民センター総室 県央環境保全室
	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	茨城県 県北県民センター 環境・保安課
	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	茨城県 鹿行県民センター 環境・保安課
	土浦市、石岡市、龍ヶ崎町、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見	茨城県 県南県民センター 環境・保安課
	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	茨城県 県西県民センター 環境・保安課
群馬県	前橋市	前橋市 環境部 廃棄物対策課
	高崎市	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課
	伊勢崎市、渋川市、玉村町、榛東村、吉岡町	群馬県 中部環境事務所 廃棄物係
	藤岡市、富岡市、安中市、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町	群馬県 西部環境森林事務所 廃棄物係
	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村	群馬県 吾妻環境森林事務所 総務環境係
	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村	群馬県 利根沼田環境森林事務所 総務環境係
	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	群馬県 東部環境事務所 廃棄物係
	宇都宮市	宇都宮市 環境部 廃棄物対策課
	鹿沼市、日光市	栃木県 県西環境森林事務所 環境部 環境対策課
	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	栃木県 県東環境森林事務所 環境部 環境対策課
栃木県	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	栃木県 県北環境森林事務所 環境部 環境対策課
	足利市、佐野市	栃木県 県南環境森林事務所 環境部 環境対策課
	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町	栃木県 小山環境管理事務所 環境対策課

【表 9-8-①-2】埼玉県～岐阜県

都道府県名	管轄区域	提出先
埼玉県	さいたま市	さいたま市 環境局 産業廃棄物指導課 指導係
	川越市	川越市 環境部 産業廃棄物指導課 指導担当
	川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町	埼玉県 中央環境管理事務所
	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町	埼玉県 西部環境管理事務所
	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、毛呂山町、越生町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村	埼玉県 東松山環境管理事務所
	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町	埼玉県 秩父環境管理事務所
	熊谷市、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、寄居町	埼玉県 北部環境管理事務所
	越谷市・草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	埼玉県 越谷環境管理事務所
	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	埼玉県 東部環境管理事務所
千葉県	千葉市	千葉市 環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課 事業所係
	船橋市	船橋市 環境部 産業廃棄物課 指導班
	柏市	柏市 環境部 産業廃棄物対策課
	上記以外の地域	千葉県 環境生活部 廃棄物指導課 指導企画室
東京都	全地域	東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係
神奈川県	横浜市	横浜市 資源循環局 事業系対策部 産業廃棄物対策課
	川崎市	川崎市 環境局 生活環境部 廃棄物指導課
	相模原市	相模原市 環境経済局 資源循環部 廃棄物指導課
	横須賀市	横須賀市 資源循環部 資源循環推進課
	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県 横須賀三浦地域政総合センター 環境部 環境課
	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県 県央地域政総合センター 環境部 環境調整課
	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県 湘南地域政総合センター 環境部 環境調整課
	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県 県西地域政総合センター 環境部 環境調整課
山梨県	全地域	山梨県 森林環境部 環境整備課 産業廃棄物担当
長野県	長野市	長野市 環境部 廃棄物対策課
	佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡	長野県 佐久地方事務所 環境課
	上田市、東御市、小県郡	長野県 上小地方事務所 環境課
	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	長野県 諏訪地方事務所 環境課
	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	長野県 上伊那地方事務所 環境課
	飯田市、下伊那郡	長野県 下伊那地方事務所 環境課
	木曽郡	長野県 木曽地方事務所 環境課
	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	長野県 松本地方事務所 環境課
	大町市、北安曇郡	長野県 北安曇地方事務所 環境課
	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	長野県 長野地方事務所 環境課
	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	長野県 北信地方事務所 環境課
静岡県	静岡市	静岡市 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
	浜松市	浜松市 環境部 産業廃棄物対策課
	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町	静岡県 賀茂健康福祉センター 環境課
	熱海市・伊東市・沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・御殿場市・小山町・富士市・富士宮市	静岡県 東部健康福祉センター 廃棄物課
	焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・川根本町・吉田町	静岡県 中部健康福祉センター 環境課
	掛川市・御前崎市・菊川市・磐田市・袋井市・森町・湖西市	静岡県 西部健康福祉センター 環境課
愛知県	名古屋市	名古屋市 環境局 事業部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導係
	豊橋市	豊橋市 環境部 廃棄物対策課
	岡崎市	岡崎市 環境部 廃棄物対策課 監視班
	豊田市	豊田市 環境部 廃棄物対策課
	豊川市、蒲郡市、田原市	愛知県 東三河総局
	新城市、設楽町、東栄町、豊根町	愛知県 東三河総局 新城設楽振興事務所
	稲沢市、清須市、一宮市、岩倉市、北名古屋、江南市、小牧市、大山市、春日井市、尾張旭市、瀬戸市、長久手市、日進市、豊明市、豊山町、大口町、扶桑町、東郷町	愛知県 尾張県民事務所
	愛西市、津島市、あま市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村	愛知県 尾張県民事務所 海部県民センター
	大府市、東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町	愛知県 尾張県民事務所 知多県民センター
	みよし市、知立市、刈谷市、高浜市、碧南市、安城市、西尾市、幸田町	愛知県 西三河県民事務所
岐阜県	岐阜市	岐阜市 環境事業部 産業廃棄物指導課
	羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜県 岐阜振興局
	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	岐阜県 西濃振興局
	揖斐川町、大野町、池田町	岐阜県 西濃振興局 揖斐事務所
	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	岐阜県 中濃振興局
	関市、美濃市、郡上市	岐阜県 中濃振興局 中濃事務所
	多治見市、瑞浪市、土岐市	岐阜県 東濃振興局
	恵那市、中津川市	岐阜県 東濃振興局 恵那事務所
	高山市、飛騨市、下呂市、白川村	岐阜県 飛騨振興局

【表 9-8-①-3】三重県～鳥取県

都道府県名	管轄区域	提出先
三重県	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町	三重県 桑名農政環境事務所 環境室 環境課
	四日市市、菰野町、朝日町、川越町	三重県 四日市農林商工環境事務所 環境室 環境課
	鈴鹿市、亀山市	三重県 四日市農林商工環境事務所 環境室 鈴鹿環境課
	津市	三重県 津農林水産商工環境事務所 環境室 環境課
	松阪市、多気町、明和町、大台町	三重県 松阪農林商工環境事務所 環境室 環境課
	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	三重県 伊勢農林水産商工環境事務所 環境室 環境課
	伊賀市、名張市	三重県 伊賀農林商工環境事務所 環境室 環境課
	尾鷲市、紀北町	三重県 尾鷲農林水産商工環境事務所 環境室 環境課
	熊野市、御浜町、紀宝町	三重県 熊野農林商工環境事務所 環境室 環境課
	新潟市	新潟市 環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物対策室
新潟県	新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新潟県 新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	新潟県 三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村	新潟県 長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	新潟県 南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	上越市、糸魚川市、妙高市	新潟県 上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	佐渡市	新潟県 佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター
	富山県	富山県 環境部 環境政策課 廃棄物対策係
	富山県 上記以外の地域	富山県 生活環境文化部 環境政策課
石川県	金沢市	金沢市 環境局 環境指導課 廃棄物指導グループ
	上記以外の地域	石川県 環境部 廃棄物対策課 指導グループ
福井県	福井市、永平寺町	福井県 福井健康福祉センター(福井保健所) 環境廃棄物対策課
	あわら市、坂井市	福井県 坂井健康福祉センター(坂井保健所) 環境衛生課
	大野市、勝山市	福井県 奥越健康福祉センター(奥越保健所) 環境衛生課
	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	福井県 丹南健康福祉センター(丹南保健所) 環境廃棄物対策課
	敦賀市、若狭町(旧三方町)、美浜町	福井県 嶺南振興局 三州健康福祉センター(嶺南振興局三州保健所) 環境廃棄物対策課
	小浜市、若狭町(旧上中町)、高浜町、おおい町	福井県 嶺南振興局 若狭健康福祉センター(嶺南振興局若狭保健所) 環境衛生課
	滋賀県	滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課
奈良県	奈良市	奈良市 産業廃棄物対策課
	上記以外の地域	奈良県 景観・環境保全センター
和歌山県	和歌山市	和歌山市 産業廃棄物課 指導班
	橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町	和歌山県 橋本保健所 伊都振興局 健康福祉部
	岩出市・紀の川市	和歌山県 岩出保健所 那賀振興局 健康福祉部
	海南市・紀美野町	和歌山県 海南保健所 海草振興局 健康福祉部
	有田市・湯浅町・広川町・有田川町	和歌山県 湯浅保健所 有田振興局 健康福祉部
	御坊市・由良町・日高川町・印南町・日高町・美浜町	和歌山県 御坊保健所 日高振興局 健康福祉部
	田辺市・みなべ町・上富田町・白浜町・すさみ町	和歌山県 田辺保健所 西牟婁振興局 健康福祉部
	新宮市・太地町・那智勝浦町・北山村	和歌山県 新宮保健所 東牟婁振興局 健康福祉部 新宮本所
	串本町・古座川町	和歌山県 新宮保健所 東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所
	京都市	京都市 環境政策局 事業系廃棄物対策室
	向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 乙訓保健所 環境衛生室
	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府 山城北保健所 環境室
	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城南保健所 環境衛生室
大阪府	堺市	堺市 環境局 環境保全部 産業廃棄物対策課
	豊中市	豊中市 環境部 環境センター 減量推進課 産業廃棄物指導係
	東大阪市	東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課
	高槻市	高槻市 産業環境部 資源循環推進課
	泉州地域(高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
	上記以外の地域	大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 調整グループ
	兵庫県	兵庫県 阪神南県民局 環境課
	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	兵庫県 阪神北県民局 里山・環境課
	明石市、加古川市、高砂市、稲美市、播磨町	兵庫県 東播磨県民局 環境課
	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	兵庫県 北播磨県民局 環境課
鳥取県	神河町、市川町、福崎町	兵庫県 中播磨県民局 環境課
	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	兵庫県 西播磨県民局 環境課
	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	兵庫県 但馬県民局 環境課
	篠山市、丹波市	兵庫県 丹波県民局 環境課
	洲本市、南あわじ市、淡路市	兵庫県 淡路県民局 環境課
	神戸市	神戸市 環境局 事業系廃棄物対策室
	姫路市	姫路市 環境局 美化部 美化業務課 産業廃棄物対策室
	尼崎市	尼崎市 経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当
	西宮市	西宮市 環境局 環境総括室 産業廃棄物対策課
	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取県 東部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課
	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	鳥取県 中部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課
	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	鳥取県 西部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課

【表 9-8-①-4】島根県～長崎県

都道府県名	管轄区域	提出先
島根県	松江市、安来市	島根県 松江保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	雲南市、奥出雲町、飯南町	島根県 雲南保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	出雲市	島根県 出雲保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	島根県 県央保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	浜田市、江津市	島根県 浜田保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	益田市、津和野町、吉賀町	島根県 益田保健所 環境衛生部 環境保全グループ
	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	島根県 隠岐保健所 環境衛生部 環境保全グループ
岡山県	岡山市	岡山市 産業廃棄物対策課
	倉敷市	倉敷市 産業廃棄物対策課
	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山県 備前県民局 環境課
	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	岡山県 備前県民局 環境課
	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	岡山県 美作県民局 環境課
広島県	大竹市、廿日市市	広島県 西部厚生環境事務所 環境管理課
	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	広島県 西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課
	江田島市	広島県 西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課
	竹原市、東広島市、大崎上島町	広島県 西部東厚生環境事務所 環境管理課
	三原市、尾道市、世羅町	広島県 東部厚生環境事務所 環境管理課
	府中市、神石高原町	広島県 東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課
	三次市、庄原市	広島県 北部厚生環境事務所 環境管理課
	広島市	広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課
	呉市	呉市 環境部 環境政策課
	福山市	福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課
山口県	下関市	下関市 環境部 廃棄物対策課
	岩国市、和木町	山口県 岩国健康福祉センター 廃棄物対策班
	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	山口県 柳井健康福祉センター 環境指導班
	周南市、下松市、光市	山口県 周南健康福祉センター 廃棄物対策班
	山口市、防府市	山口県 山口健康福祉センター 環境指導班
	宇部市、山陽小野田市、美祢市	山口県 宇部健康福祉センター 廃棄物対策班
	長門市	山口県 長門健康福祉センター 環境薬事班
	萩市、阿武町	山口県 萩健康福祉センター 環境指導班
香川県	高松市	高松市 環境指導課
	高松市以外	香川県 廃棄物対策課
徳島県	阿南市、那珂郡、海部郡	徳島県 南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
	美馬市、三好市、美馬郡、三好郡	徳島県 西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当
	上記以外	徳島県 県民環境部 環境局 環境整備課 指導担当
愛媛県	松山市	松山市 環境部 廃棄物対策課
	四国中央市	愛媛県 四国中央保健所 衛生環境課
	西条市、新居浜市	愛媛県 西条保健所 環境保全課
	今治市、越智郡	愛媛県 今治保健所 環境保全課
	伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡	愛媛県 松山保健所 環境保全課
	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡	愛媛県 八幡浜保健所 環境保全課
	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡	愛媛県 宇和島保健所 環境保全課
高知県	高知市	高知市 廃棄物対策課
	高知市以外	高知県 林業振興・環境部 環境対策課
福岡県	福岡市	福岡市 環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課
	北九州市	北九州市 環境局 環境監視部 産業廃棄物対策室
	大牟田市	大牟田市 環境部 廃棄物対策課
	久留米市	久留米市 環境部 廃棄物指導課
	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、筑紫郡	福岡県 筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課
	中間市、古賀市、糟屋郡、宗像市、福津市、遠賀郡	福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課
	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡	福岡県 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課
	小郡市、朝倉市、うきは市、朝倉郡、三井郡	福岡県 北筑後保健福祉環境事務所 環境課
	柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	福岡県 南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課
	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県 京築保健福祉環境事務所 環境課
	大分市	大分市 環境部 清掃管理課 産業廃棄物対策室
	別府市、日出町、杵築市	大分県 東部保健所
大分県	国東市、姫島村	大分県 東部保健所 国東保健部
	臼杵市、津久見市	大分県 中部保健所
	由布市	大分県 中部保健所 由布保健部
	佐伯市	大分県 南部保健所
	日田市、九重町、玖珠町	大分県 西部保健所
	中津市、宇佐市	大分県 北部保健所
	豊後高田市	大分県 北部保健所 豊後高田保健部
	上記以外	大分県 生活環境部 廃棄物対策課
佐賀県	全地域	佐賀県 くらし環境本部 循環型社会推進課 監視指導担当
長崎県	西海市、長与町、時津町	長崎県 長崎振興局 保健部 衛生環境課(西彼保健所)
	諫早市、大村市、東彼杵町、川・町、波佐見町	長崎県 県央振興局 保健部 環境課(県央保健所)
	島原市、雲仙市、南島原市	長崎県 島原振興局 保健部 衛生環境課(県南保健所)
	平戸市、松浦市、佐々町	長崎県 県北振興局 保健部 衛生環境課(県北保健所)
	五島市	長崎県 五島振興局 保健部 衛生環境課(五島保健所)
	小値賀町、新上五島町	長崎県 五島振興局 上五島支所 保健部 衛生環境課(上五島保健所)
	壱岐市	長崎県 壱岐振興局 保健部 衛生環境課(壱岐保健所)
	対馬市	長崎県 対馬振興局 保健部 衛生環境課(対馬保健所)
	長崎市	長崎市 環境部 廃棄物対策課 産業廃棄物係
	佐世保市	佐世保市 廃棄物指導課

【表 9-8-①-5】熊本県～沖縄県

都道府県名	管轄区域	提出先
熊本県	荒尾市、玉名市、玉東町、和永町、南関町、長洲町	熊本県 有明保健所 衛生環境課
	山鹿市	熊本県 山鹿保健所 衛生環境課
	菊池市、合志市、大津町、菊陽町	熊本県 菊池保健所 衛生環境課
	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	熊本県 阿蘇保健所 衛生環境課
	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	熊本県 御船保健所 衛生環境課
	宇土市、宇城市、美里町	熊本県 宇城保健所 衛生環境課
	八代市、氷川町	熊本県 八代保健所 衛生環境課
	水俣市、芦北町、津奈木町	熊本県 水俣保健所 衛生環境課
	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	熊本県 人吉保健所 衛生環境課
	天草市、上天草市、苓北町	熊本県 天草保健所 衛生環境課
	熊本市	熊本市 ごみ減量推進課 事業ごみ対策室
	宮崎県	宮崎市 廃棄物対策課 産業廃棄物係
	宮崎県以外	宮崎県 循環社会推進課
	鹿児島県	鹿児島市 廃棄物指導課 産業廃棄物係
鹿児島県	鹿児島市以外	鹿児島県 廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 マニフェスト担当
	沖縄県	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
沖縄県	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城	沖縄県 北部福祉保健所 生活環境班
	那覇市、浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	沖縄県 中部福祉保健所 環境保全班
	豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町	沖縄県 中央保健所 環境保全班
	宮古島市、多良間村	沖縄県 南部福祉保健所 生活環境班
	石垣市、竹富町、与那国町	沖縄県 宮古福祉保健所 生活環境班
		沖縄県 八重山福祉保健所 生活環境班

9. 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

【表 9-10-①】

産業廃棄異物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

【註1】 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m³)。

【註2】 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意してください。

【註3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ上表内1-19に該当する品目の換算係数に準拠します。

【註4】 「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を乗算することによりトン数を計算する方法があります。

※ 出典:環境省通知 2006年(平成18年)12月27日 環廃産発第061227006号

URL: http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf

10. 日本産業分類 日本標準産業大分類・中分類一覧表(平成 19 年度版)

【表 9-11-①】

大分類		中分類		大分類		中分類	
コード	名称	コード	名称	コード	名称	コード	名称
A	農業、林業	1	農業	I	卸売業・小売業	50	各種商品卸売業
		2	林業			51	繊維・衣服等卸売業
B	漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)			52	飲食料品卸売業
		4	水産養殖業			53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業			54	機械器具卸売業
						55	その他の卸売業
D	建設業	6	総合工事業			56	各種商品小売業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)			57	繊維・衣服・身の回り品小売業
		8	設備工事業			58	飲食料品小売業
E	製造業	9	食料品製造業			59	機械器具小売業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業			60	その他の小売業
		11	繊維工業			61	無店舗小売業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	J	金融業、保険業	62	銀行業
		13	家具・装飾品製造業			63	協同組織金融業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業			64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		15	印刷・関連工業			65	金融商品取引業、商品先物取引業
		16	化学工業			66	補助的金融業等
		17	石油製品・石炭製品製造業			67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		19	ゴム製品製造業			69	不動産賃貸業・管理業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業			70	物品賃貸業
		21	窯業・土石製品製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		22	鉄鋼業			72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		23	非鉄金属製造業			73	広告業
		24	金属製品製造業			74	技術サービス業(他に分類されないもの)
		25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		26	生産用機械器具製造業			76	飲食店
		27	業務用機械器具製造業			77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		29	電気機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業
		30	情報通信機械器具製造業			80	娯楽業
		31	輸送用機械器具製造業	O	教育、学習支援業	81	学校教育
		32	その他の製造業			82	その他の教育、学習支援業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	P	医療、福祉	83	医療業
		34	ガス業			84	保健衛生
		35	熱供給業			85	社会保険・社会福祉・介護事業
		36	水道業	Q	複合サービス事業	86	郵便局
G	情報通信業	37	通信業			87	協同組合(他に分類されないもの)
		38	放送業	R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		39	情報サービス業			89	自動車整備業
		40	インターネット附属サービス業			90	機械等修理業(別掲を除く)
		41	映像・音声・文字情報制作業			91	職業紹介・労働者派遣業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業			92	その他の事業サービス業
		43	道路旅客運送業			93	政治・経済・文化団体
		44	道路貨物運送業			94	宗教
		45	水運業			95	その他のサービス業
		46	航空運輸業			96	外国公務
		47	倉庫業			97	国家公務
		48	運輸に附帯するサービス業			98	地方公務
		49	郵便業(信書便事業を含む)	S	公務(他に分類されるものを除く)	99	分類不能の産業
				T	分類不能の産業		

※ 出典: 総務省統計局ホームページ

URL: <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>

11. 印紙税額一覧表(抜粋)

【表 9-12-①】

文書番号	文書の種類	契約書の種類	印紙税額(1通または1冊につき)	
			記載された契約金額	印紙税額
1号文書	4.運送に関する契約書	収集運搬	1 万円未満	非課税
			1 万円超 10 万円以下	200 円
			10 万円超 50 万円以下	400 円
			50 万円超 100 万円以下	1,000 円
			100 万円超 500 万円以下	2,000 円
			500 万円超 1000 万円以下	10,000 円
			1000 万円超 5000 万円以下	20,000 円
			5000 万円超 1 億円以下	60,000 円
			1 億円超 5 億円以下	100,000 円
			5 億円超 10 億円以下	200,000 円
			10 億円超 50 億円以下	400,000 円
			50 億円超	600,000 円
			契約金額の記載のないもの	200 円
			解約の場合	不要
2号文書	請負に関する契約書	処分	1 万円未満	非課税
			1 万円以下 100 万円以下	200 円
			100 万円以下 200 万円以下	400 円
			200 万円以下 300 万円以下	1,000 円
			300 万円以下 500 万円以下	2,000 円
			500 万円以下 1000 万円以下	10,000 円
			1000 万円以下 5000 万円以下	20,000 円
			5000 万円以下 1 億円以下	60,000 円
			1 億円超 5 億円以下	100,000 円
			5 億円超 10 億円以下	200,000 円
			10 億円超 50 億円以下	400,000 円
			50 億円超	600,000 円
			契約金額の記載のないもの	200 円
			解約の場合	不要

※出典: 国税庁ホームページ > 税について調べる > パンフレット・手引き

URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-07>

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/tebiki/pdf/10.pdf>

12. 廃棄物関連団体等サイト

【表 9-13-①】

	法人	団体名	サイトURL
全国	公益社団法人	全国産業廃棄物連合会	www.zensanpairen.or.jp/
北海道	社団法人	北海道産業廃棄物協会	www.sanpai.or.jp/
青森県	一般社団法人	青森県産業廃棄物協会	www.aosanpaikyou.or.jp/
秋田県	一般社団法人	秋田県産業廃棄物協会	www.akita-sanpai.or.jp/
山形県	社団法人	山形県産業廃棄物協会	www.yamagata-sanpai.or.jp/
岩手県	社団法人	岩手県産業廃棄物協会	www.iwatesanpai.or.jp/
宮城県	社団法人	宮城県産業廃棄物協会	www.miyagisanpai.or.jp/
福島県	社団法人	福島県産業廃棄物協会	www.fukushima-sanpai.jp/
茨城県	社団法人	茨城県産業廃棄物協会	www.ibaraki-sanpaikyo.or.jp/
群馬県	公益社団法人	群馬県環境資源保全協会	www.kankyogunma.com/
栃木県	公益社団法人	栃木県産業廃棄物協会	www.tochigi-sanpai.or.jp/
埼玉県	社団法人	埼玉県産業廃棄物協会	www.saitama-sanpai.or.jp/
千葉県	社団法人	千葉県産業廃棄物協会	www.chiba-sanpai.or.jp/
東京都	社団法人	東京産業廃棄物協会	www.tosankyo.or.jp/
神奈川県	公益社団法人	神奈川県産業廃棄物協会	www.kiwa.or.jp/
山梨県	社団法人	山梨県産業廃棄物協会	www.sanpai-yamanashi.or.jp/
長野県	社団法人	長野県産業廃棄物協会	www.nagano-sanpai.com/
静岡県	公益社団法人	静岡県産業廃棄物協会	www.shizuoka-sanpai.or.jp/
愛知県	一般社団法人	愛知県産業廃棄物協会	www.aisankyou.com/
岐阜県	一般社団法人	岐阜県産業環境保全協会	www.gifu-hozen.jp/
三重県	一般社団法人	三重県産業廃棄物協会	www.mie-sanpai.or.jp/
新潟県	社団法人	新潟県産業廃棄物協会	www.niigata-sanpai.or.jp/
富山県	社団法人	富山県産業廃棄物協会	www.toyama-sanpai.ecnet.jp/
石川県	社団法人	石川県産業廃棄物協会	i-sanpai.web6.jp/
福井県	社団法人	福井県産業廃棄物協会	www.sanpai-fukui.or.jp/
滋賀県	社団法人	滋賀県産業廃棄物協会	shiga.sanpai.com/
奈良県	社団法人	奈良県産業廃棄物協会	nara-sanpai.com/
和歌山県	社団法人	和歌山県産業廃棄物協会	wakayama.sanpai.com/
京都府	社団法人	京都府産業廃棄物協会	www.kyoto-sanpai.or.jp/
大阪府	社団法人	大阪府産業廃棄物協会	www.o-sanpai.or.jp/
兵庫県	一般社団法人	兵庫県産業廃棄物協会	www.hyogo-sanpai.or.jp/
鳥取県	一般社団法人	鳥取県産業廃棄物協会	www.tottori-sanpai.jp/
島根県	一般社団法人	島根県産業廃棄物協会	www.shimane-sanpai.org/
岡山県	一般社団法人	岡山県産業廃棄物協会	www7.ocn.ne.jp/~okasan81/
広島県	一般社団法人	広島県資源循環協会	www.hshigen.or.jp/pages/index.html
山口県	社団法人	山口県産業廃棄物協会	www.ysanpai.com/
香川県	一般社団法人	香川県産業廃棄物協会	www.kagawa-sanpai.or.jp/
徳島県	社団法人	徳島県産業廃棄物処理協会	www.tokushima-sanpai.org/
愛媛県	社団法人	愛媛県産業廃棄物協会	www.ehimesanpai.or.jp/
高知県	社団法人	高知県産業廃棄物協会	www.kochi-sanpai.or.jp/
福岡県	公益社団法人	福岡県産業廃棄物協会	www.f-sanpai.com/
大分県	社団法人	大分県産業廃棄物処理業協会	www.oita-sanpaikyo.or.jp/
佐賀県	社団法人	佐賀県産業廃棄物協会	www2.bunbun.ne.jp/~saga-sanpai/
長崎県	社団法人	長崎県産業廃棄物協会	n-sanpaikyokai-area9.jp/
熊本県	社団法人	熊本県産業廃棄物協会	www.kuma-sanpai.or.jp/
宮崎県	社団法人	宮崎県産業廃棄物協会	www.miyazaki-sanpai.com/
鹿児島県	社団法人	鹿児島県産業廃棄物協会	www.kagoshima-sanpai.or.jp/
沖縄県	社団法人	沖縄県産業廃棄物協会	www.oki-sanpai.jp/
	公益財団法人	日本産業廃棄物処理振興センター	http://www.jwnet.or.jp/center/
	一般財団法人	日本環境衛生センター	http://www.jesc.or.jp/index.html
	公益財団法人	産業廃棄物処理事業振興財団	http://www.sanpainet.or.jp/
	財団法人	食品産業センター	http://www.shokusan.or.jp/index.php
	環境省	廃棄物・リサイクル対策部	http://www.env.go.jp/recycle/

編集:環境問題対応ワーキンググループAチーム(企業名 50 音順 敬称略)

座長 小林 一之 (三菱食品 株式会社)
関戸 隆 (伊藤忠食品 株式会社)
安井 弘人 (加藤産業 株式会社)
山田 英夫 (国分 株式会社)
田近 博巳 (株式会社 日本アクセス)
青木 丹 (株式会社 日本アクセス)
高田 憲一 (三井食品 株式会社)
一般社団法人 日本加工食品卸協会 事務局